

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会(第1号)

1. 会議招集日時 令和5年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 0時 6分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総 合 政 策 監	安 部 正 和
総 務 防 災 課 長	堀 賢 一	企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士
企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘	企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎
選 挙 管 理 委 員 会 書 記	守 屋 裕 文		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 選挙第1号 矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第5 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第5号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 議案第6号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第7号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
- 議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 矢掛町合併70周年記念事業基金条例制定について
- 議案第23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について
- 議案第26号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

- 議案第27号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第28号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第29号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第30号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第31号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)について



午前9時30分 開会

○議長(花川大志君) 皆さん、おはようございます。

数年来続いた新型コロナウイルス感染症ですが、令和5年に入り、感染拡大防止対策と一般的な社会生活や経済活動との両立が現実味を帯びてきた中、オミクロン株対応ワクチンの接種もいよいよ今日31日までとなりました。管理衛生に留意しつつも、解放された新しい社会生活への移行が一步步進んでいくことを願うものであります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席される旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長(花川大志君)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番浅野 毅君と、1番土井俊彦君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(花川大志君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6日から20日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6日から20日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長(花川大志君)** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長(山岡 敦君)** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先月19日に開催されました第35回矢掛本陣マラソン大会では、雨の中多くのランナーが沿道からの声援を受けながら、力いっぱい駆け抜けられました。このように盛大に開催することができましたのも、スポーツ推進委員をはじめ、各地区公民館、警察署員、また、自治会、ボランティアの方々といった多くの関係者の御協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年11月から拡大傾向にあった新型コロナウイルス感染症の第8波は、1月中旬頃から減少傾向となり、国では3月13日からマスクの着用を個人の判断に委ねることや、5月には感染症の法律上の位置付けを第2類相当から第5類へ移行する方針が示されました。本町といたしましても、今後の感染

状況や国の方針など状況の変化に対応し、引き続き感染に対する細心の注意を払ってまいります。

さて国では、令和5年度の予算につきまして、経済運営として厳しい状況にある方々を全力で支援し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものにしていくとしており、こうした状況で本町といたしましては、今年度ふるさと納税の増加等ございましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響で苦しい予算編成となりました。

しかしながら、住民サービスの低下を招かぬよう、また、物価高騰の影響を受ける町民の支援を続け、デジタル化の推進や脱炭素の取組など社会経済情勢の変化にもしっかりと対応してまいります。議員をはじめ町民の皆様には、対話を重視し、そしてニーズにお応えし、笑顔があふれるまちづくりを実現するため、皆様とともに進めてまいりますので、なにとぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、人事案件についてが1件、条例の一部改正、廃止及び新規制定が21件、過疎計画の変更について1件、権利の放棄について1件、令和4年度各会計補正予算が7件、令和5年度各会計予算が10件の計41議案でございます。どうか、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。また、本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は3件でございます。

報告第1号、中国銀行矢掛支店が会計課窓口から撤退することについて、御報告申し上げます。

令和5年3月末日をもちまして、役場会計課に常駐しておりました中国銀行矢掛支店派出所が撤退いたします。撤退の理由につきましては、同行の経営の効率化と聞いております。このことは矢掛町のみならず、同時期にお隣の井原市をはじめ、岡山県の多くの自治体で同様の撤退が行われる予定です。

中国銀行派出所は、平成10年から25年間矢掛町の出納業務の一部を担っていただきました。なお、矢掛町の指定金融機関は引き続き中国銀行矢掛支店にお願いいたします。また、役場入口付近にありますキャッシュコーナー、これはそのまま据え置かれます。議員の皆様におかれましても、御理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、報告第2号でございます。B&G海洋センタープールリニューアルオープン式典の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが、海洋センタープールの改修工事の完成及びリニューアルオープンにあたり、リニューアルオープン記念式典並びにオープニング記念イベントを3月25日土曜日午前9時30分からB&G海洋センターで開催いたします。

オープニング記念イベントといたしまして、ロンドンオリンピック銅メダリストでスポーツキャスターの寺川綾さんを迎え、町内の子供向けの水泳教室を開催します。また、25日当日は、イベント終了後、午後1時から午後6時までをプール営業時間とし、町民の方を対象に利用料無料での一般開放とします。夜間営業は行いません。翌26日日曜日からは、通常どおり午前9時から午後9時まで営業を行います。

議員の皆様には、年度末御多忙の時期とは存じますが、リニューアルオープン記念式典へお繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしく願いいたします。

報告第3号、令和5年春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております春の交通安全県民運動が、今年度は4月に統一地方選挙が予定されているため、5月11日の木曜日から20日の土曜日までの10日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスロー

ガンに県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、交通安全推進大会を実施するとともに、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指しさらなる交通安全の周知徹底を図ってまいります。

町民の皆様には、改めて、交通ルールは絶対に守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様にも、それぞれのお立場で引き続き、交通事故ゼロを目指し御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長(花川大志君)** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいとします。次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますので、御一読ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 選挙第1号 矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長(花川大志君) 日程第4、選挙第1号、矢掛町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。これは、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が、本年6月1日で満了することに伴い、次期委員と補充員を地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りいたします。この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらに、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

それではまず、矢掛町選挙管理委員の4名の指名をいたします。矢掛町選挙管理委員に、武久雄さん、中嶋慎祐さん、中本敬治さん、妹尾和正さん、以上4名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を、矢掛町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、矢掛町選挙管理委員には、ただいまの4名の方々が当選されました。

次に、補充員の指名を行いたいと思います。まず、補充の順序について、お諮りいたします。補充の

順序につきましても、議長が指名する順序といたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、議長が指名する順序と決しました。

それでは、補充員を補充の順序に従って指名いたします。補充順位第1番松田智仁さん、第2番多賀健一さん、第3番津野熊好夫さん、第4番谷許和昭さん、以上のおり指名いたします。

ただいま指名いたしました4名の方々を補充員の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方々が矢掛町選挙管理委員の補充員に当選されました。

ただいまから当選されました方々の名簿を事務局に配付させますので、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔当選者名簿配付〕

~~~~~

日程第5 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長(花川大志君)** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、会議を開きます。

日程第5、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。町長からの提案理由の説明を求めます。

**○町長(山岡 敦君)** それでは、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の山本静枝氏の任期が、本年6月30日をもって満了いたします。このことに伴いまして、引き続き、矢掛町浅海1207番地、山本静枝氏を委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を承りたく、この議会に提出させていただくものでございます。

経歴につきましては、お手許に資料を配付いたしておりますので、資料番号1を御覧いただきたいと存じます。山本氏は、令和2年7月より現職委員として活動いただいております。また、矢掛町民後見人、介護認定審査会委員、社会福祉協議会理事として御活躍されております。

人権擁護委員就任後の任期は、本年7月1日から3年でございます。

なお、現在の本町の人権擁護委員につきましては、藤原立志氏、伊達佳枝氏、長屋裕介氏、渡邊惣市氏、加藤光子氏と今回お願いしております山本静枝氏の計6名でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○議長(花川大志君)** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(花川大志君)** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(花川大志君)** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり推薦することに決して、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦することに決しました。

~~~~~

- 日程第6 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第3号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第4号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
議案第5号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
議案第6号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第7号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第8号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第10号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第11号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第12号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第13号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第16号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第17号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第18号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第19号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について
議案第20号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 矢掛町合併70周年記念事業基金条例制定について
議案第23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第24号 権利の放棄について
議案第25号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について

議案第 26 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

議案第 27 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算(第 3 号)について

議案第 28 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 3 号)について

議案第 29 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算(第 3 号)について

議案第 30 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について

議案第 31 号 令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第 2 号)について

○議長(花川大志君) 日程第 6, 議案第 2 号から議案第 22 号までの条例改正・制定・廃止案件 20 件, 議案第 23 号の矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案件 1 件, 議案第 24 号の権利の放棄案件 1 件, 議案第 25 号から議案第 31 号までの令和 4 年度補正予算案件 7 件の計 30 件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長(山岡 敦君) それでは, 議案第 2 号から議案第 31 号までの 30 議案について, 提案理由を御説明申し上げます。

はじめに, 議案第 2 号から議案第 22 号までにつきましては, 条例の一部改正, 条例制定及び条例の廃止に関するものでございますが, いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして, この議会に提出させていただくものでございます。

まずは, 議案第 2 号, 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 選挙公報配布につきましては, 町内会長の皆様の御協力により町内会の各戸への配布をお願いし, 町内会未加入者につきましては選挙管理委員会より個別郵送によりお届けしておりました。

しかしながら, 町内会長の負担軽減を図るため, 令和 5 年度より広報紙等の配布を町内会長経由から各戸への直接送付といたしました。このため, 選挙公報の配布について, 新たに新聞折込みを利用した配布に変更できるようにするため, 条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては, 選挙管理委員会書記が説明いたしますので, よろしく願いいたします。

次に, 議案第 3 号, 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は, 町民課の業務を系統立て, 事務の効率化を図るため, 町民課と税務課に分割し, 住民税係・資産税係の所管課を税務課とする改正でございます。

また, 世相の変化に柔軟に対応するため, 町民課住民環境係を環境エネルギー係と住民生活係に分割し, 再編成しようとするものでございます。

詳細につきましては, 総務防災課長が説明いたしますので, よろしく願いいたします。

次に, 議案第 4 号, 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございますが, この条例は, 個人情報の保護に関する法律 —— いわゆる個人情報保護法が改正され, 令和 5 年 4 月 1 日からは本町にもこの改正法が直接適用されることとなるため, 改正法を施行するために必要な事項等を定めるものでございます。

詳細につきましては, 総務防災課長が説明いたしますので, よろしく願いいたします。

次に, 議案第 5 号, 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてでございますが, この条例は, 個人情報の保護に関する法律が改正され, 審査会等の設置を規定している矢掛町個人情報保護条例を廃止するため, 矢掛町行政不服等審査会, 矢掛町情報公開制度審議会及び矢掛町個人情報保護審査会を統合し, 新たに矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を設置するために

必要な事項等を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございますが、この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正され、矢掛町個人情報保護条例を廃止するため、関係条例の文言の修正等を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、現在、マイナンバーカードに記録されている電子証明書を用いて、コンビニエンスストア等に設置された端末機から印鑑登録証明書等を取得できるコンビニ交付サービス事業を行っておりますが、今後、電子証明書がスマートフォンへも搭載されることとなるため、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてでございますが、この条例は、条例等により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でもオンライン化を可能とし、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございますが、国家公務員法の一部改正により国における職員の定年が引き上げられることに鑑み、職員の定年等について、国家公務員に準じた改正措置を講ずるとともに地方公務員法の一部改正により管理監督職員の勤務上限年齢に係る制度が創設されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢を設けるなど関係条例の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号、矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、上下水道施設の緊急対応・呼出しに応じられるよう待機した職員に対して支給される手当を新設するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてでございますが、今回の改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、特例適用の期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、社会体育施設である小田球場につきまして、ナイター設備付きの球場として町内唯一の施設であり、昭和54年の開設以来40年以上が経過しております。ここ数年は、町外団体の利用者が非常に増え、その4割が町外利用者となっております。このたび、使用料金の改定を行い、今後の施設設備、改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてございま

すが、矢掛町B&G海洋センターは、平成3年の開設以来、町内外から多くのスポーツ愛好者の方々に御利用いただいておりますが、開館以来30年余り使用料の改定は行われておらず、今年度のプール改修工事や今後の施設整備及び改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を全体的に改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、矢掛町総合運動公園の料金設定は、この公園を町内外の方にも知っていただき、多くの方々に御利用いただくことを目的として、利用料金を安価に設定しておりました。

平成26年にリニューアルオープンしましたが、それ以来9年が経過し、矢掛町総合運動公園の名も広く知れ渡っており、スポーツ施設利用者の約4割は町外利用者であることから、このたび、使用料金の改定を行い、今後の施設整備、改修を実施していくことを踏まえ、受益者負担の観点から施設使用料を改定させていただくものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、内閣府令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、出産育児一時金の増額に関する改正でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号、矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定についてでございますが、国が出産育児一時金を50万円に増額することが決定したことや長期に渡って制度の利用者がいないことなどから本条例はその役割を終えたものと判断し、廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和5年5月7日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、矢掛地内において空き家再生等推進事業で実施いたしま

した移住定住お試し住宅としての改修・整備が整ったことにより、令和5年度からのお試し住宅としての運用開始並びに既存お試し住宅2施設の廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号、矢掛町合併70周年記念事業基金条例制定についてでございますが、令和6年度の合併70周年を迎えるにあたり、将来に向かい夢と希望にあふれる地域づくりを推進するための記念事業実施の財源とすることを目的に基金条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、過疎地域持続的発展特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業につきましては、その財源として後年度に借入額の7割が交付税措置される過疎対策事業債を発行することができるものでございますが、このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号、権利の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、矢掛町住宅新築資金等貸付金で、回収不能となった債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号から議案第31号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の各企業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第25号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)についてでございますが、今回の補正額は400万円の減額で、補正後の予算総額は97億6,800万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。まず、今年度の急激な電気料金の高騰により大きな影響を受けております、病院、介護老人保健施設、水道、下水道の4公営企業会計に対し、国の臨時交付金を活用し、電力料金高騰への対策としての繰出金を、民生費、衛生費、土木費へそれぞれ計上いたしております。また、農林水産業費へは、水車の里フルーツトピアお祭り広場のパーゴラ屋根がこの冬の寒波の影響もあり破損したため、その修繕に要する経費を計上いたしておりますほか、教育費へは、国の補助事業を活用した学校の感染症対策に要する経費を計上しており、この2事業は明許繰越をさせていただき、令和5年度に掛けて実施することといたしております。

さらに、ふるさと納税につきましては、実績見込みから更に5,000万円の増額を歳入予算へ計上し、返礼品等の必要経費を総務費へ、経費へ充当した残額は基金積立金として諸支出金へそれぞれ計上しております。諸支出金では、このほか、本年度から取り組んでおります一般会計に属する基金の一括運用により増となった利子収入の各基金への積立金のほか、本議会へ設置条例案を上程させていただいております合併70周年記念事業基金への積立金と、将来の財政運営に備えたこどもみらい基金への積立金を

計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 26 号、令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5,200 万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を 16 億 4,500 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、実績見込みに伴う療養給付費の減額と先ほど条例案件で説明いたしました出産育児一時資金貸付条例の廃止に伴い、基金の額を国保会計に繰入するものなどでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 27 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算(第 3 号)についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、収入は電気料金の高騰に対する支援としての一般会計補助金 940 万円の増を、支出は 12 月に発生したクラスターによる費用の増加に伴い不足が見込まれる費目の増額を計上し、同額の 940 万円としております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 28 号、令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 3 号)についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴う事業収益の減額及び職員の手当の増額を計上させていただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 29 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算(第 3 号)についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、電気料金の高騰に対する一般会計からの補助金などを計上させていただいております。また、資本的収支につきましては、令和 3 年度から実施しております東川面浄水場更新事業費につきまして、令和 4 年度と令和 5 年度の間で継続費の調整を行っております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 30 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第 2 号)についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきましては、電気料金の高騰に対する一般会計からの補助金などを計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 31 号、令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第 2 号)についてでございますが、今回の補正額は 5,800 万円の減額で、補正後の総額は 2,790 万円となっております。内容といたしましては、農業共済組合再編後の備中南支所用地の取得・造成等の事業に関して、年度をまたぐことから、令和 4 年度の事業費を精査し、調整するものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 2 号から議案第 31 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(花川大志君) 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。選挙管理委員会書記。

〇選挙管理委員会書記(守屋裕文君) それでは、議案第 2 号、矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

令和 5 年度より町からの広報紙等の配布方法が変更されることに伴い、今までの選挙公報を町内会長

に配布していただく方法から、新聞折込みによる配布ができるように変更するものでございます。

町長・町議会議員選挙においては、選挙期間が5日間、選挙公報の配布期間が実質3日間と大変短いため、2021年10月の郵便局のサービス見直しによるお届け日数の増加や土曜日配達中止などにより、この期間での町内全戸への郵送による送付はできなくなりました。

このため、第5条に新たに第2項を追加することにより、町内の約7割の世帯の方が購読されている新聞に選挙公報の折込みを行うことができるようになるものであります。新聞を購読されていない残りの3割の世帯の方々につきましては、選挙公報がホームページに公開され次第、町からSNSでの情報発信により掲載ページを御案内するとともに、各公民館の玄関先に今までどおり紙面による選挙公報を配置し、いつでもお持ち帰りいただけるよう手配をいたします。

さらに、直接自宅へ選挙公報の配達されることを希望される世帯につきましては、選挙管理委員会に事前に申出をいただき、選挙公報の発送対応を行いたいと考えております。

最後に、施行日は、公布の日から施行することとしております。

議案第2号の説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(花川大志君) 総務防災課長。

○総務防災課長(堀 賢一君) それでは、議案第3号、矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。町長から説明いたしましたように、事務効率を図るための機構改革を行うものでございます。

議案を一枚おめくりいただきまして、矢掛町課設置条例の一部を次のように改正するという事です。第1条中、町民課の表記の次に、税務課を加える内容です。第2条では、事務分掌について、町民課の項のなかの、第9号“町税及び県民税並びに国民健康保険税の賦課徴収に関する事”を削り、その次に、税務課の事務分掌を加えるもので、第1号で“町税及び県民税並びに国民健康保険税の賦課徴収に関する事”、第2号では“諸証明に関する事”を加えるものでございます。先ほど、町長が申しました町民課の後の名称でございますが、これの内容はこの条例によらず規則で定めさせていただくこととなります。最後に附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第3号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号から第6号までの3件につきましては、国の個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴い、本町の条例を改正させていただくもので、関連がございますので、それを踏まえた上で順に説明させていただきます。

まず、議案第4号につきましては、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、説明いたします。

大変恐縮ですが、資料番号2を御覧ください。1ページ目です。1条例制定の背景といたしまして、個人情報の保護に関する法律の改正の内容ですが、従前ですと個人情報の取扱いが国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例などにより、別々に規定されておりました。それが、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、いわゆる個人情報保護法も改正され、個人情報の取扱いの規定が令和5年4月から全国共通ルールとして一本化され、矢掛町にも適用されることを受け、新たに本施行条例を制定するものです。中段の図を御覧いただきまして、施行前後で上下で比較させていただいて

おります。施行前は所管、法令、対象が縦に分かれていたものを施行後は、今度は横断的に横に統一されることになります。

下です。2 の条例制定の理由といたしましては、新しく個人情報保護法が施行されることにより、現在の本町の個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止し、新たに委任された事項などを定めた条例を制定させていただくものでございます。一番下の矢印でございますが、令和5年4月施行で関係する条例等を挙げさせていただいております。

続いて2ページ目を御覧いただきまして、改正法施行に伴う法の適用事項及び新条例の内容等について、順を追って説明させていただきたいと存じます。新条例に規定する事項として、表の左に改正法の適用内容、右側に新条例の内容等とございまして、(1)不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名については、表の右側、改正法では原則不開示ですが、矢掛町では、これまで開示してきておりますので、今後も開示することとします。新条例の第3条に規定されております。次の(2)本人開示等請求における手数料の額については、改正法では地方公共団体の条例で定めることとなっており、表の右側、現行と同様、開示請求の手数料は無料とし、写しコピーに係る経費は請求者負担とさせていただきます。これは、新条例の第4条に規定されています。次に、(3)開示請求の決定・延長期限については、改正法では請求から開示決定まで30日以内、延長期限は最大60日と規定されていますが、右側、本町では現行で請求から開示決定まで15日以内、延長期限は最大45日としていることから、新条例でもこれまでと同じ期日といたします。新条例の第6条に規定されています。次に、(4)審議会への諮問については、改正法では、個別案件処理に関しての報告や意見聴取を要件とする内容は審議会への諮問事項の対象としていません。表右、例外的な場合は、国の個人情報保護委員会により必要な指導、助言が行われます。本町では、専門的な知見に基づく意見を聴取する必要がある場合は、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとします。条例では第8条に規定され、この後、議案第5号でその審査会の条例制定をお願いするものです。続いて一番下段です。(5)個人情報保護制度の運用状況の公表については、表右、現行条例でも実施状況を取りまとめ、毎年度公表させていただいていることですが、新条例でもこれまでどおり公表を行うこととさせていただきます。第9条で規定させていただいております。

一枚おめくりいただきまして3ページ目を御覧させていただきたいと存じます。改正法が直接適用される主な事項といたしまして、表の中です、(1)個人情報ファイル簿の作成・公表について、改正法では町の実施機関として、どのような個人情報を取り扱っているか公表する個人情報ファイル簿を作成することが規定されております。現行の条例では、個人情報取扱事務の届出を作成管理いたしておりますが、新条例では個人情報ファイル簿を作成し管理することとします。(2)訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限については、表右、請求内容の精査や慎重な検討を行うなど相当の期間を要する事案が想定され、改正法の主旨も踏まえ、訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限は、改正法で定める期限30日以内、最大60日間を適用させていただきたいと存じます。次の、今後必要に応じて検討する事項として、表の(1)です。条例要配慮個人情報の内容については、地域の特性等に応じ、取扱いに特に配慮を要するものを条例要配慮個人情報として条例で定めることとしています。表右、要配慮個人情報としては、人権、信条、社会的身分、病歴など特に配慮を要する個人情報の規定が改正法の中にございますので、本町の新条例には規定は設けておりません。次の(2)行政機関等匿名加工情報の作成・提供については、行政機関等匿名加工情報ということがございまして、特定の個人を識別できないようにした個人情報で、その情

報を復元して特定の個人を再識別することができないようにした情報のことをごさいますて、改正法では市区町村では当該制度導入は任意となっており、現行の本町条例にも規定がないことから、本条例には規定を設けてごさいますせん。

議案にお戻りいただきまして、前後して大変恐縮ですけれども、第2条で、実施機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び財産区がごさいます。

最後に、議案では7ページになりますけれども、附則として、第1条で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、第2条では、現行の矢掛町個人情報保護条例の廃止を規定しています。第3条では、経過措置として、現行の個人条例保護条例は廃止されても、その旧条例のもとで、知りえた個人情報のみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないことなどが新条例の下でも引き継がれるといった内容が規定されています。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、御説明申し上げます。

大変恐縮ですが、お手許の資料番号3を御覧いただきたいと存じます。1ページ目をお開きいただきまして、1条例制定の理由といたしましては、これまで、個人情報の開示請求等に係る審査請求があった場合は、諮問機関として“矢掛町行政不服等審査会”を、個人情報保護制度の運営等に関する事項について、調査審議する機関として“矢掛町個人情報保護制度運営審議会”を設置していました。このたびのいわゆる個人情報保護法が改正され、それに伴い矢掛町個人情報保護条例が廃止されることを受け、矢掛町行政不服等審査会、矢掛町情報公開制度審議会及び矢掛町個人情報保護審議会の3つを統合いたしまして、新たに“矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会”を設置するため、本条例制定をお願いするものでごさいます。

資料の中段に、施行前後で図を掲示していただいております。施行前では、開示請求等に係る審査請求があった場合の諮問機関としての矢掛町行政不服等審査会——紫の部分です、情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議する矢掛町情報公開制度審議会——これが左の赤枠ですね、その横、個人情報保護制度の運営に関する重要事項等について調査審議する矢掛町個人情報保護審議会、それぞれ目的が異なる3つの審査会審議会を統合し、施行後として、新たに矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会を設置する内容です。委員といたしましては、町民及び弁護士など識見を有する方など10人以内で構成を規定させていただいております。

議案に戻っていただきまして、1ページです。第1条で新しい審議会の設置の規定を規定させていただいております。また、第2条では、条例内の用語の定義を規定させていただきまして、一枚おめくりいただきまして2ページ目、第3条では審査会の所掌事項を規定させていただき、それから3ページ目に飛びまして、第4条では審査会の委員の人数ですとか、第5条で審査会の委員の任期などの規定を、第6条並びに第7条では審査会の正副会長、会議の招集などを規定させていただいております。第8条、第9条で処分又は不作為に係る審査請求についての調査審議の手続きについて、それから一枚めくっていただきまして4ページ第10条から、5ページ目の第14条までが情報公開条例に基づく開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続きについて、第15条から6ページ目の第19条までで、個人情報保護法に基づく開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続きについて規定させていただいております。第20条及び第21条では、議会の個人情報保護条例に基づく開示請求決定等と個人情報の適正

な取扱いの確保に係る調査審議の手続きについての規定をさせていただいております。7 ページ目、第 22 条及び第 23 条では、この審査会の庶務は総務防災課で、また、本条例の他必要な事項は規則委任させていただく内容で、続く第 24 条で、秘密漏えい者への罰則規定を設けさせていただくものです。

附則といたしまして、第 1 条この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行させていただき、第 2 条では、従前の矢掛町行政不服等審査会条例旧条例を廃止する内容で、第 3 条で経過措置といたしまして、従前の旧審査会の委員は、新しい審査会の専門委員の委嘱を受けたものとみなす規定、旧委員の方は秘密を漏らしてはならない義務、罰則規定を引き続き有することなどが規定されています。

以上で、議案第 5 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 6 号です。矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、御説明いたします。

大変恐縮ですが、資料番号 4 を御覧いただきたいと存じます。一枚おめくりいただきまして 1 ページ目です。1 条例制定の理由としまして、いわゆる個人情報保護法の改正に伴い、先の議案第 4 号並びに第 5 号で御説明いたしました条例制定に伴いまして、関係する 2 つの条例の文言の修正などを行うため、条例を制定させていただくものです。

次の、2 条例の内容等については、まず、(1) 矢掛町情報公開条例の一部改正でして、従前の 3 つの審査会審議会が、新たに矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に統合されることにより、条例内の審査会の名称を修正するものです。続いて(2) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、報酬及び費用弁償の表の中、同様に審査会の名称に改正させていただく内容でございます。

恐縮ですが議案に戻っていただきまして、2 ページ目、附則といたしまして、第 1 条、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することといたしまして、第 2 条では、経過措置として、改正前の矢掛町情報公開条例に規定する、矢掛町情報公開制度運営審議会の委員であるものは、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱を引き続き受けたものとみなす規定とさせていただいております。

以上で、議案第 6 号の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 7 号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

先ほど町長からの提案説明で申しましたとおり、マイナンバーカードに記録されている利用者証明書用電子証明書というものがございまして、これがスマートフォンに搭載されることとなります。これを受けまして必要な文言の修正を行うものでございます。

大変恐縮ですが、資料番号 5 は新旧対照表になっておりまして、ちょっと御覧いただきたいと存じまして、この新旧対照表の中、右側の旧の列、特に第 16 条の 3 行目、4 行目にあります“個人番号カード”、“当該個人番号カード”という文言を、左の新の列の第 16 条の 1 行目の終わり、“利用者証明書用電子証明書”に改めることが主な内容となります。これによりまして、コンビニエンスストア等の端末機で、マイナンバーカードだけでなく電子証明が搭載されたスマートフォンでも印鑑証明書が発行できることとなってまいります。

条例に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するとさせていただいております。

以上で、議案第 7 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 8 号です。矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について、

御説明を申し上げます。

町長から説明ありました、条例などで行政手続を書面で行うことが定められている場合でも、この条例の制定により、デジタルを活用したオンライン申請が可能になる条例となっています。

たびたび恐縮ですが、資料番号 6 を御覧いただきたいと存じます。一枚おめくりいただきまして、1 の条例制定の理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、新たに国がデジタル手続法を定め、行政手続のオンライン化を推進いたしております。このデジタル手続法は、自治体に対し、自治体の条例などにより行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その条例等を個別に改正することなくオンライン化を可能とするため、必要な措置を講ずるよう努力義務を課しておりまして、デジタル手続法と同様の措置を求めています。この趣旨を踏まえ、行政手続に係る特例を定めた矢掛町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例を新たに制定することで、行政手続に関する条例や規則などを個別に改正することなくオンライン化を可能とし、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、そして効率化を図ることを目的としています。

2 の新条例の主な内容等につきましては、(1) 電子情報処理組織による申請等・処分通知等といたしまして、他の条例などにより、書面等で行うことが規定されている申請等・処分通知等について、当該他の条例の規定にかかわらず、オンラインによる申請等・処分通知等を行うことが出来るという内容となっております。条例の第 3 条及び第 4 条で規定されています。続きまして、(2) 電磁的記録による縦覧等・作成等といたしまして、他の条例等により、書面等で行うことが規定されている場合でも、当該条例の規定等によりまして電磁的記録により行うことができる内容となっております。条例の第 5 条及び第 6 条で規定されております。それから、(3) 適用除外としては、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等については、先ほど申し上げた(1)、(2)の規定は適用しないということになります。それから、(4) 添付書類等の省略についても、この条例を定めることによりまして、必要な書類がなくなるということでございます。(5) の状況の公表といたしましては、町の機関等は、行政手続のオンライン化の推進に関する状況についてインターネット等により公表する内容で、条例第 10 条で規定させていただいております。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行させていただくものとなっております。

以上で、議案第 8 号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 9 号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、御説明いたします。今回の関係条例は全部で 12 本ございまして、非常に量も多く恐縮でして、まず資料により御説明をさせていただきたいと存じます。資料番号 7 を御覧いただきたいと存じます。

1 ページ目です。まずは全体概要から説明申し上げます。1 制定理由は、国家公務員法の一部改正により、国における職員の定年が引き上げられることに鑑み、職員の定年等について国家公務員に準じた改正措置を講ずるとともに、地方公務員法の一部改正により、管理監督職員の勤務上限年齢に係る制度が創設されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢を設けるなど関係条例の整理をさせていただくものでございます。

2 制定内容といたしまして、(1) 定年年齢の引き上げに関する規定の整理として、職員の定年年齢を段階的に引き上げ 65 歳、医師は 70 歳となりますが、とするための規定の整理を行うもので、表がございまして、定年年齢が令和 5 年度 61 歳から 2 か年ごと 1 歳ずつ引き上げられ、令和 13 年度に 65 歳に

なるものです。下段の括弧は、医師の定年年齢でございます。(2)管理監督職勤務上限年齢に関する規定の整理といたしましては、①管理監督職勤務上限年齢 ―― 原則 60 歳になりますが、これに達した管理監督職 ―― 本町の場合は主幹級以上になります。この職員につきましては、翌年の 4 月 1 日に非管理監督職 ―― 本町の場合は係長級以下になりますが、これに降任するという内容を規定に設けさせていただくものでございます。ただし、この内容は、医師は対象外となっています。それから、②公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けております。例外規定です。次に、(3)として、定年前再任用短時間勤務・暫定再任用制度に関する規定の整理として、①60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間勤務の職に再任用できる規定を設けるという内容です。同時に②定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止します。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けるものとしています。続いて、(4)情報提供・意思確認制度に関する規定といたしまして、職員に対し 60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供すると共に、60 歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設けているものでございます。続いて、(5)60 歳を超える職員の給与に関する規定の整理といたしましては、60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の職員の給料の月額を 7 割水準とする規定を設けるもので、これも医師は対象外となります。次に、(6)その他として、地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整理をさせていただくものです。

2 ページ目を御覧いただきまして、3 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からとし、一部は公布の日とさせていただきます。

4 関係条例として、先ほど申しました 12 本ございまして、順番に説明をさせていただきますが、3 ページ、1 番上の丸ですね。順番に申し上げます。まず、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、改正理由として、前後するんですけども、岡山県農業共済組合にこれまで職員を派遣しておりましたが、当該組合がいわゆるプロパー職員のための組織体制に移行することから派遣先団体から外すという内容です。それと、公益的法人等に派遣することができない職員に定年延長後、異動期間を延長された管理監督職員を加える改正を 2 の内容で改正させていただきます。3 施行期日等として、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行させていただきます。これが、新条例の第 1 条にあたります。

続きまして、矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案については、1 の改正理由は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、2 の改正内容にございまして、双方の条例とも引用している地方公務員法の条項を改めるとともに、所要の規定の整理を行うものです。3 の施行期日等で令和 5 年 4 月 1 日から施行することと、条例施行に関し、暫定再任用の経過措置を規定することとさせていただいております。前の公表に関する条例は、新条例の第 2 条で、後の休暇に関する条例改正は、新条例第 6 条にあたります。

続いて 4 ページを御覧いただきまして、矢掛町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、1 改正理由としては、地公法の一部改正に関するものです。管理監督職勤務上限年齢による降給について規定する必要があることから、2 の改正内容でお示しする内容でございます。(1)として管理監督職勤務上限年齢による降給について規定させていただきます。2 (2) 当分の間、60 歳超職員の給料月額 7 割措置を降給として加える内容を、(3)で 60 歳超職員の給料月額 7 割措置に対して給料月額

変更の通知をすることなど規定させていただき、3 施行期日等で、令和 5 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。これが、新条例の第 3 条にあたるものです。

続きまして、矢掛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案については、1 改正理由は同じように、地公法に関係するものでございまして、職員の定年を段階的に年齢 65 歳、医師は 70 歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって遵守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の必要があることから改正させていただいているものでございます。

2 改正内容につきましては、(1)職員の定年を 65 歳、現行 60 歳ですが、65 歳とすること。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、現行 65 歳を 70 歳にすることとなります。(2)管理監督職は、矢掛町職員給与条例第 13 条第 1 項に規定する管理職手当を支給される職員と、(3)管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 歳とすることとします。(4)として任命権者は、他の職への降任等を行うにあたって、地方公務員法の規定のほか、次に掲げる基準を順守すべき規定を設けています。①人事評価等の結果や職務遂行能力及び職の適性を判断すること、それから、②管理監督職以外の職で出来る限り上位の職制上とすることなど詳細な基準を設けています。次に、5 ページ目です、(5)(6)では、降任すべき管理監督職の職員が、さまざまな事情により業務に支障がある場合は、引き続き管理監督職を一定の期間内で継続して勤務できる規定となっております。(7)定年前再任用短時間勤務職員についての規定でございまして、定年前で 60 歳以上の退職者を勤務実績など選考により、短時間勤務の職に採用することが規定されています。(8)として、定年延長は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 4 月 1 日までの間、段階的に引き上げること。(9)では、当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度において、定年延長の制度について必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認することに努めることが規定されています。3 施行期日としては、次のページですけれども、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとさせていただき、経過措置も規定させていただくこととしております。これが、新条例の第 4 条となります。

続いて、矢掛町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案については、1 改正理由として、同じく地公法に関係するものでございまして、減給の処分により給与から減ずる額の上限額を定める必要があるために改正を行うものです。2 の改正内容で(1)減給の処分により減ずる額が現に受ける給料の月額額の 10 分の 1 に相当する額を超える時は、当該額を給与から減ずることを規定し、3 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日に施行といたします。これが新条例の第 5 条になります。

続きまして、矢掛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、同じく地公法の改正によるもので、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に異動期間を延長された管理監督職員を加える必要があるため、2 の改正内容として改正するものです。3 施行期日は同じく令和 5 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。これが、新条例の第 7 条に該当します。

それから、7 ページを御覧いただきまして、次に矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。1 改正理由は、60 歳を超える職員に係る給与に関する特例措置を講ずる必要があるなどが、改正理由となります。2 改正内容といたしましては、(1)で定年前再任用短時間勤務職員の給料月額額の計算方法を規定させていただいておりまして、(2)では当分の間、定年延長した職員の給料月額は 7 割となる旨の規定で、(3)では、その 7 割の適用を受けない職員などを①から④まで規定しております。(4)から(6)までは、7 割の給料月額額の計算に関しての規定を設けておりますが、(7)として、その他所要の規定の整理を行うもので、8 ページを御覧いただきまして、3 施行期日は同じように令和 5 年 4

月1日からございまして、(2)として、この条例施行に関しまして、暫定再任用の経過措置を規定させていただきます。これが、新条例の第8条の内容となります。

次に、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、同じく、地公法の一部改正の法律の施行に伴うもので、2改正内容としては、所要の規定の整理を行う改正でございます。同じく施行期日は、令和5年4月1日からとさせていただきます、これも新条例の第9条の内容となります。

次に、矢掛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、それから、矢掛町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案に関しましては、改正理由は、同様に地公法の改正なんですけど、改正内容は、水道企業職員並びに病院企業職員の給与の種類及び基準に関して、所要の規定整理を行うものでございます。同じく施行期日としては、令和5年4月1日から施行とし、暫定再任用の経過措置を規定させていただきます。それぞれが、この新条例の第10条と第11条に該当することとなります。

最後に、矢掛町職員の再任用に関する条例を廃止する条例案につきましては、廃止の理由及び内容としては、地公法の一部改正の法律の施行に伴うものでございまして、現行の定年退職者等の再任用制度が廃止されることから、現行の条例を廃止するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日から施行することといたしております。これが、新条例の第12条での内容となります。

長々しくてすみません。議案に戻っていただきまして、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、1ページから17ページまでございまして、関係条例も12本と多く、複雑で恐縮ですが、全国的に一斉に定年延長の条例改正が行われており、本町も制度改正をお願いするものです。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。現在、本町職員の特殊勤務手当については、感染症消毒作業従事者や、診療従事者、看護従事者など10の種類がございます。上下水道課の職員は、勤務時間外であっても、漏水対応や施設や機器の異常や故障などで迅速に対応するため、2名の当番制で自宅待機など準備体制を取っており、その緊急性などから当番となった職員の責任感並びに負担は大きく、待遇の改善が認められるものでございます。

そこで、議案を一ページめくっていただきまして、条例を御覧いただきまして、このたび、第2条に11号といたしまして上下水道施設の緊急対応待機従事職員を追加するものでございます。第13条では、支給対象と支給額の上限を定める規定を設けさせていただき改正をさせていただきます、最後、附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行させていただきものでございます。

議案第10号の説明は以上でございます。長くなり大変恐縮ですが、どうかよろしく願いいたします。

○議長(花川大志君) お諮りいたします。議案の説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、11時5分まで休憩いたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時 3分 再開

○議長(花川大志君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案の詳細な内容の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(妹尾茂樹君) それでは、議案第 11 号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明させていただきます。

この条例は、地域再生法に基づく地方拠点の強化・拡充を行なう、県知事認定を受けた事業者に対して、その該当となる固定資産税について、不均一課税を行なうものでございます。

一枚おめくりください。こちらが改正文でございます。

今回の改正は、令和 4 年 3 月 31 日公布の地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令により、特例適用の期間を 2 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が適用となります。

なお、この条例に規定する事業所については、現在のところ、矢掛町には該当はございません。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(花川大志君) 教育課長。

○教育課長(藤原徳忠君) それでは、議案第 12 号から議案第 14 号まで、教育課関連の案件でありますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第 12 号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、社会体育施設である小田球場の使用料の改正であります。改正の内容としましては、使用者区分を現行は“使用者が町内に住所を有する”，また，“使用者が町外に住所を有する”という表記をそれぞれ“町内在住者”，“町外在住者”と改めるものであります。

使用料につきましては、大変恐縮ですが、資料を用意しておりますので資料番号 8 を御覧いただきたいと存じます。左の表が現行、右の表が改正後であります。まず、球場でございますが、1 時間当たり町内を 400 円から 500 円に、町外を 800 円から 1,000 円に値上げするものでございます。照明施設は、現行料金が近隣施設並みであるため、据置きとしております。大変恐れ入りますが議案にお戻りいただきまして、高校生以下はそれぞれ半額としております。また、備考といたしまして 2 つの項目を新たに追加しております。まず、“使用時間 1 時間未満の場合は、1 時間を使用したものとする”，次に、“使用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内在住者とする”というものでございます。附則として、この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 12 号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 13 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、この条例改正は、条例中に定める体育館、プール、舟艇についての使用料の改定となります。

資料を用意しております。恐縮ですが、資料番号 9 を御覧いただきたいと思っております。左の表が現行、右の表が改正後を示しております。

まず、体育館でございます。使用時間でございますが、現行は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 5 時 30 分から午後 10 時まで、それから全日 —— これは午前 9 時から午後 10 時ま

であります。これら時間区分を廃止いたします。そして、時間単位を2時間から1時間とし、使用区分の表記を、右の表でございますが、全面、二分の一面、四分の一面と変更し、専用使用という区分につきましては、改定後の全面と同じ内容でありますので削除しております。また、現行の全日の扱いにつきましては、町内及び町外を全て廃止というふうにいたします。

なお、改正後には使用できる時間区分の明記がございませんが、これにつきましては、矢掛町B&G海洋センター管理運営規則第7条第1項でございます午前9時から午後10時までとなっております。

使用料につきましては、現行は、町外料金を町内料金の1.5倍としておりますが、これを2倍にしております。

アリーナに設置しました空調設備につきましては、改定後にエアコン使用という区分を設け、近年の異常気象による熱中症対策などを考慮しまして、全面使用に限り1時間当たり町内2,000円、町外を4,000円と設定しております。

次に、トレーニングルームでございますが、柔道場につきましては、開設当初は柔道のみの使用でしたが、現在は空手の団体も使用することもございますので、武道場と名称変更し、単位を人から時間へ変更、また、卓球につきましては、当初はアリーナ——体育館を使用しておりましたが、現在はトレーニングルームの半面、柔道場の隣を使用しておりますので、現状に合わせて変更しております。

会議室につきましては、気軽に御使用していただくことを目的として、名称をミーティングルームと変更し、また、単位を1回から1時間と時間単位へ変更しております。

また、改定後の使用区分にラケットの貸出を追加し、卓球とバドミントンのラケットを1回1本につき100円としております。

備考でございます。大変恐れ入りますが議案にお戻りいただきまして、備考の3番目に“利用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内の者とみなす”という説明を新たに追加しております。

またまた恐縮でございますが資料にお戻りいただきまして、次にプールでございます。使用時間の変更はございません。使用区分を現行表記では、高校生・一般、幼児・小中学生としておりますが、それぞれ“高校生以上”、“中学生以下”という表記に変更しております。

使用料につきましては、町内料金を高校生以上、中学生以下ともに50円値上げし、町外料金はその2倍としております。また、新たにスイミングキャップの貸出を使用区分に追加し、1個につき100円としております。年間個人会員券につきましては、町民の健康増進のため、そして、利用を促進することを目的として町内料金は据置きますが、町外は5,000円値上げし2万円、ファミリー年間利用券、これは4枚綴りでございますが、これは据置きとしております。法人会員券につきましては、利用がここ数年ございませんでしたので備考から削除いたしました。

次に舟艇でございますが、艇庫につきましては、小学校やスポーツ少年団の減免利用がほとんどではあります。監視員の配置が必要であるため全体的に使用料を値上げさせていただいております。使用時間及び備考につきましては、変更はございません。附則として、この条例は、令和5年7月1日から施行するものでございます。

議案第13号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第14号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、この改正は使用料に関する別表第2の3の表についてのものでござい

ます。

またまた恐縮です。資料を用意しております。資料番号 10 を御覧いただきたいと思います。一枚表紙をおめくりいただきまして、この資料につきましても、左の表が現行、右の表が改正後でございます。まず、第 2 条に掲げる行為をする場合、これは、行為の制限に関係するものでございます。この定めは、矢掛町総合運動公園内での物品の販売、撮影、興行などについて使用料を定めているものでありますが、1 日 200 円を 1 日 1 平方メートルにつき 100 円とさせていただくものです。また、業と言いますか、なりわいと申しましょうか。業として行う写真撮影は、1 日 200 円を 1,000 円とするものです。これは、営業目的としての町外からの申込みが大変多ゆうございます。それに伴いまして大幅に値上げを行うものでございます。変更はこの 2 つの行為のみでございます。

次に、別表第 2 の 4 の表、有料公園施設を使用する場合でございます。使用料の町外料金につきましては、町内料金の 2 倍、高校生以下の料金につきましては、町内・町外それぞれその半額として、見直しを行ったものでございます。

ここからの説明は、町内料金を基準に御説明いたします。まず、野球場につきましては、球場使用料を 600 円から 800 円とし、付帯施設を一体として扱っていた本部室・審判室をそれぞれに分けた料金としています。本部室・審判室を分けた理由としては、エアコンのある・なしという理由からでございます。また、球場のバックネット裏に空き部屋が 3 室ございますが、これらを新たな選手控室として区分し、1 室当たりとして新しく使用料を設定するものでございます。

次に、多目的グラウンドにつきましては、近隣に類似施設が少なく料金も非常に安いので、町外から多くのスポーツ愛好者が使用しておりますが、天然芝のメンテナンス、また、ナイター照明施設の維持補修等に高額な維持管理費を必要とします。そのようなことから、全面使用の場合、町内料金を 200 円値上げ、町外料金はその 2 倍、半面使用の場合は、町内料金を 100 円値上げし、町外料金をその 2 倍としております。

また、グラウンドにラインを引くための専用ライン液は、仕入れ価格の値上がりを考慮しまして、1.5 倍に値上げし町内外一律 5,000 円に、次のテニス兼フットサルコートにつきましては、テニスコートは 100 円の値上げ、フットサルコートは、現行テニスコートの使用料の 2 倍としておりますので、フットサルコートは 200 円の値上げというふうにしております。

次に、芝すべりゲレンデにつきましては、料金の値上げはございませんが、利用時間を 30 分から 25 分に短縮しております。その理由としましては、現状交代時間を含めた 30 分としておりますが、25 分経過したら利用を終えてソリを返却してもらっておるのが現状でございます。条例上は 30 分と明記されているため、利用者の誤解を招く恐れがあるため、このたび改正するものでございます。

なお、備考でございますが、議案にお戻りいただきまして、新たに“利用者の半数以上が町内在住者の場合に限り、町内在住者使用料とする”という説明を追加しております。

附則として、この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 14 号についての説明は以上でございます。

○議長(花川大志君) 健康子育て課長。

○健康子育て課長(小川公一君) 議案第 15 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

地域型保育事業と申しますのは、利用定員が 20 人に満たない小規模な保育事業のことでございます。

この地域型保育事業は、認定こども園などを連携施設として小規模保育を増やすことで待機児童の解消を図ることや、人口減少地域で、隣接自治体の認定こども園と連携することで、地域の子育て施設を確保することを目的にしております。

矢掛町におきましては、現時点で地域型保育事業に該当する施設はございませんが、厚生労働省令に基づきまして条例の整備はしております。

説明のほうは、資料で行いますので資料番号 11 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、1 の改正理由でございますが、厚生労働省令の改正に伴う改正でございます。2 の主な改正内容でございますが、まず、第 7 条の 2 でございますが、昨年の夏に保育園児が送迎バスに取り残されて亡くなられた事件を受けまして、児童の安全確保のため事業者が安全計画の策定を義務付ける規定を追加するものでございます。次に、第 7 条の 3 につきましても、児童の安全確保のため自動車送迎する場合の児童の所在確認を義務付ける規定を追加するものでございます。次に、第 10 条の改正でございますが、保育士の専従の規定を緩和することにより保育所と児童発達支援事業の併設を可能にし、支援の必要な児童へ一体的な支援を提供できるようにするための改正でございます。

次に、第 13 条でございますが、第 13 条は施設長による懲戒権の濫用禁止に関する条項でございます。今回の改正は、この条項を削除するものでございますが、経緯といたしましては、民法第 822 条の改正、削除がございます。民法第 822 条には親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができるという規定がございましたが、この懲戒という文言がしつけとして虐待の口実とされるケースがあるということで、民法から懲戒の条項が削除されました。これを受けて、児童福祉施設関係の法令からも懲戒の文言が削除され、条例につきましても、今回この条項を削除するものでございます。

次に、第 14 条の改正でございますが、第 2 項において、事業者は感染症や食中毒が発生、まん延しないよう必要な措置を講ずることとされておりましたが、今回の改正で必要な措置の内容を新型コロナウイルス感染症など感染症や食中毒の予防に関する研修や訓練の定期的な実施と明記するものでございます。主な内容は以上でございます。

続きまして、3 のその他の改正でございますが、まず、第 6 条は字句の修正など所要の整備を、第 27 条は条項の標題を追加するものでございます。第 28 条と第 43 条は、建築基準法の改正に伴う 4 階以上の建物についての避難用設備についての基準の改正でございます。第 29 条、第 31 条、第 44 条と、次のページになりますが、第 47 条は、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業の職員の配置基準についての規定でございますが、保育士の数の算定にあたって、保健師及び看護師を保育士とみなすことができる旨を定めておりましたが、これに准看護師を追加する内容でございます。

第 32 条は、小規模保育事業 A 型事業の設備基準の一部を B 型の事業に準用する規定でございますが、省令の改正に伴い、読み替えの部分を一部削除し、整理するものでございます。

第 49 条は、事業所での記録の管理について、電磁的記録により行うことができるようにするものでございます。

附則第 6 条から第 9 条は、保育士の不足を背景に小規模保育事業と居宅訪問型保育事業についての保育士以外の職種を保育士とみなす緩和措置でございます。具体的には、附則第 6 条は、保育士の代わりに保育士と同等の知識経験を有すると認める者の配置を認めるもの、附則第 7 条は、幼稚園や小学校の教諭、養護教諭の配置を認めるもの、附則第 8 条は、1 日の開園時間を通じて、保育士が不足する時間

帯に保育士と同等の知識経験を有すると認める者の配置を認めるもの、附則第9条は、これらの緩和措置を適用する場合において、保育の質の確保のため、保育士の割合を3分の2以上とする旨を新たに規定しております。

4の施行期日は、令和5年4月1日からでございますが、第13条の懲戒権の乱用防止の規定の削除のみ、厚生労働省令の施行日とあわせ令和4年12月16日からの適用となります。

最後に5の経過措置ですが、第7条の3の規定により、自動車で送迎する場合の児童の所在確認を行う方法について、ブザーなどの設置が困難な場合について、令和6年3月31日まで設置を猶予するという内容でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第16号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

説明のほうは資料で行いますので、資料番号12を御覧ください。表紙をおめくりください。1の改正理由ですが、こちらのほうは、内閣府令の改正に伴う改正でございます。2の主な内容でございますが、第26条を削除するものでございます。第26条は、施設長による懲戒権の濫用禁止に関する条項でございます。先ほど、議案第15号の地域型保育事業の基準のほうでも申し上げましたが、懲戒に関する民法第822条が削除されたことに伴いまして、基準政令であります内閣府令が改正され、児童福祉施設の施設長による懲戒権の濫用禁止に関する条項が削除されましたので、この条例についても削除するものでございます。

3の施行期日は、公布の日で、令和4年12月16日からの適用となります。

以上でございます。

続きまして、議案第17号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。こちら説明のほうは資料で行いますので、資料番号13を御覧ください。資料を一枚おめくりください。

1の改正理由ですが、厚生労働省令の改正に伴う改正でございます。2の主な改正内容でございますが、第6条の2と第6条の3につきましては、先ほど、議案第15号で申し上げましたが、保育園児が送迎バスに取り残され死亡した事件を受けまして、放課後児童健全育成事業者についても安全計画の策定と送迎用自動車を運行する場合の児童の所在確認を義務付ける規定を追加するものでございます。次に、第12条の2につきましては、新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生、まん延防止の取組を徹底させるために、放課後児童健全育成事業者に業務継続計画の策定を義務付けるものでございます。第13条につきましては、第2項におきまして、放課後児童健全育成事業者に感染症や食中毒などの発生やまん延防止のための措置を講ずるよう規定されていましたが、今回の改正で講ずる措置の内容を職員に対する定期的な研修や訓練と明記するものでございます。

3の施行期日は令和5年4月1日からでございます。

最後に、4の経過措置として今回追加された第6条の2の放課後児童健全育成事業者による安全計画の策定につきましては、令和6年3月31日までの期間は努力義務とする旨を規定しております。

以上でございます。

続きまして、議案第18号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し

上げます。一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。“矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例。矢掛町国民健康保険条例(昭和34年矢掛町条例第7号)の一部を次のように改正する。第5条の2第1項中「42万円」を「50万円」に改める。”

今回の改正は、国の制度改正に伴う改正でございます。政府は、少子化対策強化の一環として、健康保険法施行令を改正し、来年度から出産育児一時金を50万円に増額することを決定しており、これに伴い条例を改正するものでございます。

最後に、改正条例の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第19号、矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について、御説明申し上げます。説明は資料で行いますので、資料番号14を御覧ください。表紙をおめくりください。

1の提案理由でございますが、出産育児一時金の直接支払制度の定着によりまして、出産費用について被保険者の負担が軽減されたことに伴い、貸付条例を廃止するものでございます。

2の貸付制度の経緯ですが、被保険者が出産した際には、まず被保険者が医療機関に分娩費用の全額を一旦支払い、その後、被保険者からの申請により町が被保険者に対しまして出産育児一時金を支給するという流れでございましたが、この場合、支給までに2か月から4か月程度を要します。いわゆる償還払い制度でございます。そのため町では、出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するために、平成10年に矢掛町出産育児一時資金貸付条例を制定し、基金150万円を設置し、出産育児一時金の額の範囲において事前に貸し付ける事業を実施してまいりました。その後、平成23年度から町が医療機関に出産育児一時金を直接支払えるようになったことで、被保険者が医療機関に支払う分娩費用は、費用全額から出産育児一時金の支給額を差し引いた差額のみを支払うようになりまして、これを直接支払制度といたします。このため、貸付の必要がなくなり、平成23年度以降の貸付け実績はございません。

3の廃止に係る条例の施行日ですが、公布の日でございます。なお、同時に条例施行規則につきましても同日廃止する予定でございます。

4の廃止に伴う基金150万円の処分についてですが、令和4年度の国保会計に繰り入れる予定でこの議会に補正予算を計上しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第20号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

“矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年矢掛町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。”

今回の改正は、国民健康保険の傷病手当金の適用期間を令和5年5月7日まで延長するものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症につきましても、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律——いわゆる感染症予防法上の位置付けが、2類相当から5類に変更になりますので、傷病手当金による財政的支援は、今回の延長をもって最後となる旨が、国から通知がまいっております。

最後に、施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(花川大志君) 産業観光課長。

○産業観光課長(妹尾一正君) それでは、議案第 21 号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。現在、矢掛町移住定住お試し住宅として、1 号水車の里フルーツトピア農業体験実習館並びに 2 号岡山県農業共済組合井笠支所の 2 階の旧法務局住宅の 2 施設で運営しております。

今回の改正は、現行の 2 施設については、お試し住宅としての使用を廃止し、令和 2 年度に町が取得しました矢掛町矢掛 1830 番地 1 の戸建物件を改修整備し、新たに移住定住お試し住宅として運用するものであります。場所につきましては、資料番号 15 でご確認いただければと思います。

新たに整備したお試し住宅については、令和 2 年度の取得後、令和 3 年度から全面的な大規模改修を行っております。近隣に住宅が立ち並ぶ立地や 2 階建戸建物件という強みを活かし、より緊密な矢掛町での生活体験の機会の提供やファミリー層等での使用を可能としています。そして、矢掛商店街等の町中心部や井原鉄道矢掛駅にも徒歩圏内の場所に立地しており、利便性の良さ等についても体感していただけるものと考えております。

また現在、1 号物件を水車の里フルーツトピア指定管理者、2 号物件を企画財政課がそれぞれ所管、管理等を行っている施設をお試し住宅としても活用して運用していますが、お試し住宅としての活用終了後、引き続き、それぞれの管理者が管理活用等を行う予定です。

なお、使用料金、使用期間等につきましては、これまでと変更はありません。最後に、改正条例の施行日は令和 5 年 4 月 1 日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(花川大志君) 企画財政課長。

○企画財政課長(松嶋良治君) それでは、議案第 22 号、矢掛町合併 70 周年記念事業基金条例制定について、説明いたします。

今回の設置理由は、町長の提案理由にございましたように、令和 6 年度に合併 70 周年を迎えるにあたり、令和 5 年度及び 6 年度に実施する記念事業に必要な財源を積み立てるために、新たに基金を設置するものでございます。

一ページおめくり下さい。まず、第 1 条設置及び目的でございます。矢掛町合併 70 周年に当たり、将来に向かい夢と希望にあふれる地域づくりを推進するための記念事業の実施に資することを目的としています。第 2 条は積立てで、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とします。第 3 条は管理についてで、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理することとしています。第 4 条は、運用益金の処理でございます。運用益は一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとします。第 5 条の繰替運用では、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしています。第 6 条は処分についてで、第 1 条に規定する目的の財源に充てる場合に限るとしています。さらに、第 7 条で処分の特例、第 8 条で委任について定めております。

なお、附則といたしまして、1 この条例は、公布の日から施行する。2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳

入歳出予算に計上し、一般会計に繰り入れるものとするとしております。

以上、議案第 22 号についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 23 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして、変更計画の本文ですが、条例改正の形式をとっております。変更箇所を赤字で示させていただいておりますが、有利な起債である過疎対策事業債の借入をするためには、この計画に載っていることが必須でございます。今後、事業実施の計画をしているもので過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて、追加・修正させていただくものでございます。

まず、第 3 項第 3 号中、(1)観光・レクリエーションの振興の項目で、河川公園をかわかまちづくり事業に改めます。つづいて、第 5 項第 3 号中、(1)市町村道道路の項目で、次のページに移っていただいて、狭あい道路整備等促進事業の対象路線名として町道宇山線、町道北の前線、町道広石線、町道土井北線を追加し、西町イベント広場整備の次にふれあい広場整備を追加、また、道路メンテナンス事業の対象路線名として町道辻堂線を追加し、最後に新たな事業として、地方創生道整備推進交付金事業(町道辻堂線)を加えます。

議案第 23 号の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(花川大志君) 福祉介護課長。

○福祉介護課長(稲田由紀子君) 議案第 24 号、権利の放棄について、御説明申し上げます。

これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容は、住宅新築資金等貸付金に係る債権で、昭和 56 年度に貸付けを行った債権でございます。この事業は、平成 9 年 4 月に条例廃止により事業が終了しておりまして、令和元年度には特別会計を終了しております。

今回放棄しようとする債権は 2 件で、債権の額は元金と利子を合わせまして計 132 万 3,433 円でございます。これは、2 件とも同一の債務者でございます。

内訳としましては、1 件は住宅新築資金で貸付金 550 万円のうち未返済額は元金と利子を併せて計 72 万 5,097 円で、もう 1 件は宅地取得資金で、貸付金 450 万円のうち未返済額は元金と利子を併せて計 59 万 8,336 円でございます。

放棄する理由は、債務者が死亡しており、その相続人である妻と子が自己破産をし、免責許可が確定しているためでございます。また、当該債権の保証人も死亡しており、今後の償還は見込めない状況でございます。

最後に、放棄の時期は、議決の日でございます。

議案第 24 号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(花川大志君) 企画財政課長。

○企画財政課長(松嶋良治君) それでは、議案第 25 号、令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算(第 7 号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は 400 万円を減額するもので、内容につきましては、この後、課長代理から事項別明細書で説明させていただきますが、まず、歳入につきまして若干説明をさせていただきますので概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳のうち、上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する

際、併せて説明いたしますので、ここでは、下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源は、それぞれ、決算見込みによる調整を行っておりますが、利子割・株式等譲渡所得割それぞれの交付金は合わせて310万円の減額、環境性能割交付金につきましては100万円の減額、地方交付税は8,202万5,000円の増額でございます。使用料及び手数料は、住宅使用料の前年度、基金積立て調整分、国庫支出金の減は、土木費国庫補助金を、基金積立に振り替えたことによるもの、繰入金は、未永基金前年度調整分、諸収入は県工事負担金過年分返還金でございます。

続きまして、繰越明許費と地方債の補正がございますので、予算書6ページをお開きください。まず、第2表繰越明許費補正でございます。追加で12件、変更2件でございますが、いずれも事業の進捗経過により、本年度中の事業完了が見込めないものとして、繰越しを行うものでございます。

まず、追加分ですが、総務費としまして、一般管理(庁用備品購入)、情報ハイウェイLAN事業(仮想サーバ更新)、財産管理(庁舎電気・設備改修ほか)の3件。次に衛生費としまして、じん芥処理事業(西部衛生施設組合負担金)。次に農林水産業費としまして、かんがい排水事業(小田新池)、水車の里フルーツトピア事業(お祭り広場パーゴラ屋根修繕)の2件。次に土木費としまして、道整メンテナンス事業(仁井屋橋)、道路改良(起債)事業(町道宇角線)、道路改良(単町)事業(町道谷川内東線)、狭あい道路整備等促進事業(町道白江線ほか)の4件。次に消防費としまして、常備消防事業(井原地区消防組合負担金)。最後に教育費としまして、新型コロナ対策教育事業(学校の感染症対策)。合計12件でございます。

次の変更分ですが、まず総務費としまして、浸水対策事業(滝寺川ほか)が300万円の減額。土木費としまして、都市再生整備計画事業(観光交流施設ほか)が5,800万円の増額でございます。

続いて、7ページ、第3表地方債補正でございます。まず、追加の子ども医療事業でございますが、子ども医療費給付金事業で、過疎対策事業債のソフト分でございます。変更は6件で、それぞれ充当事業の実績見込みに伴いまして、限度額の増減を行うものでございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書につきましては課長代理が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(花川大志君) 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理(河上昌弘君) それでは、事項別明細の御説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、32ページをお開きいただき、3の歳出から説明させていただきます。なお、今回の補正予算は、各事業の進捗による事業費の調整を計上いたしておりますので、それ以外の特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

まず、2款の総務費の1項総務管理費では、一般管理費と財産管理費へ機構改革及び教育課の庁舎内への移動等に伴い必要となる庁用備品購入費、空調等設備の更新経費を計上しておりますほか、企画費から、次の34ページ、新型コロナ対策総務管理費までは、実績見込による調整でございます。次のふるさと納税事業費では、歳入でのふるさと納税寄附の増額計上に合わせ、必要となる返礼品等の経費を計上いたしております。次の3項戸籍住民基本台帳費から、36ページの5項統計調査費は、いずれも実績見込による調整でございます。

次の3款民生費の1項社会福祉費でも、実績見込みによる調整を行っておりますが、新型コロナ対策社会福祉費へは、介護老人保健施設事業会計への電力料金高騰対策の繰出金を計上いたしております。38ページに移りまして、次の2項児童福祉費におきましても、主に各事業の実績見込みに基づく調整と保育園等の修繕料を計上しております。

次の4款衛生費1項保健衛生費も40ページにかけまして、実績見込みによる事業費の調整、水道事業会計への出資金の減額等を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策費へは、病院事業会計と水道事業会計への電力料金高騰対策の繰出金を計上いたしております。

次の2項清掃費から44ページの5款農林水産業費2項林業費にかけまして、各事業の実績見込みによる調整を計上しておりますが、42ページの水車の里フルーツトピア費へは、お祭り広場パーゴラ屋根修繕に係る経費を計上しております。

46ページに移りまして、6款商工費の1項商工費も、主に事業実績による調整でございますが、特定財源として、市町村振興協会助成金の配分に合わせ、財源充当の調整を行っております。

7款土木費の1項土木管理費では、県通知額による県工事負担金の増額と住宅リフォーム事業補助金の不足見込額を計上しております。次の2項道路橋りょう費から48ページの3項河川費、4項都市計画費では、進捗による事業費及び財源の調整を行っておりますほか、公共下水道費へ下水道事業会計への電力料金高騰対策の繰出金を計上しております。なお、四企業会計への繰出金につきましては、いずれも繰出金額の4割について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしております。次の5項住宅費も50ページにかけまして、事業費及び財源の調整でございます。

次の8款消防費1項消防費も、実績見込による調整を計上しております。

次の9款教育費1項教育総務費では、小北中学校の組合負担金など実績に基づく調整を行っておりますほか、次の52ページ、新型コロナ対策教育費へ国の補助金を活用しまして、学校の感染症対策のための経費を計上いたしております。次の2項小学校費から、54ページの3項中学校費、5項社会教育費にかけて、事業実績見込みにより調整や施設修繕料の追加などを計上いたしております。次の56ページに移りまして、6項保健体育費では、本陣マラソン大会の規模縮小に伴う減額や、海洋センター・給食センターに係る実績見込みによる調整や修繕料の追加等を計上しております。

次の10款災害復旧費も58ページにかけまして、実績見込みによる調整でございます。

次の12款諸支出金では60ページにかけまして1項基金費において、各基金の運用収入等による積立金を計上しておりますほか、新たに設置する合併70周年記念事業基金費への積立金と、将来の財政運営に備えたこどもみらい基金費への積立金を計上いたしております。

最後に、62ページでは予備費といたしまして、11万2,000円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(花川大志君) 健康子育て課長。

○健康子育て課長(小川公一君) 議案第26号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれで5,200万円を減額し、補正後の総額を16億4,500万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページをお開きください。

まず、歳出ですが、2款の保険給付費の1項療養諸費が5,165万円の減で、これは、実績見込みに伴う減でございます。次に、9款の諸支出金の2項繰出金の直営診療施設勘定繰出金が198万5,000円の減で、こちらも実績見込みに伴う減でございます。最後に、10款の予備費で調整しております。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りください。6款の県支出金の1項県補助金のうち、保険給付費等交付金が5,363万5,000円の減で、これは、歳出の保険給付費の減額に伴うものでございます。

次に、10 款の繰入金の 2 項基金繰入金の出産育児一時資金貸付基金繰入金を 150 万円計上しておりますが、これは、出産育児一時資金貸付条例の廃止に伴い、基金の額を国保会計に繰り入れるものでございます。最後に、12 款諸収入の 4 項雑入の一般被保険者第三者納付金を実績見込みにより 13 万 5,000 円増としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(花川大志君) 病院事務長。

○病院事務長(坪田芳隆君) それでは、議案第 27 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算(第 3 号)についての説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、電気代高騰に対する経営支援である一般会計からの補助金の収入と、12 月に発生しましたクラスターに伴い、不足が見込まれる支出の増額であります。

第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、収入は医業外収益 940 万円増の 17 億 7,940 万円、支出は医業費用 940 万円増の 17 億 7,940 万円の収支均衡予算としております。

一枚おめくりをいただきまして、2 ページの補正予算実施計画書で説明いたします。収益的収入の医業外収益で、補助金 940 万円を増額して補正しております。収益的支出では医業費用で、給与費として手当を 140 万円、薬品などの材料費を 800 万円、増額補正しております。そして、3 ページ以降の給与費明細書は、一般会計の例に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。また、7 ページの補正予算説明書につきましても、説明が重複いたしますので同様とさせていただきます。

以上で、病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(花川大志君) 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長(小出優子君) それでは、議案第 28 号、令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 3 号)について、御説明いたします。

第 2 条の業務の予定量でございますが、業務量では利用者数を 2 万 3,640 人から利用者の見込みを 760 人減少し、利用者合計を年間 2 万 2,880 人とするものでございます。第 3 条の収益的収入及び支出につきまして、収益的収入を 260 万円減額し、補正後予算額を 3 億 1,840 万円、収益的支出を 140 万円増額し、補正後予算額を 3 億 2,840 万円とし、収支差引 1,000 万円の赤字を計上する予算編成となっております。なお、第 3 条の詳細につきましては、後ほど 2 ページの予算実施計画書で御説明いたします。第 4 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を 160 万円増額し、2 億 1,505 万円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 3 号)実施計画書でございます。

収益的収入でございますが、運営事業収益では、12 月に発生いたしました新型コロナウイルス感染症クラスターにより入所・通所とも利用者が減少したため、施設療養費や施設使用料収入を 850 万円減額しております。また、運営事業外収益では、コロナ陽性者を施設内で療養した場合の国からの補助金及び電気料金高騰による補助金等としまして 590 万円を増額し、補正後予算額は収益的収入全体で 3 億 1,840 万円でございます。次に、収益的支出でございますが、給与費ではクラスターに対応した職員の時間外手当 160 万円の増額、予備費 20 万円で調整し、補正後予算額は収益的支出全体で 3 億 2,840 万円でございます。

3 ページからの給与費明細書は一般会計の例に準じて作成しております。また、7 ページからは補正予

算説明書を添付しております。御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第 27 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(花川大志君) お諮りいたします。昼食休憩の時間が近づいておりますが、このまま会議を続行したいと思っております。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花川大志君) 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。上下水道課長。

○上下水道課長(平井勝志君) それでは、議案第 29 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算(第 3 号)について、御説明いたします。

まず、第 2 条業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費を 5 億 5,800 万円減額し、2 億 4,269 万円とするものでございます。次に、第 3 条収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益及び水道事業費用共に 900 万円増額し、3 億 2,000 万円とするものでございます。次に、第 4 条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 5 億 5,800 万円減額し、2 億 7,700 万円とし、資本的支出を 5 億 5,800 万円減額し、3 億 9,900 万円とするものでございます。続きまして、2 ページを御覧ください。第 5 条継続費でございますが、東川面浄水場更新事業の継続費につきまして、令和 4 年度の年割額を 5 億 5,869 万 9,000 円減額し、1 億 2,630 万 1,000 円とし、令和 5 年度の年割額を 5 億 5,869 万 9,000 円増額し、7 億 4,569 万 9,000 円とするものでございます。なお、継続費総額の変更はございません。次に、第 6 条企業債でございます。起債の限度額を 3 億 5,620 万円減額し、1 億 6,080 万円とするものでございます。次に、第 7 条の他会計からの補助金でございますが、水道事業に要する経費に充てるための、一般会計からの補助金額を 860 万円と定めるものでございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算(第 3 号)実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入では、営業外収益で電気料金等の高騰対策として一般会計からの補助金を 860 万円増額、太陽光売電収入の増加見込みにより雑収益を 40 万円増額し、補正後の水道事業収益総額を 3 億 2,000 万円としております。

次に、支出では、営業費用で電気料金の増見込みにより原水及び浄水費を 900 万円増額し、補正後の水道事業費用総額を 3 億 2,000 万円としております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。収入では、資本的収入で企業債を 3 億 5,620 万円減額し、1 億 6,080 万円に、他会計からの出資金を 1 億 260 万円減額し、3,497 万 6,000 円に、補助金を 9,920 万円減額し、5,490 万円とし、補正後の資本的収入総額で 2 億 7,700 万円とするものでございます。支出では、建設改良費で配水設備費を 5 億 5,800 万円減額し、2 億 4,269 万円とし、補正後の資本的支出総額で 3 億 9,900 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、東川面浄水場更新事業に係る継続事業費の年度間調整でございまして、令和 4 年度出来高見込額によるものでございます。

この事業費につきましては、継続費として予算措置されているものでございますが、今回、継続費の逐次繰越とせず、継続費の補正といたしますのは、予定しております財源の国庫補助金につきまして、令和 4 年度分の国からの予算配分が本省繰越予算であったため、翌年度への繰越しができない財源であることから、継続費予算の年割額を令和 4 年度と令和 5 年度の間で調整するものでございます。

一枚めくり、4 ページを御覧ください。継続費に関する調書でございます。表の上から、補正後、補正前、比較と記載しており、内容といたしましては、東川面浄水場更新事業につきまして、先ほど御説

明いたしました国庫補助財源の適正確保のための令和4年度出来高見込による年割事業費の調整を行うものでございます。

表の一番下、比較の欄を御覧ください。令和4年度の年割事業費を5億5,869万9,000円減額し、令和5年度の年割事業費を同額の5億5,869万9,000円増額するものでございます。なお、東川面浄水場更新事業につきましては、計画どおり進捗しており、令和5年度末には予定どおり完了する見込みとなっております。続く5ページには、予算実施計画説明書を載せておりますので、説明のほうは重複いたしますので省略させていただきます。

以上、議案29号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第30号、令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。まず、第2条収益的収入及び支出でございますが、下水道事業収益を1,300万円増額し、8億1,100万円とするものでございます。内訳といたしまして、第1項の営業収益では、下水道料金の収入増見込みにより40万円の増額を、第2項の営業外収益では、電気料金等高騰対策として一般会計からの補助金1,260万円の増額でございます。次に、第3条の他会計からの補助金でございますが、下水道事業に要する経費に充てるための一般会計からの補助金額を1,260万円と定めるものでございます。続く2ページには、予算実施計画書、また、予算実施計画説明書を載せておりますので、御覧いただくことで、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(花川大志君) 企画財政課長。

○企画財政課長(松嶋良治君) それでは、議案第31号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

第1条で、補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,790万円とするものでございます。内容は、岡山県農業共済組合再編後の備南支所予定地の造成事業の減額で、年度内の事業費確定によるものでございます。

それでは三枚おめくりいただきまして、6ページ、7ページをお開きください。上の歳入は、土地売払収入で5,800万円の減額で、補正後の額を2,500万円とするものでございます。歳出は、測量設計委託料、工事請負費、土地購入費、一般会計繰出金を、事業費の確定に伴いそれぞれ減額しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(花川大志君) 町長から提案理由の説明並びに担当課長らからの詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長(花川大志君)** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明7日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(花川大志君)** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明7日の午前9時30分から再開することと決しました。それではこれをもって散会といたします。皆さん大変御苦労さまでした。散会。

午後0時6分 散会

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会(第2号)

1. 会議招集日時 令和5年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前11時36分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| 町 長 山 岡 敦                     | 副 町 長 山 縣 幸 洋             |
| 教 育 長 山 部 英 之                 | 病 院 管 理 者 名 部 誠 (途中出席)    |
| 総 合 政 策 監 安 部 正 和             | 総 務 防 災 課 長 堀 賢 一         |
| 企 画 財 政 課 長 松 嶋 良 治           | 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹           |
| 健 康 子 育 て 課 長 小 川 公 一         | 福 祉 介 護 課 長 稲 田 由 紀 子     |
| 産 業 観 光 課 長 妹 尾 一 正           | 建 設 課 長 渡 邊 孝 一           |
| 上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志           | 教 育 課 長 藤 原 徳 忠           |
| 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆             | 会 計 管 理 者 稲 田 欽 也         |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 小 出 優 子 | 矢 掛 寮 長 西 山 弘 之           |
| 総 務 防 災 課 長 代 理 立 川 人 士       | 企 画 財 政 課 長 代 理 河 上 昌 弘   |
| 企 画 財 政 課 財 政 係 長 石 井 亮 太 郎   | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 守 屋 裕 文 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日 程 第 1 議 案 第 3 2 号 令 和 5 年 度 矢 掛 町 一 般 会 計 予 算 に つ い て

- 議案第 33 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 36 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 37 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 38 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 39 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため会議の途中から出席となる旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 議案第32号 令和5年度矢掛町一般会計予算について
議案第33号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第34号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第35号 令和5年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第36号 令和5年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第37号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第38号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第39号 令和5年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第40号 令和5年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第41号 令和5年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（花川大志君） 日程第1，議案第32号から議案第41号までの令和5年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） 日程第1，それでは，議案第32号から議案第41号の令和5年度各会計の予算10議案につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

なお，各議案につきまして，一般会計予算と各特別会計予算につきましては，地方自治法第211条第1項の規定，また，病院，介護老人保健施設，水道，下水道の各企業会計予算につきましては，地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

まずは，議案第32号，令和5年度矢掛町一般会計予算について説明させていただきます。

まず，令和5年度の予算編成につきましては，内容に入ります前に，国において地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして，毎年度作成される地方財政計画に関しまして，簡単に触れさせていただきたいと思っております。計画の規模としては，92兆350億円で前年度比1.6パーセントの増となっており，歳入面では，企業業績の回復等を背景に地方交付税を1.7パーセントの増，地方税及び地方譲与税を3.8パーセントの増，臨時財政対策債を44.1パーセントの減として，一般財源総額では，前年度を上回る62兆1,635億円を確保したものとしております。

このような状況の中，本町の予算編成にあたりましては，一貫して取り組むべき課題である人口増に向けた対策を最重点テーマとしながら，引き続き住民生活に密着した施策，住民福祉の維持・向上に最大限配慮した予算編成に努めました。以下，主な施策につきましては，令和5年度一般会計予算概要書を御覧ください。予算総額は89億5,000万円で，前年が骨格予算であったことから対前年比14.5パーセント，金額にして11億3,000万円の増となっておりますが，肉付け後の補正1号と比較いたしますと8パーセント，6億6,600万円の増となっております。

まず，喫緊の課題であります人口減少対策に直接結び付く施策として，新たに町内でのアパート等の

建設に対して1棟当たり最大1,200万円を補助する民間賃貸住宅等建設補助金を計上いたしました。また、この1月から建設資材等の高騰等も踏まえて補助額を50万円拡充しております定住促進助成金と合わせまして、一層の人口減少対策に取り組むこととしております。

次に、子育て支援といたしましては、保育料及び18歳までの子ども医療費無償化や誕生祝金、入学祝金等をはじめとした従来の手厚い子育て支援を引き続き計上しております。そして新たに、保護者及び保育士の負担軽減のため、保育園・こども園でのオムツ持ち帰りを廃止することといたしました。このための所要の経費を計上しております。

さらに、農業支援といたしまして、12月議会で設置についての議決をいただいた農業振興対策基金を財源といたしまして、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助、農地流動化助成等、町独自の支援策を計上しております。

また、令和4年度から取り組んでおりますかわまちづくり事業では、国の財源も最大限活用しながら、オートキャンプ場整備等のハード事業とデジタルツール活用等のソフト事業の両面からの取組を進めてまいります。そのほか、事業といたしましては、合併70周年となる令和6年度に向け、式典等の準備に要する経費を計上しております。そして、町内各地区でのLED防犯灯の更新に対する補助や新商品の開発等に取り組む事業者への補助、そして、矢掛町名誉町民 故・渡邊武次郎氏の伝記マンガを製作する矢掛町の偉人マンガ製作事業等を計上しております。

一方、ハード事業におきましては、町道辻堂線改良や狭あい道路整備等の道路改良事業をはじめ、計画最終年度となります都市再生整備計画事業、ため池改修等のかんがい排水事業、道路防災や浸水対策の防災対策事業、運動公園の改修、小田球場のトイレ改修をはじめとする公共施設のトイレ改修等に所要の経費を計上しております。

なお、今年度、前年度比で4倍以上の伸びとなっております。ふるさと納税寄附につきましては、寄附額を4億円と見込み、返礼品等の必要経費を計上しておりますとともに、経費へ充当した残額を寄附者の意思も尊重しながらさまざまな事業へ充当し、活用させていただくことといたしております。

以上、令和5年度の予算編成の概要を申し上げます。

詳細につきましては、企画財政課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第33号、令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ16億3,100万円を計上しており、前年度当初に比べまして6,400万円の減額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では、被保険者の減少を見込み保険給付費を前年度比約3,200万円の減とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、岡山県から示された額に基づき前年度比約510万円の増としております。また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上しております。また、支払準備基金繰入金4,000万円を計上しており、これにより、保険税率は据置きといたしております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が2つございます。まず、保険事業勘定につきましては、予算総額が20億2,200万円で、前年度に比べまして200万円の減額となっております。予算の約92パーセントを占める保険給付費につきましては、前年度当初予算に比べまして1,200万円の減額でございます。次に、サービス事業勘定につきましては、

予算総額 1,900 万円で予防プラン作成に要する費用等を計上しております。また、この特別会計全体の財源といたしましては、介護保険法の規定によりまして、保険料、国、県、支払基金及び町のそれぞれ定められた負担率で計上いたしております。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 35 号、令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,200 万円を計上しており、前年度当初に比べまして 900 万円の減額となっております。主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で 973 万 3,000 円の減額といたしております。また、歳入につきましても、後期高齢者医療保険料について前年度比 560 万円の減額としております。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 36 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和 5 年度予算につきましましては、収益的収入では 17 億 3,700 万円、支出も同額の 17 億 3,700 万円の収支均衡予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、収入は財源として 1 億 500 万円とし、支出は医療機器更新の経費など 1 億 7,700 万円を計上しております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 37 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和 5 年度予算につきましましては、収益的収支では、電気料金、燃料費の高騰などの影響により、500 万円の赤字予算で調整いたしております。また、資本的収支につきましては、収入総額を 7,144 万円、支出総額を 9,050 万円で調整させていただいております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 38 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和 5 年度予算につきましましては、収益的収支では、電気料金高騰等の影響により 2,000 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、前年度からの継続費事業であります老朽施設更新事業費などを計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 39 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和 5 年度予算につきましましては、収益的収支では、電気料金高騰などの影響により 4,000 万円の赤字予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、継続実施しております農業集落排水処理施設統合事業費などを計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 40 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は 3,400 万円で、内容といたしましては、例年の事務費のほか、農業共済組合再編後の備中南支所用地の取得・造成等の事業に関して、令和 5 年度分の事業費を計上させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 41 号、令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区委員会におきまして御同意いただいたものを提出しております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 32 号から議案第 41 号までの提案理由でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（花川大志君） 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 32 号、令和 5 年度矢掛町一般会計予算について、御説明申し上げます。

それでは 1 ページで、まず第 1 条ですが、予算の総額を 89 億 5,000 万円とさせていただくものでございます。次の第 2 条債務負担行為と第 3 条地方債につきましても、それぞれ第 2 表、第 3 表に載せておりますので、この後、説明をさせていただきます。次に、第 4 条で一時借入金でございますが、借入れの最高額を 8 億円とさせていただいております。次に、第 5 条の歳出予算の流用で、これは流用の特例として定めさせていただくものですが、給料、職員手当及び共済費について、同一款内で各項の間の流用ができる、とさせていただくものでございます。

それでは、第 2 表の債務負担行為から説明させていただきますので、7 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為でございます。これは、後年度にわたる町の負担内容で 4 件でございますが、上から 3 件につきましても、いずれも農業関係資金の利子補給金でございます。4 件目は、土地開発公社が事業資金として金融機関から借り入れた借入金に対する損失補償でございます。

一枚おめくりいただきまして、次に第 3 表地方債でございますが、この当初予算での起債の状況でございます。全部で 20 件でございますが、充当事業等を順に説明させていただきます。

まず、最初の企画事業は、井原鉄道株式会社の設備改修等への補助で、過疎対策事業債ハード分でございます。次の防災対策事業は、町道伏村線、神田川堤防西線や排水機場更新事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債でございます。次の老人福祉センター管理事業は、地域福祉バスの運行事業で、過疎対策事業債のソフト分でございます。次の保健衛生総務事業は、水道事業会計への出資に充てる一般会計出資債でございます。次の環境衛生事業は、合併浄化槽補助で、過疎対策事業債ハード分でございます。次のじん芥処理事業は、西部衛生施設組合の焼却場及び熱利用施設建設費負担金への充当で、これも過疎対策事業債ハード分でございます。次のダム管理事業は、鬼ヶ岳ダム改修事業負担金に係るもので、一般補助施設整備等事業債を充てるものでございます。次の農村環境改善センター管理事業は、トイレ改修に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。次のかんがい排水事業は、惣門池・長谷池改修について緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。次の水車の里フルーツトピア事業は、指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分でございます。次の中山間地域総合整備事業は、ほ場整備等の県営事業に対する負担金に充当するもので、公共事業等債を活用するものでございます。次の観光事業は、観光施設の指定管理委託料やDMOへの運営補助等について過疎対策事業債ソフト分を活用するものでございます。次の土木総務事業は、県工事負担金に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。次の道路維持事業は、道の駅指定管理委託料、橋りょう補修事業に充てる過疎対策事業債でございます。次の道路新設改良事業は、道整備交付金事業、狭あい道路整備等促進事業等に過疎対策事業債ハード分と公共事業等債を充てるものでございます。次のかわまちづくり事業は、工事費、委託費、土地購入について、過疎対策事業債ハード分を充てるものでございます。次の公園事業は、総合運動公園、東川面アクアパークの施設改修に、過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。次の都市再生整備事業は、都市再生整備計画に基づき、国土交通省の補助によって実施する町並み整備事業の補助残に過疎対策事業債ハード分を充当するものでございます。次の消防施設事業は、小型動力ポンプや小型動力ポンプ積載車更新に充てる緊急防災減災事業債でございます。最後の臨時財政対策債

は、普通交付税に替わるもので、後年度 100 パーセント交付税措置があるものでございます。以上総額で 8 億 950 万円となっております。

それでは続きまして、この予算書で次に綴っております当初予算編成概要 ―― A 4 の横向きの資料でございますが、表紙に“令和 5 年度矢掛町一般会計当初予算編成概要”とある資料、これを説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、1 ページの概要につきましては、町長の提案説明の中でも主要なものは申し上げておりますので、割愛させていただきます、次の 2 ページをお開きいただきたいと思います。歳入の状況をグラフと表で示しております。なお…

○議長（花川大志君） 資料の確認をします。4 番議員、資料が分かりますか。

（「分かります」と呼ぶ者あり）

○議長（花川大志君） 続けてください。

○企画財政課長（松嶋良治君） はい。2 ページから説明させていただきます。歳入の状況をグラフと表で示しております。なお、表の 4 年度の金額についてでございますが、前年度当初予算は、町長町議選挙を控えた骨格予算でございましたので、比較対象としては、そこに書いてありますように 4 年度 1 号補正後としております。

特徴的なところを説明いたしますと、自主財源では、その根幹である町税 ―― 表の一番上にありますが、全体で 16 億 950 万円、対前年度 2.3 パーセントの増で収入見込みを計上いたしております。増減の大きなものでは、自主財源の真ん中辺りにあります寄附金の増。これは、ふるさと納税の大幅な伸びによるもの。その下の繰入金金の増は、財政調整基金繰入金金の増が主な要因です。自主財源の一番下にあります諸収入の減。これは、B & G 海洋センター修繕等助成金の皆減によるものでございます。

下の依存財源では、歳入の約 4 割を占める地方交付税。これを 35 億 3,800 万円、対前年度 3.8 パーセント増で計上いたしております。増減の大きなものでは、中ほどの地方消費税交付金が 4,050 万円、13.8 パーセントの増。一番下、町債の増は、浄水場更新事業に対する水道事業会計出資金の財源としての一般会計出資債の皆増が主なものでございます。以上が歳入の状況です。

一枚おめくりいただきまして、3 ページをお開きください。歳出の状況です。

上段が目的別で、予算書の款の区分でございまして。民生費が全体の 26.1 パーセントを占めておりまして、次いで多い順に言いますと、土木費 18.4 パーセント、総務費 13.7 パーセント、公債費 10.7 パーセントとなっております。増減の大きいものでは、上から 4 番目の衛生費の増については、水道事業会計への出資金の皆増、中ほどの土木費の増は、道整備交付金事業やかわまちづくり事業の増が主な要因で、その下の消防費の減は、井原地区消防組合への負担金の減が主なものです。

下の表、下段になります。これが性質別で、特徴的なものを申し上げますと、中ほどの普通建設事業費の増はハード事業の増、少し下のほうへ下がっていただいて、投資・出資金は水道事業への出資金の増などにより増えています。

以上、特徴的なもののみ説明させていただきましたが、私のほうからの説明を終わらせていただきまして、その後にあります事項別明細につきましては、この資料によりまして課長代理が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） それでは、事項別明細の概要説明をさせていただきます。先ほど企画財政課長が御説明いたしました当初予算の説明資料により、説明させていただきますので、恐れ入

りますが、令和5年度矢掛町一般会計当初予算編成概要の4ページをお開きください。なお、新規事業あるいは主要事業を中心に御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。表につきましては、左から、款、項、目、事業の欄となっております、目、事業欄を中心に説明させていただきます。

まず1款議会費ですが、議員報酬、議会広報紙などの必要経費を計上しております。

次の2款総務費1項総務管理費ですが、1の一般管理費では、総務部門の人件費、事務費など一般経費を計上しております、このほか、自治組織補助金、公会堂施設整備補助金などを計上しておりますが、本年度は新規事業といたしまして、防犯協議会LED防犯灯更新補助金や自治体DX推進に向けたシステム導入経費等を計上しております。次の2の財産管理費では、庁舎管理経費などを計上しております。次の3企画費では、地域公共交通対策としてバス路線などへの補助、井原線事業では基盤設備維持費補助金、人口増・定住促進対策として結婚推進関連の事業や空き家活用に向けた空き家改修補助金、そして、地域おこし協力隊の経費などのほか、地域公共交通計画策定委託料や、特産品ブランド化のための専門家への委託料を計上しております。次の4の公聴広報費では、広報やかげや、くらしのカレンダーの発行及び各戸配付に伴います経費などを計上しております。次の5の交通安全対策費では、交通安全啓発活動やカーブミラーなどの交通安全施設の整備費などを計上いたしております。次の6の公害対策費では、町内の河川などの水質検査委託料について計上しており、次の7の地域振興費には、宇内ホテル公園の管理経費などを計上しております。次の8の協働のまちづくり推進費では、ふるさと創生事業補助金、地域支援員の人件費、一枚おめくりいただきまして、次の5ページでは、まちピカ応援事業などの経費を計上しております。9のクリーンな町推進費では、環境保全美化活動などの経費、次の10のクリーンハウス管理費では、施設管理の経費、次の12の国際交流事業費では、保育園などの英語指導助手2名の人件費、次の13の駅前広場管理費では、井原線の町内3駅の管理費を計上いたしております。次の14の合併70周年記念事業費では、合併70周年となる令和6年度に向け、実行委員会や記念式典の準備経費等を計上しております。次の15の消費者行政活性化事業費では、消費者相談窓口等の経費を計上いたしております。次の17の防災対策事業費につきましては、継続事業である町道伏村線の防災対策工事や、B&G財団の助成金を活用した防災拠点としての人材育成事業、防災士資格取得や自主防災組織活動への補助、排水機場更新等の浸水対策事業などを計上いたしております。次の21のふるさと納税事業費につきましては、ふるさと納税の返礼品や寄附募集サイト利用料などの必要経費を計上しております。

次の2項徴税费では、1の税務総務費には、税務部門の人件費、事務経費などを計上しており、2の賦課徴収費には、賦課徴収の諸経費を計上しておりますほか、高梁川流域連携中枢都市圏事業として行う相続人不存在等不動産利活用推進事業を新規に計上いたしております。

次の3項の戸籍住民基本台帳費では、戸籍や住民基本台帳等の事務にかかる経費のほか、マイナンバーカードの取得促進のための申請支援委託料等を計上しております。

次の4項の選挙費では、委員報酬、事務費のほか、4月9日執行の県議会議員選挙の経費を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。次の5項の統計調査費では、住宅土地統計調査など、各種の統計調査に係る経費でございます。

次の6項の監査委員費につきましては、委員報酬などのほか事務経費の計上でございます。

次の3款民生費1項社会福祉費に移りまして、1社会福祉総務費には、福祉関係職員の人件費のほか、

主なものでは、100歳の方への長寿祝金、権利擁護センターの活動委託費、社会福祉協議会補助金、国保特別会計への繰出金、民生委員・児童委員の活動経費や難病給付金などのほか、多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備のための重層的支援体制整備事業を計上いたしております。2の老人福祉費では、シルバー人材センター補助金、介護保険会計と介護老人保健施設会計への繰出金、リサイクル福祉基金事業、高齢者などの見守り事業など、各種老人福祉施策を計上しております。次の3の後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金などを、次の4の老人福祉センター管理費では、施設の管理費、また地域福祉バス運行経費などを計上しております。一枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。次の5の障害者福祉費では、身体・知的・精神の三障害に関する福祉支援施策に要する経費及び次期障害福祉計画等の策定委託費を計上しております。次の6のひとり親家庭等医療費から、11の人権政策推進事業費までは、それぞれの福祉施策経費を計上しております。

次の2項児童福祉費に移りまして、1の児童福祉総務費では、職員の人件費のほか、誕生祝金、放課後児童クラブの運営経費などとともに、子ども・子育て支援計画ニーズ調査とヤングケアラー実態把握調査の委託費や、川面と中川の放課後児童クラブの環境整備に係る経費を計上しております。次の4の子ども医療費では、原則18歳までを対象とした医療費の無料化を継続するための経費を計上しております。次の5の児童福祉施設費では、次の8ページにかけまして、認定こども園と三保育園の運営経費とともに、オムツの持ち帰り廃止のための処分経費と回収ボックス設置費を計上しております。次の7の児童公園費では、ネバーランドの管理運営経費を、8の子育て支援センター管理費では、施設管理・運営経費と遊具新設・トイレ改修等に係る経費を計上しております。次の10の児童措置費では、児童手当に要する経費を、次の12の障害児福祉費では、障害児通所給付費を計上いたしております。

続いて4款衛生費に移りまして、1項保健衛生費の保健衛生総務費では、診療体制確保のための町内医療機関への補助金などのほか、病院事業会計、水道事業会計への繰出金を計上いたしております。次の2の予防費では、予防接種費としてインフルエンザほか予防接種委託料と合わせ、おたふくかぜなどの各種予防接種への助成金、電子予診票システムの試験導入に係る経費などを計上しております。次の3の健康増進費では、各種がん検診委託料などと合わせ、各種フレイル対策に重点を置いた高齢者保健・介護予防一体的実施事業の経費を計上しております。次の4の環境衛生費では、西部衛生施設組合負担金、合併浄化槽及び排水設備に係る設置補助金などを計上しております。次の5の健康管理センター管理費では、健康管理センターの運営管理費を計上いたしております。一枚おめくりいただきまして、9ページですが、6の母子保健費では、妊婦・乳児検査の委託料や妊婦健診支援助成事業交付金、不妊治療助成事業交付金、妊産婦医療費助成金などを計上しております。7のエコタウン事業費では、家庭での断熱窓、エコキュートなどの省エネ設備を導入した場合への補助事業を計上しております。次の8の新型コロナウイルス感染症対策費では、4月以降に支払いが発生する分のワクチン接種経費やワクチン管理に要する経費を計上しております。次の9出産・子育て包括支援事業費では、母子保健コーディネーター設置や産後ケア・産婦健診委託費、出産・子育て応援給付金等を計上しております。

2項清掃費に移りまして、1のじん芥処理費では、一般廃棄物収集委託料、井原地区清掃施設組合と西部衛生施設組合への負担金などと合わせ、家庭ゴミ減量化策としての生ゴミ処理機購入補助金などを、2のし尿処理費では、MICS事業負担金などを計上いたしております。

5款農林水産業費1項農業費に移りまして、1の農業委員会費では、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員の報酬などを計上しております。次の2の農業総務費では、職員人件費などを計上いたしてお

ります。3の農業振興費では、次の10ページにかけまして、多面的機能支払交付金事業、新規就農者支援事業など農業振興の各事業経費とともに、農業振興対策基金を活用した事業として、農作物鳥獣害防止対策事業、荒廃農地対策事業、農業振興対策基金事業を計上いたしております。次の4の畜産振興費では、牛舎への井戸水送水設備に係る経費等を計上いたしております。次の5のダム管理費及び6の農村環境改善センター管理費では、各施設の管理経費を計上しておりますが、ダム管理につきましては、県営の鬼ヶ岳ダム改修事業に係る負担金を、改善センター管理費ではトイレの洋式化改修に係る経費を計上いたしております。次の9のかんがい排水費では、排水路整備、ため池改修等の単町のかんがい排水事業、排水機場の管理経費などの計上ですが、防災対策といたしまして、ため池ハザードマップの作成及び危険ため池の廃止に係る事業費などを計上いたしております。次の10の農道維持費では、農道の補修等、11の農道改良費では、農道の工事に係る経費を計上しております。次の13の水車の里フルーツピア費では、指定管理委託料のほか、乗用草刈機の更新経費と指定管理施設の電力料金高騰に対する支援金などを計上しております。次の14の農業者戸別所得補償制度推進事業費及び次の11ページに移りまして、16の中山間地域等直接支払事業費では、それぞれの補助金・交付金などを計上しております。次の17の中山間地域総合整備事業費では、農業の生産条件などが不利な地域の実情を踏まえ、農業用排水施設や農道の整備、ほ場整備などの農業生産基盤の整備と併せて、地域内の生活環境基盤などの整備を総合的に行う事業で、換地業務委託料、県営事業負担金などを計上しております。

2項林業費に移りまして、1の林業総務費では職員の人件費、2の林業振興費では、松くい虫予防やイノシシなどの有害鳥獣駆除事業費などを、また森林経営管理事業として、森林保険料や森林管理の間伐委託料などを計上しております。次の3の林道維持費は、林道維持に係る委託料などでございます。

次の6款商工費1項商工費に移りまして、1の商工総務費では、職員の人件費等。2の商工振興費では、商工会への補助金、企業立地促進奨励金や空き家活用新規創業支援事業補助金のほか、新規事業としまして、商品開発等支援事業補助金を計上しております。次の3の観光費では、次の12ページにかけまして、やかげDMOへの運営並びに道の駅を活用したイベント開催等の実施予定事業に対する補助や岡山アフターデスティネーションキャンペーンのPR経費、町家交流館・ビジターセンター問屋の指定管理者への管理委託料及び電力料金高騰に対する支援金のほか、国の地方創生推進交付金を活用した2つの補助事業などを計上いたしております。

次の7款土木費に移りまして、1項土木管理費では、人件費や県工事負担金などのほか、住宅耐震化の促進に関する補助金、住宅リフォーム補助金、住宅新築に対する定住促進助成の補助などに加え、空き家等実態調査委託費と、新規事業として民間賃貸住宅等建設補助金を計上しております。

2項の道路橋りょう費では、継続事業である道整備交付金による道路改良や狭あい道路整備など、道路・橋りょうの維持管理、整備事業費などとともに、道の駅の指定管理委託費や電力料金高騰に対する支援金などを計上いたしております。

次の3項の河川費では、水門などの維持管理経費やふるさとの川リフレッシュ事業による河川内の立木などの除去費等のほか、次の13ページでは、継続事業といたしまして、かわまちづくり事業に係る事業費等を計上しております。

次の4項の都市計画費では、下水道事業会計への繰出金、継続事業である都市再生整備計画事業による西町のイベント広場外構整備や市街地の街路舗装高質化、空き家活用新規創業支援事業補助などに要する経費を計上いたしております。

次の5項の住宅費では、町営住宅、コーポさくらなどの特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の各管理経費をそれぞれ計上いたしております。

次の8款消防費1項消防費ですが、1の常備消防費では、井原地区消防組合負担金を、次の2の非常備消防費では、消防団員の団員報酬や団員出動報酬をはじめとした消防団の活動費を計上しております。次の3消防施設費では、消防器庫や消火栓等の施設に係る経費や小型動力ポンプ等の購入費などのほか、水出し操法の訓練場整備に係る経費を計上しております。

次の9款教育費に移りまして、1項の教育総務費では、委員の報酬など、教育委員会の運営経費と小北中学校組合の負担金の計上、事務局費では、入学祝金や校内の雑務などをサポートする校務員の経費、“やかげ元気給食”実施のための給食会計への補助金のほか、矢掛高校の魅力化事業としまして、地域コーディネーターの配置や制服購入などに係る補助など、生徒への各種補助施策の経費などを計上いたしております。一枚おめくりいただきまして、次の14ページの外国青年招致事業では、計3名の英語指導助手配置のための経費等を計上しております。

次の2項の小学校費から、3項の中学校費では、次の15ページにかけまして、各小・中学校の施設管理費、教育支援員の人件費などをそれぞれ計上しておりますほか、令和2年度に整備した小・中学校の高速Wi-Fi通信環境や児童・生徒全員分のタブレット端末を有効に活用するため、ICT教育支援に係る経費を計上しております。

次の5項社会教育費の1の社会教育総務費では、文化財保護事業、各種生涯学習講座、放課後子ども教室事業など、各事業の所要の経費のほか、埋蔵文化財発掘調査事業といたしまして毎戸遺跡の発掘調査に係る経費を、重要伝統的建造物群保存地区保存事業といたしまして、保存事業補助金や伝建防災計画の策定委託費などを計上しております。次の2の人権教育振興費では、人権啓発教育に関する経費などを、3の公民館費では、公民館活動経費などを計上しておりますが、公民館費では、公民館長をはじめとした公民館職員の人件費を増額計上しておりますほか、美川公民館のトイレ改修費を計上しております。次の4の文化振興費では、おかやま矢掛本陣文学賞に関する経費や文化講座開設補助などに加え、矢掛の偉人マンガ製作事業として渡邊武次郎氏の伝記マンガ製作経費を計上いたしております。5の美術館費には、美術館管理運営費のほか企画展をはじめとした展示、講座に係る経費などを、6の矢掛会館費と、一枚おめくりいただきまして16ページの7の江尻記念館管理費には、各施設の維持管理経費などをそれぞれ計上いたしております。8の文化センター費では、文化センターの施設管理、イベントなどの諸経費と図書館の運営経費などを計上しております。

次の6項保健体育費の1の保健体育総務費では、各種大会開催経費のほか総合型地域スポーツクラブ活動費補助金、本陣マラソン全国大会の開催経費などを、2の体育施設管理費では、総合運動公園指定管理者への委託料と電力料金高騰に対する支援金、小田球場のトイレ更新及び階段手すりの設置に係る経費を、3の海洋センター費では、施設の維持管理費のほか、水泳教室運営費などをそれぞれ計上しております。4の共同調理場管理費では、給食センター管理経費などを計上しております。

次の10款災害復旧費では、応急災害復旧に対する経費を計上いたしております。

次の11款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金利子の計上でございます。

次の12款諸支出金に移りまして、1項基金費でございますが、1の財政調整基金費から、一枚おめくりいただきまして17ページの38農業振興対策基金費まで、それぞれの基金利子などの積立金を計上いたしております。

最後に 13 款予備費といたしまして、1,000 万円で調整しております。また、本年度から、次の 18 ページへ町債残高及び基金の推移についての資料を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、予算編成概要での説明は終わらせていただきまして、引き続き、給与費明細について御説明をさせていただきますので、予算書の 200 ページをお開きください。

予算書の 200 ページからは、給与費明細書となっております。まず 1 の特別職でございますが、表の下の比較の欄を御覧ください。計の欄を御覧いただきますと、職員数が 74 名の減となっております。これは、主にその他の特別職で、選挙の投開票における管理者や立会人が減となったことなどによるものでございます。また、給与費欄では、消防団の団員報酬及び団員出動報酬を 4 年度の実績見込をもとに計上しておりますが、火災での出動が比較的少なかったこともありまして、減となっております。共済費と合わせた特別職の合計では、1,091 万 5,000 円の減となっております。

次に一般職でございます。総括の比較の欄で御説明しますと、本年度の職員数が 15 名の増となっておりますが、内訳はいわゆる正職員が 9 名の増、会計年度任用職員がフルタイムとパートタイム合わせて 6 名の増となっております。次の給与費では、報酬が減、給料・職員手当は増となっておりますが、報酬の減はパートタイム会計年度任用職員の減によるもの、給料と職員手当の増は、職員の異動・昇給及び制度改正によるものでございます。また、次の共済費につきましても、主に定年延長制度の施行により退職手当負担金の負担率が減となったことなどにより、745 万 3,000 円の減となっております。右端の合計欄で、正職員とフルタイム・パートタイムの会計年度任用職員を合わせた合計が、14 億 1,151 万円、前年度から 4,005 万 6,000 円の増となっております。

次の 201 ページに移りまして、先ほどの総括の表を、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員と、その下のイ会計年度任用職員とに分けて計上したもので、会計年度任用職員の職員数につきましては、短時間勤務の職員、パートタイムの職員数を内数として括弧書きで計上しております。

次の 202 ページから 204 ページまでにかかけましては、正職員についての給料及び職員手当の増減額の明細と、それぞれの状況を載せておりますので、御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

続いて、205 ページをお開きください。205 ページは、債務負担調書となっております。項目としましては、ため池事業 2 件、指定管理に関するもの 5 件、土地開発公社の損失補償 1 件で、5 年度に発生いたします債務を加えた後の当該年度以降の支出予定額は、一番下の合計欄を御覧いただきますと 3 億 2,337 万 3,000 円となっております。この内、右の欄の特定財源として、国県の支出金が 2,922 万 9,000 円、地方債が 4,270 万円でございますので、町の実質債務負担額は 2 億 5,144 万 4,000 円となっております。

続いて、206 ページをお開きください。このページは地方債調書となっております。区分の 1 普通債が通常の事業に伴います起債、2 が災害復旧の起債、3 が臨時財政対策債などのその他の起債となっております。一番下の合計欄で、前年度末であります 4 年度末の見込額が、合計 94 億 7,500 万 4,000 円で、当該年度であります 5 年度中の新たな起債見込額が、繰越見込も合わせまして合計 10 億 4,450 万円、償還見込額が 9 億 5,352 万 3,000 円で、差引 5 年度末における地方債残高見込額は 95 億 6,598 万 1,000 円となり、4 年度末見込み額と比較しまして 9,097 万 7,000 円の増となる見込みでございます。なお、この残高に対しまして、先ほどの当初予算編成概要の 18 ページにも記載しておりますが、後年度の交付税措置分が約 70 億 3,000 万円、償還に対して充当する減債基金、公営住宅家賃等の財源が約 12 億 1,200 万円となりますので、実質負担は、差引で約 13 億 2,400 万円の見込みとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 議案第 33 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

まず、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 16 億 3,100 万円としております。

次に、第 2 条で一時借入金の借入れの最高額を 1 億円としております。

最後に、第 3 条は、歳出予算の流用について同一款内で行うことができることとしております。内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、18 ページを御覧ください。

まず、歳出について御説明いたします。1 款の総務費の 1 項総務管理費は、一般管理費と連合会負担金の合計が 2,324 万 9,000 円で、これは人件費と事務費でございます一枚おめくりいただきまして、20 ページでございます。2 項の徴税費は 556 万 2,000 円で、国税の徴収に係る人件費や事務費でございます。次に、一番下の 4 項特別対策事業費は、国税の収納率向上を目的とした県の補助事業でございます。次のページの一番上の欄に続きますが、合計で 609 万 1,000 円としております。

次に、2 款の保険給付費は、医療費の支払いなどに充てるものでございまして、1 項療養諸費の合計は、10 億 6,023 万 6,000 円で、前年度比 3,288 万 1,000 円の減でございます。一枚おめくりいただきまして、24 ページでございます。2 項高額療養費は、1 億 5,926 万円で前年度比 20 万円の増でございます。この療養諸費と高額療養費は、いずれも過去の実績を基礎として計上しております。一枚おめくりください。26 ページです。4 項出産育児諸費は、350 万 2,000 円で出産育児一時金の対象者 7 人を見込んでおります。出産育児一時金につきましては、令和 5 年度から 1 件当たり 42 万円が 50 万円に引上げとなります。5 項葬祭諸費は 120 万円で、これは 24 人を見込んでおります。6 項傷病手当金は 10 万円で、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少に対応するものでございまして、期限は令和 5 年 5 月 7 日まででございます。

次に、3 款の国民健康保険事業納付金は、財政運営の主体である岡山県へ納めるもので、1 項の医療給付費分が、次の 28 ページの一番上の欄に合計欄がございますが 2 億 1,817 万 7,000 円、2 項の後期高齢者支援金分が 8,547 万 7,000 円、そして、3 項の介護納付金分が 2,509 万 6,000 円で、これら 3 つの事業の納付金の合計は 3 億 2,875 万円で、前年度比では 510 万 1,000 円の増でございます。

次に、6 款の 1 項保健事業費は、次の 30 ページの一番上の欄に合計の欄がございますが、579 万 9,000 円で医療費適正化事業やレセプト点検委託料などでございます。次に、2 項の特定健康診査等事業費は、1,656 万 7,000 円で、特定健診や特定保健指導の委託料のほか受診勧奨に係る経費でございます。3 項の健康管理センター事業費は、次の 32 ページの一番上の欄に合計の欄がございますが、1,319 万 3,000 円で保健師や運動指導員などの人件費が主なものでございます。

一枚おめくりいただきまして、34 ページでございます。上から 2 番目の 9 款諸支出金の 2 項繰出金は、405 万 4,000 円で、矢掛町国民健康保険病院への繰出金でございます。

最後に、10 款の予備費 125 万 1,000 円で調整をしております。

次に、歳入でございますので、8 ページを御覧ください。1 款の国民健康保険税は、2 億 681 万 5,000 円で、前年度当初予算よりも 1,985 万 7,000 円の減としておりますが、これは、被保険者の減少によるものでございます。なお、令和 4 年度は、平均の被保険者数を 2,950 人と見込んでおりましたが、令和 5 年度は 2,680 人と 270 人の減で調整しております。

一枚おめくりいただきまして10ページでございます。中ほどでございます6款の県支出金は、1項県補助金の保険給付費等交付金が12億4,695万5,000円で、歳出の保険給付費の減少に伴いまして、前年度比で3,694万4,000円の減としております。

一枚おめくりください。12ページです。上から3番目の欄で、10款繰入金の1項他会計繰入金は、次のページの一番上に合計欄がございますが、1億2,755万2,000円で、前年度比で89万1,000円の減としております。これらの繰入金は、保険税の軽減分や人件費など法定の繰入れでございます。次に、2項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金が4,000万円で、前年度比200万円の増でございます。これは、被保険者の減少などによる保険税の不足分を補うものでございます。

11款の繰越金は682万円で、前年度その他繰越金でございます。

歳入については、以上でございます。

なお、36ページ以降の給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 議案第34号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

第1条でございますが、この会計は保険事業勘定とサービス事業勘定の2つがございます。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定が20億2,200万円、サービス事業勘定が1,900万円でございます。

次に、第2条は、一時借入金の借入れの最高額を1億円としております。

次に、第3条でございますが、歳出予算の流用で、保険事業勘定の保険給付費について同一款内で各項目間の流用ができるとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、18ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出から、主なもののみ説明いたします。まず、1款の総務費1項総務管理費は、一般管理費と連合会負担金を合わせまして2,218万2,000円で、人件費委託料など所要の経費を計上しております。一枚おめくりいただきまして、2項の徴収費は557万1,000円で、介護保険料の賦課徴収に係る所要の経費を計上しております。次に、3項の介護認定審査会費につきましては628万7,000円で、要介護認定に係る審査会や認定調査委託料、主治医意見書料などの経費を計上しております。続きまして、4項の趣旨普及費につきましては、次のページに続きまして、125万8,000円で、節の19高齢者いきいき介護予防支援補助金は、地域ミニデイサービスの団体立ち上げを支援するものでございます。なお、財源は県補助金です。次に、5項の計画策定委員会費でございますが、351万円を計上しております。これは、第9期介護保険事業計画策定に係る委託料でございます。なお、来年度策定する計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間でございます。

次に、2 款の保険給付費でございますが、1 項の介護サービス等諸費につきましては、次のページに続きまして、合計で 17 億 3,420 万円を計上しております。これは、要介護 1 から 5 の方の給付費でございます。次に、2 項の介護予防サービス等諸費は、4,430 万円で、これは、要支援 1 と要支援 2 の方の給付費でございます。一枚おめくりいただきまして、一つ飛ばして 4 項の高額介護サービス等費と、次の 5 項の高額医療合算介護サービス等費は、介護サービスや医療のサービスを使われた方が限度額を超えた負担をされた場合に給付されるものでございます。次に一枚おめくりいただきまして、28 ページになりますが、6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、4,610 万円でございます。これは、施設入所者の居住費と食費について、限度額を超えて負担をされた場合に給付されるものです。

次に、5 款の地域支援事業費、1 項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、次のページに続きまして、合計で 5,188 万 9,000 円を計上しております。これは、要支援 1,2 の方とチェックリストにより事業対象者となった方の通所サービスや訪問サービスなどでございます。次の 2 項の一般介護予防事業費でございますが 322 万 7,000 円で、まちの健康リーダーや 100 歳体操の事業に係る経費等でございます。次に 3 項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、次のページに続きまして、6,221 万 8,000 円で、地域包括支援センターの人件費が主なものでございます。

続きまして、歳入に移ります。ページをお戻りいただきまして 8 ページを御覧ください。歳入につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業費に基づきまして、保険料のほか、国、支払基金、県、町の法令による負担割合により計上しております。歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきます。

まず、1 款の保険料は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございますが、3 億 6,830 万円を計上しております。前年度予算比 230 万円の減としております。これは、被保険者の減少によるものでございます。

一つ飛ばして、4 款の国庫支出金では、1 項の国庫負担金と 2 項の国庫補助金を合わせて、合計で 5 億 2,169 万円を計上しております。

一枚おめくりいただきまして、次に 5 款の支払基金交付金は、5 億 1,776 万 4,000 円で、これは 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の負担分でございます。

次に、6 款の県支出金は、1 項の県負担金と 2 項の県補助金を合わせて、合計で 2 億 9,467 万 8,000 円を計上しております。

一枚おめくりいただきまして一つ飛ばして、8 款の繰入金の 1 項の一般会計繰入金は、合計で 3 億 491 万 9,000 円を計上しております。次に、一枚おめくりいただきまして、14 ページでございます。2 項の基金繰入金は、支払準備基金繰入金として 500 万円を計上しております。次に、3 項介護サービス事業勘定繰入金は、サービス事業勘定の介護予防サービス計画費収入を繰り入れるもので、592 万 6,000 円でございます。

次に、9 款の繰越金でございますが、前年度繰越金として 353 万 2,000 円を計上しております。

以上で、保険事業勘定の説明を終わらせていただきます。

次に、サービス事業勘定につきまして 50 ページをお開きください。サービス事業勘定につきましても、主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、2 款のサービス事業費の 2 項介護予防支援事業費は 1,291 万 8,000 円を計上しております。これは、介護予防支援事業所の人件費と介護予防プラン作成の事務費など所要の経

費でございます。

一つ飛ばして、8 款の諸支出金の 2 項繰入金は 592 万 6,000 円でサービス計画収入を保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、48 ページへお戻りください。1 款のサービス収入は 592 万 6,000 円で、これは、介護予防プランの作成収入でございます。

次に、8 款繰入金は 1,291 万 8,000 円で保険事業勘定からの繰入金で、介護予防支援事業所の人件費と事務費に関わるものでございます。

以上がサービス事業勘定でございます。なお、それぞれの事業勘定に、給与費明細書を添付いたしておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は割愛させていただきます。

議案第 34 号につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 議案第 35 号、令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

まず、第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 2 億 6,200 万円としております。

次に、第 2 条で、一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円としております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。12 ページを御覧ください。

まず、歳出についてですが、上から 3 番目の欄で、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、医療費の支払に充てるものでございまして、2 億 5,363 万 4,000 円で前年度比 973 万 3,000 円の減でございます。

一枚おめくりいただきまして、14 ページですが、4 款の予備費を 195 万 7,000 円で調整しております。

次に、歳入でございますので、8 ページにお戻りください。1 款の後期高齢者医療保険料は、1 億 9,150 万円で、前年度比で 560 万円の減としております。

次に、3 款の繰入金の 1 項一般会計繰入金のうち目の 2 の保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するものでございまして、事務費繰入金と合わせました予算額は、6,808 万 2,000 円で、前年度比 289 万 7,000 円の減でございます。

4 款の繰越金は、215 万 2,000 円で、これは前年度繰越金でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 病院管理者。

○病院管理者（名部 誠君） 議案第 36 号、令和 5 年度の病院事業会計説明の前に病院の運営方針につきまして、説明させていただきます。

矢掛町国民健康保険病院は、町内では唯一の公立病院であり、また救急指定病院であります。町内をはじめ、周辺の地域住民の方の健康と安全を守る非常に大きな役割があると認識しております。

そのような中で、令和元年 12 月に中国で発生しました新型コロナウイルス感染症は瞬間に全世界に広がりました。当院も発熱外来、予防接種、令和 4 年 12 月からは新型コロナ感染対応病床を設置するなどして対応してきましたが、令和 4 年度では 12 月と 2 月に院内クラスターが発生することとなり、感染患者の治療とともに感染や濃厚接触者となった職員が自宅待機をすることとなりました。そのため、病院勤務スタッフが不足し、新規入院の中止、外来対応の縮小、御家族の面会の制限を行わざるを得ない状況となり、住民の皆様には話題の御不便と御不安をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

経営の面においても、患者さんの減少や感染対応に関する材料費の増加。加えて、エネルギー価格の高騰などから厳しい結果となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症は感染症法で2類相当から5類に変更されることが国の方針として出されています。新型コロナウイルス指定病院や病床でなくても感染対策を徹底しながら、一般医療機関で対応することとなります。

このような中で、令和5年度の運営方針としましては、病棟スタッフの配置の見直しや病室運用の見直しを行い、感染症対応に耐え一般診療と両立できる診療体制を整備し、収支バランスの取れた安定経営を目指します。

また、今回の新型コロナウイルスの流行では行政との連携や病診連携、看護介護連携など、地域医療介護連携の重要性が改めて認識されました。今後も行政やたかつま荘と連携しながら、オープンクリニックや地域包括ケアシステム支援会議などを継続し、町内の医療、看護、介護、福祉に関わる多職種多施設の方々との連携を密にして、医療福祉の立場から安全安心のまちづくりに寄与する所存でございますので、御支援のほどよろしく願いいたします。

予算の概要につきましては、事務長が説明しますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（花川大志君） 病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君） それでは、議案第36号、令和5年度や掛町病院事業会計予算について、御説明させていただきます。

第2条で業務の予定量でございますが、病床数117床、患者数は年間の患者数を入院3万8,690人、外来4万4,220人で、前年度当初予算と同程度の見込みとしております。次に、建設改良計画といたしましては、改良整備費2,300万円、固定資産購入費2,800万円を予定いたしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入・支出とも17億3,700万円の収支均衡予算として調整いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入が1億500万円、一枚おめくりいただきまして次のページになりますが、資本的支出が1億7,700万円、収入額が支出額に対し不足する額7,200万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただくものでございます。

第5条の企業債でございますが、目的を医療機器等整備事業及び施設改良整備事業とし、限度額をそれぞれ780万円と2,010万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計に準じております。

次に、第6条の一時借入金でございますが、限度額を1億円といたしております。

続きまして第7条では、支出予算における各項の間の流用を、医業費用と医業外費用の間でできるものとしております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費11億1,900万円、交際費100万円としております。

第9条のたな卸資産の購入限度額は、薬品、医療材料などで2億5,300万円といたしております。その詳しい内容につきましては、5ページから説明させていただきます。

令和5年度の病院事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出で、まず収入の医業収益でございますが、入院収益、外来収益、その他医業収益合わせまして14億9,050万円を見込んでおりま

す。その他医業収益には、救急医療分などの繰入金、入院の部屋代、各種検診料などを見込んでおります。次に、医業外収益でございますが、予定額を2億4,640万円と見込んでおりまして、内訳といたしまして、受取利息及び配当金、補助金などで、負担金交付金は一般会計からの繰入金でございます。また、患者外給食・薬品収益は、たかつま荘からの受託分でございます。長期前受金戻入には、減価償却分の補助金相当分の戻入れ、その他医業外収益には、たかつま荘からの診療受託料、外来患者の流動食、レンタル物品の手数料など、それぞれ見込額を計上いたしております。そして、特別利益としまして、職員の退職金に係る引当金を該当職員で調整したことによる戻入れ10万円を計上しております。

次に支出でございますが、まず、医業費用につきまして16億8,830万円を計上いたしており、内容といたしまして、給与費は、職員の給料、手当、報酬等の人件費。材料費は、薬品、診療材料、給食材料などがあります。経費は、主なものといたしましては委託料、光熱水費、燃料費、賃借料、消耗品などを計上いたしております。そして、減価償却費、資産減耗費、また、研究研修費などをそれぞれ計上いたしております。次に、医業外費用の4,670万円でございますが、内容といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費が、起債の償還利息でございます。患者外給食材料費、患者外薬品費は、いずれもたかつま荘入所者などへの提供分の費用でございます。消費税及び地方消費税、雑損失にそれぞれ所要の予定額を計上いたしております。最後に予備費を200万円を調整いたしております。

一枚おめくりいただきまして、資本金収入及び支出でございますが、収入では、企業債として2,790万円を計上し、出資金7,600万円は一般会計からの繰入金で起債の償還元金に対する繰出基準に基づくものでございます。また、補助金110万円は国保会計からの補助金でございます。

次に、支出といたしまして、建設改良費5,100万円につきましては、医療器械の購入などを予定いたしております。それから企業債償還金1億2,600万円が起債の元金償還分でございます。

次に、7ページでございますが、令和5年度の病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和5年度中における資金の増減見込みを業務活動・投資活動・財務活動に区分して表しておりまして、説明は省略させていただきたいと思っております。

8ページ以降は、給与費明細書でございます。一般会計の例に準じて作成しておりますので、15ページまで説明を省略させていただきまして、16ページをお開きさせていただきたいと思っております。

令和5年度の病院事業予定貸借対照表でございます。病院の財政状態を表しておりまして、資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ38億3,221万8,000円で調整いたしております。

次に、18ページをお開きください。令和4年度の病院事業予定損益計算書でございます。令和4年度の決算見込みで当年度未処理欠損金は1億4,553万4,000円としております。

続きまして、19ページ、20ページは令和4年度の予定貸借対照表でございます。本年度末の財政状態の見込みを表したもので、資産合計額と負債・資本合計額をそれぞれ38億9,112万8,000円で調整いたしております。

続きまして21ページですね。注記を掲載しておりますが、御覧いただき、説明は省略させていただきます。なお、22ページ以降は予算説明書を添付しておりますが、説明が重複いたしますので省略させていただきます。

以上をもちまして、令和5年度矢掛町病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君） それでは、議案第 37 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、御説明いたします。

第 2 条業務の予定量でございますが、定員は入所 50 人、通所 30 人とし、利用者は年間 2 万 3,500 人を見込んでおります。建設改良計画では改良整備費 4,100 万円、固定資産購入費 300 万円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では、収入は 3 億 2,100 万円、支出は 3 億 2,600 万円で、収支差引 500 万円の赤字を計上する予算編成となっております。

2 ページを御覧ください。第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、収入を 7,144 万円、支出を 9,050 万円としております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,906 万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第 5 条、企業債につきましては、その目的を自家発電装置設置事業とし、その限度額は 1,020 万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計に準じております。

第 6 条、一時借入金につきましては、その限度額を 3,000 万円と定めております。

第 7 条、支出予算における各項の間の流用を、運営事業費用と運営事業外費用の間で流用ができるものとしております。

第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費 2 億 1,526 万円、交際費 10 万円を計上いたしております。

5 ページを御覧ください。令和 5 年度の介護老人保健施設事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出について、収入総額は 3 億 2,100 万円で、内訳といたしまして、運営事業収益は 2 億 9,500 万円、施設療養費収益には介護報酬、施設利用料収益には介護報酬の個人負担分や食費など、その他運営事業収益には居住費などを計上しております。運営事業外収益は 2,370 万円で、受取利息及び配当金には有価証券などの利息、負担金交付金には企業債償還の利息に対する一般会計からの繰入金などを、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れを、その他運営事業外収益には太陽光発電の売電収入などを、また、消費税及び地方消費税還付金には令和 5 年度から課税事業者を選択し、消費税の申告を行うことで見込まれる還付金 800 万円を計上しております。特別利益には、退職給付引当金の戻入れとして 230 万円を計上しております。

次に、支出でございますが、総額は 3 億 2,600 万円で、内訳といたしまして、運営事業費用は 3 億 2,232 万円。給与費には職員の給料、手当、報酬など、材料費には薬品や療養材料など、経費には委託料、光熱水費、賃借料など、減価償却費には固定資産の減価償却予定額を、資産消耗費には固定資産の除却費用を、研究研修費には研修費用などを計上いたしております。次に、運営事業外費用は 351 万円で、支払利息及び企業債取扱諸費、雑損失にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費 17 万円で調整いたしております。

6 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は 7,144 万円で、内訳といたしまして、企業債は 1,020 万円で建設改良に伴う借入金を、出資金は 3,054 万円で企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金を、補助金は 3,070 万円で建設改良に伴う国・県の補助金を計上しております。次に、支出総額は 9,050 万円で、内訳としまして、建設改良費は 4,400 万円で、改良整備費には自家発電装置設置に要する委託料や工事費、固定資産購入費には介護用ベッドの更新に係る費用を計上しております。企業債償還金は 4,650 万円で、令和 5 年度返済予定額を計上しております。次の 7 ページ、

令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書は病院事業会計と同様に、8ページから15ページの給与費明細書は一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和5年度末の財政状況を表しており、資産合計・負債資本合計をそれぞれ11億2,020万3,000円で調整いたしております。

18ページをお開きください。令和4年度の予定損益計算書でございます。令和4年度の決算見込みであり、当年度純損失として966万円を見込んでおります。

19ページ、20ページを御覧ください。令和4年度の予定貸借対照表でございます。令和4年度末の財政状況を表しており、資産合計・負債資本合計をそれぞれ11億783万4,000円で調整いたしております。続く21ページには注記を、22ページ以降には予算説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 御説明の前に、議案第38号の説明資料に一部誤りがございましたので、この場をお借りしまして訂正をお願いいたします。訂正箇所でございますが、資料の28ページ、一番最後のページになります。

○議長（花川大志君） 課長。それは、また後で、書類を変えてから。訂正ですか。

〔上下水道課長平井勝志君「はい」と呼ぶ〕

○議長（花川大志君） 書類をまだもらっていないので、また、付託の時にやっていただいて結構です。

（発言する者あり）

○議長（花川大志君） それでは、事業予算の説明をお願いします。

○上下水道課長（平井勝志君） 失礼しました。

それでは、議案第38号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算について、御説明いたします。

まず第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数は5,350戸、年間総給水量は130万立方メートル、1日平均給水量3,562立方メートルを予定しております。建設改良計画では、配水設備費8億6,353万円、営業設備費650万円、老朽施設整備費9,880万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出では、水道事業収益を3億600万円、水道事業費用を3億2,600万円の収支差引2,000万円の赤字予算で調整しております。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を8億6,900万円、資本的支出を10億4,700万円で調整いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,800万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。第5条、企業債につきましては、起債の目的を水道事業とし、その限度額を5億3,700万円とさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計に準じております。

第6条、一時借入金につきましては、その限度額を1億5,000万円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用と定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,671万3,000円といたしております。

第9条、たな卸し資産の購入限度額は500万円と定めております。

続きまして、5ページを御覧ください。令和5年度矢掛町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は3億600万円で、内訳といたしまして、営業収益は2億3,070万円で、給水収益には水道料金、その他営業収益には、閉開栓手数料や審査検査手数料などを計上しております。次に、営業外収益は7,530万円で、受取利息及び配当金には有価証券などの利息、他会計負担金には旧簡易水道事業債の起債償還利子に対する一般会計負担金を、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れ、雑収益には太陽光発電の売電収入などを計上しております。

次に、支出でございますが、総額は3億2,600万円で、内訳といたしまして、営業費用は3億1,615万3,000円で、原水及び浄水費には動力費、取水関連の修繕費、委託料など、配水及び給水費には配水管の修繕費及び職員給与費など、総係費にはメーター検針委託料、職員給与費など、減価償却費には固定資産の減価償却予定額を、資産減耗費には固定資産の除却費用などを計上しております。次に、営業外費用は884万7,000円で、支払利息及び企業債取扱諸費、消費税、雑支出にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費100万円で調整しております。

続きまして6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は8億6,900万円で、内訳といたしまして、工事負担金は3,134万1,000円で、新規加入負担金、配水管移設に係る工事負担金です。企業債は5億3,700万円で建設改良に伴う借入金を、他会計からの出資金は1億6,490万9,000円で旧簡易水道事業債の起債償還元金に対する一般会計負担金、浄水場耐震化対策に対する国の定める一般会計繰出金などを、補助金は1億3,575万円で建設改良に伴う国庫補助金をそれぞれ計上しております。次に、支出総額は10億4,700万円で、内訳といたしまして、建設改良費は9億6,883万円で、配水設備費として8億6,353万円で、東川面浄水場更新工事、配水管移設工事等の工事請負費、職員給与費などを計上しております。営業設備費は650万円で、量水器購入費及び新浄水場の備品購入費を、老朽施設整備費は9,880万円で、石綿セメント管の更新工事及び老朽施設の更新工事等の工事請負費などを計上しております。また、企業債償還金は7,817万円で、令和5年度返済予定額を計上しております。

次の7ページ、令和5年度の予定キャッシュフロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8ページから15ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、御覧いただくことで詳細な説明は省略させていただきます。

16ページを御覧ください。16ページですが、継続費に関する調書といたしまして、東川面浄水場更新事業に伴います継続費の財源を表させていただいております。表の中ほど、令和5年度の欄を御覧ください。令和5年度の事業費は、年割額で7億4,569万9,000円、その財源内訳といたしまして、企業債4億6,990万円、補助金2億7,575万円、過年度損益勘定留保資金4万9,000円で、予定をさせていただいております。

17ページ、18ページを御覧ください。令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和5年度末の財務状況を表しており、資産合計・負債資本合計を、それぞれ64億2,568万1,000円で調製いたしております。

19ページを御覧ください。令和4年度の予定損益計算書でございます。令和4年度の決算見込みであ

り、収支均衡を見込んでおります。

20 ページ、21 ページを御覧ください。令和 4 年度の予定貸借対照表でございます。令和 4 年度末の財務状況を表しており、資産合計・負債資本合計を、それぞれ 55 億 1,743 万 7,000 円で予定いたしております。続く 22 ページには注記を、23 ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、御覧いただきまして、説明の方は省略させていただきます。

以上、議案第 38 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 39 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について、御説明いたします。

まず第 2 条、業務の予定量でございます。接続戸数は年間 3,780 戸、年間総処理水量は 106 万 6,000 立方メートル、1 日平均処理水量 2,921 立方メートルを予定しております。建設改良計画では、管渠建設費 5,823 万円、ポンプ場建設費 6,700 万円、処理場建設費 1 億 5,887 万円、有形固定資産購入費 300 万円を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益を 7 億 4,100 万円、下水道事業費用を 7 億 8,100 万円の収支差引 4,000 万円の赤字予算で調整いたしております。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を 5 億 7,600 万円、2 ページに移りますが、資本的支出を 8 億 8,200 万円で調整いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 600 万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第 5 条、継続費でございますが、浄化センター長寿命化事業につきまして、その工期が 1 年を超える工事につきまして継続費事業として予定をさせていただくもので、汚水処理監視制御設備及び紫外線消毒設備更新工事費の総額予定と年度別の事業費の予定額を定めさせていただいております。総額で 2 億 500 万円、年度割では令和 5 年度は 1 億 440 万円、令和 6 年度は 1 億 60 万円で予定させていただいております。

次に、第 6 条、企業債につきましては、起債の目的を下水道事業とし、その限度額を 1 億 5,420 万円とさせていただくものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計に準じております。

第 7 条、一時借入金につきましては、その限度額を 4 億円と定めております。

第 8 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用と定めております。

第 9 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費 3,951 万 5,000 円といたしております。

続きまして、5 ページを御覧ください。令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出につきまして、収入総額は 7 億 4,100 万円で、内訳といたしまして、営業収益は 2 億 306 万円で、下水道料金、また、その他の営業収益には手数料などを計上しております。次に、営業外収益は 5 億 3,794 万円で、他会計負担金には一般会計からの繰入金で負担区分に基づくもの、長期前受金戻入には減価償却費の補助金相当額の戻入れ、雑収益には延滞金などを計上しております。

次に支出でございますが、総額は 7 億 8,100 万円で、内訳といたしまして、営業費用は 7 億 1,373 万 5,000 円で、管渠費・処理場費・ポンプ場費にそれぞれ動力費、施設修繕費、委託料など、総係費には職員給与費など、減価償却には固定資産の減価償却予定額を、資産減耗費には固定資産の除却費用などを計上しております。

次に、営業外費用は6,618万円で、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出、消費税及び地方消費税にそれぞれ所要の予定額を計上し、予備費108万5,000円で調整しております。

続きまして、6ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入総額は5億7,600万円で、内訳といたしまして、企業債は1億5,420万円で建設改良に伴う借入金を、出資金は2億9,738万6,000円で負担区分に基づく一般会計からの出資金を、負担金は3,166万4,000円で受益者負担金や笠岡市からの建設工事負担金など、補助金は9,275万円で建設改良に伴う国庫補助金を、それぞれ計上しております。

次に、支出総額は8億8,200万円で、内訳といたしまして、建設改良費は2億8,710万円で、管渠建設費として農業集落排水処理施設統合に伴う管路工事、マンホール長寿命化工事などの工事請負費、職員給与費などを計上しております。ポンプ場建設費は6,700万円で、農業集落排水処理施設統合に伴う中アクアセンターの改築工事費などを、処理場建設費は1億5,887万円で矢掛浄化センターの機械設備などの長寿命化工事費、職員給与費を、有形固定資産購入費は公用車の購入費を計上しております。企業債償還金は5億9,490万円で、令和5年度返済予定額を計上しております。

次の7ページ、令和5年度の予定キャッシュフロー計算書は、他の企業会計と同様に、また、8ページから13ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

14ページを御覧ください。継続費に関する調書といたしまして、浄化センター長寿命化事業に伴います継続費の財源を表させていただいております。表の上段、令和5年度の欄を御覧ください。令和5年度の事業費は、年割額で1億440万円、その財源内訳といたしまして、補助金4,525万円、企業債4,720万円、負担金——これは笠岡市からの建設工事負担金になりますが、1,185万7,000円、過年度損益勘定留保資金9万3,000円で予定をさせていただいております。

15ページ、16ページを御覧ください。令和5年度の予定貸借対照表でございます。令和5年度末の財務状況を表しており、資産合計・負債資本合計を、それぞれ144億6,373万7,000円で調整いたしております。

17ページを御覧ください。令和4年度の予定損益計算書でございます。令和4年度の決算見込みであり、当年度純損失として1,100万円を見込んでおります。

18ページ、19ページを御覧ください。令和4年度の予定貸借対照表でございます。令和4年度末の財務状況を表しておりまして、資産合計・負債資本合計を、それぞれ146億5,435万5,000円で予定いたしております。続く20ページには注記を、21ページ以降には予算実施計画説明書を添付いたしておりますので御覧いただきまして、説明のほうは省略させていただきます。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第40号と第41号の2議案を御説明いたします。

まず、議案第40号、令和5年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございます。この特別会計は、農地規制等で、土地開発公社による事業実施が困難な場合に、この会計で事業所誘致、工場誘致に係る造成を行うためのものがございます。

第1条で予算の総額を、3,400万円とさせていただくものがございます。

第2条では、一時借入金の借入最高額を3,000万円とさせていただきます。

内容につきましては、岡山県農業共済組合の再編後の備南支所の予定地を造成、販売するもので、事項別明細書で説明させていただきますので、6ページをお開きください。歳入でございます。

歳入につきましては、不動産売払収入3,110万円、繰越金290万円でございます。

一枚おめくりいただきまして、歳出でございますが、事業費といたしまして、通常の事務費のほかに、工事請負費、物件補償金、一般会計繰出金を加えて合計3,170万円、公債費では、一時借入金利子として10万円、最後に予備費220万円で調整させていただいております。

続きまして、議案第41号、令和5年度矢掛町各財産区特別会計予算について、御説明させていただきます。美川財産区から小田財産区まで13財産区について、それぞれ予算計上させていただいております。各財産区とも、通常の経費を計上させていただいておりますので、個々の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長らからの説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明8日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明8日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様御苦労さまでした。散会。

午前11時36分 散会

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和5年3月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午後 2時45分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏<br>名 | 出欠等<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏<br>名 | 出欠等<br>の別 |
|----------|--------|-----------|----------|--------|-----------|
| 1        | 土井俊彦   | 出         | 2        | 昼田政義   | 出         |
| 3        | 福田京子   | 出         | 4        | 岸野榮治   | 出         |
| 5        | 田中輝夫   | 出         | 6        | 原田秀史   | 出         |
| 7        | 小塚郁夫   | 出         | 8        | 石井信行   | 出         |
| 9        | 川上淳司   | 出         | 10       | 花川大志   | 出         |
| 11       | 土田正雄   | 出         | 12       | 浅野毅    | 出         |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|          |       |             |       |
|----------|-------|-------------|-------|
| 町長       | 山岡敦   | 副町長         | 山縣幸洋  |
| 教育長      | 山部英之  | 総合政策監       | 安部正和  |
| 総務防災課長   | 堀賢一   | 企画財政課長      | 松嶋良治  |
| 町民課長     | 妹尾茂樹  | 健康子育て課長     | 小川公一  |
| 福祉介護課長   | 稲田由紀子 | 産業観光課長      | 妹尾一正  |
| 建設課長     | 渡邊孝一  | 上下水道課長      | 平井勝志  |
| 教育課長     | 藤原徳忠  | 病院事務長       | 坪田芳隆  |
| 会計管理者    | 稲田欽也  | 介護老人保健施設事務長 | 小出優子  |
| 矢掛寮長     | 西山弘之  | 総務防災課長代理    | 立川人土  |
| 企画財政課長代理 | 河上昌弘  | 企画財政課財政係長   | 石井亮太郎 |

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 11番, 5番, 9番, 2番, 8番, 7番, 1番, 6番, 12番, 4番



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から20日までの本会議を欠席させていただきたい旨、申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

~~~~~

日程第1 一般質問 11番、5番、9番、2番、8番、7番、1番、6番、12番、4番

○議長（花川大志君） 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は10名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、11番土田正雄君をお願いします。土田君。

○11番（土田正雄君） 議席11番の土田でございます。今回は2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、町民課窓口における番号札の導入について。2点目は、米作り農家応援事業についての質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目の町民課窓口における番号札の導入について、質問をさせていただきます。町民課の窓口業務は週明けや年度が変わる時期に混雑することがあり、受付が済んでいる人と済んでいない人との区別ができなかったり、また、窓口が混雑していれば、どの書類をどこに出せばいいのかわからないなど、そういった声を町民からよく聞きます。また、後で受けた人の手続きが先に済んだなどクレームが出ることもあるのではないのでしょうか。

そこで、窓口のカウンターに番号札などを置いて、申請者に来た順番に番号札を取ってもらうようにすると、来庁者は番号札を取っておれば順番どおりに処理してくれるという安心感を感じてもらえるのではないのでしょうか。また、名前と呼ばれたくない人もいるので、こういった方法を検討してはいかがでしょうか。担当課のお考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 失礼いたします。11番土田議員の御質問、町民課窓口における番号札の導入について、町民課からお答えさせていただきます。

御存じのように町民課の窓口には、住民票・戸籍・印鑑証明等の各種証明書の交付、転出・転入等住民異動の届出、出生や死亡・婚姻等戸籍の届出、パスポートの申請交付、また、死亡の届出に伴う埋葬・火葬の許可申請、税の証明や各種の証明書の交付や届出に町内外の方々が窓口に来られます。また、現在では、マイナンバーカードの交付や更新の手続きにも来られます。

日々の混雑状況ですが、議員の御質問にもございますように、週明け、それから年度が変わる時期などは、窓口業務が混雑する時がございます。

現在の対応ですが、窓口が混雑する時には窓口係の担当職員だけでなく、来庁された方にお待たせすることがないよう他の係の職員に声を掛け業務に当たっておりますが、来庁された方が多い時には声を掛けてお待ちいただくことがございます。

また、後で受けた人が先に済んだというクレームはございません。このことにつきましては、交付する書類に係る時間が異なっていることに御理解をいただいていると感謝いたしております。ありがとう

ございます。

議員の御質問にございます番号札の導入でございますが、確かに番号札を導入すれば、順番どおりという安心感はございますが、現在の窓口体制としましては、混雑時には他の係の職員へ声を掛け、来庁された方にお待たせすることがないよう業務に当たっております。とは申しましても、忙しく業務をしている職員に声を掛けることをためられる方や、議員が言われますように、名前で呼ばれたくない方もいらっしゃると思いますので、番号札の導入の利点も感じております。半面ですね、来庁された方を番号で呼ぶことになりまして、町民課の窓口は総合的な案内としまして、町民課以外の課への案内もすることがありますので、導入と運用につきましても、窓口の体制を含め、しっかりと検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 担当課長から回答をいただきました。高齢者の町民にとっては役所に来る機会も非常に少なく、職員の顔や名前も分かりません。また、町民課の窓口は総合案内としての役割もあり、来庁者に対し積極的に声掛けを行うなど今後もスムーズな窓口対応を行うことを求めまして、1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問を行います。昨年からは費用や農業機械の高騰で米生産農家は継続の危機に面しております。

矢掛町では、ふるさと納税制度を活用して、ふるさと米を返礼品として寄附者に届けております。しかし、返礼品として矢掛の米を利用しても、町内の米農家には1円も多く入ってきません。

ふるさと納税の意義は、都会に住んでいても、ふるさとを応援するために限度額の範囲内でどの自治体にでも寄附できるといった制度でございます。また、ふるさと納税の理念は地方創生が掲げられており、総務省はふるさと納税における返礼品には、地域資源を活用し、地域の活性化を図るという役割があることを認めております。

そこで、ふるさと納税の返礼品として、ふるさと米の販売をJAに委託し、町内の米農家がJAに出荷した農家に対して、一反当たりの出荷限度を設け、奨励金を交付して米農家を応援してはどうか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 11番土田議員の御質問、米作り農家応援事業について、ふるさと納税を所管しております企画財政課からお答えいたします。

ふるさと納税とは、平成20年5月から開始された、地方と大都市の格差是正や人口減少地域における税収減少対応、また、地方創生を主目的とした寄附金税制の一つであり、法律で定められた範囲で地方自治体への寄附金額が所得税や住民税から控除されるものです。矢掛町でも平成20年からこのふるさと納税制度を運用しております。

この制度の趣旨等については、議員がおっしゃるとおりであり、より地域が活性化するために矢掛町においても近年は工夫を重ねながら寄附額の増大に努めているところでございます。

さて、返礼品として米をJAに出荷した農家に対して奨励金を交付してはどうかという議員の御提案についてですが、農業振興という側面からの御提案、まことにありがとうございます。

この点については、まず、制度上どうかという問題がございます。この奨励金を、返礼品を出荷した農家に限定して交付することは、実質的な返礼品代金の上乗せとも考えられ、返礼品の価格を寄附金額

の30パーセント以内に収めなければならないかつ全体経費を寄附金額の50パーセント以内に収めなければならないというルールに抵触する恐れがあります。

また、ふるさと納税の返礼品を提供して下さっている事業所は、米農家以外の農業者や町内で商売をなさっている方など多岐にわたります。よって、公平性という観点からも、ここでの米農家のみを対象とした支援は見送らせていただきたいと思います。

矢掛町では、今年度、農業者への支援として、農業資材等の物価高騰対策としての補助金や農業共済収入保険料の助成を実施いたしました。また、農業の振興を図るため、矢掛町農業振興対策基金を創設し、令和5年度一般会計当初予算でも、その基金を財源とした複数の農業支援策を盛り込ませていただいておりますので、矢掛町全体での産業振興のバランスを取るという意味からも御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） 担当課長から答弁をいただきました。中山間地域の農業振興をテーマに、私が毎回一般質問を行っております。

返礼品を出荷した米農家に限った奨励金を交付することはできないという回答でしたが、今年も費用や農機具など高騰が予測されており、米農家の価格アップも未確定です。米農家も一度離農すると農機具を処分し、農業を辞めてしまうようになります。

そういった中、一昨年は米農家に対し、1俵1,000円の補助。昨年は肥料高騰対策として、販売農家に農業所得に対して補助をしていただきました。また、令和5年度一般会計当初予算でも矢掛町全体での産業振興のバランスを取っているという回答がありましたが、令和5年度一般会計当初予算での農業振興対策予算は、観光振興対策予算の数分の一に満たない額となっております。矢掛町全体での産業振興のバランスは取れているとは言い難い。

そこで再質問として、ふるさと納税寄附金の一部を農業振興基金に積み立てて、矢掛町の販売農家の9割を占めている米農家に対して、更なる補助を行ってはどうか、お尋ねいたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 土田議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金を農業支援、米農家支援にということでございますが、矢掛町の場合、寄附をいただく際に寄附の使い道を選択していただく仕組みになっております。子育て支援や高齢者福祉、また、産業振興など7つの区分に分けられ、それぞれの分野に関連する事業の財源として使い、あるいはふるさと応援基金に積み立てて区分ごとに管理をしております。

12月補正予算で積み立てた矢掛町農業振興対策基金の原資は一般財源でございましたが、事業実施に伴い、今後、基金へ積み増しが必要になった際には、議員おっしゃるとおり、産業振興に指定されたふるさと納税寄附金を有効に活用できると考えております。

また、ふるさと納税の寄附金を活用したそれ以外の農業支援、米農家支援についても今後引き続き研究していきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○11番（土田正雄君） はい。今年度の当初予算を見ても、今までになく、新しい農業振興対策に対

しての予算が組み込まれております。そういった中、本当、我々米農家も非常に厳しい状況に立たされておりますし、高齢化も進んできております。次の世代の人に農業を引き継いでいくために毎日一生懸命頑張っている農家でございます。今後ともこういった農家に対してできること。主にはJA等がやるのでしょうか、行政としてもできることを考えていただき、お話を聞いていただき、少しでも農家が夢の持てる農業を継続できるように、今後とも御検討していただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（花川大志君） 続きまして、5番田中輝夫君、お願いします。田中君。

○5番（田中輝夫君） 議席5番、田中輝夫でございます。通告により、水道事業とマイナンバーカードの2点について、お尋ねをします。

まず最初に、水道事業では、水道施設の寒波による被害状況と水源地増設及びスマートメーター導入について、お尋ねします。

水道事業は昭和50年4月に給水開始して以来、約48年が経過しています。耐震化の必要があった浄水場施設は新設、更新し、老朽化した管路などは適宜更新しています。

昨今は、異常気象、大規模災害などで日常生活に支障を来たすことがあります。今年の1月中旬・下旬には、全国的に10年に一度の寒さだと言われていましたが、本年は町内で寒波による大きな被害は聞いていないのは、被害に対する迅速な対応だったというふうに思っております。

そこで、水道事業について、3点お尋ねします。1点目、今年の寒波で水道管の漏水や凍結破損などの被害状況はどの程度あったのか、お尋ねします。

2点目、ライフラインである水道事業も人口減少に伴い、給水人口の減及び配水量も1日配水量は平成27年には4,966立方メートル、令和3年には4,100立方メートルに減少していますが、水源地が渇水状態になることがあり、町の担当課の有線放送やホームページ及び広報車などで節水を呼び掛けることがあります。

取水量を確保するためには、水源地の増設が必要だと考えられます。現在水源地7か所で、今後の取水給水量の確保は十分なのか。そこで、水源地を1か所でも増設する計画はないのか。執行部に見解をお尋ねします。

3点目、近年は、各家庭などの水道利用料が遠隔で自動的に把握できる水道スマートメーターを導入する自治体が増えていきます。水道スマートメーターは訪問による検診をなくすことで業務負担が減るほか、高齢者宅の使用状況を家族に伝える見守りサービスとしても活用できると言われていますが、水道スマートメーター導入についての本町の見解をお尋ねします。

○議長（花川大志君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 5番田中議員の御質問、水道施設の寒波による被害状況と水源地の増設計画、水道スマートメーター導入について、上下水道課からお答えいたします。

まず、1点目の御質問、水道施設の寒波による被害状況について、お答えいたします。去る1月24日から26日にかけて、日本列島にこの冬一番の強い寒気が到来し、岡山県南西部においても氷点下5.2度を観測するという状況でございました。この寒波の影響による本町の水道施設の被害状況でございますが、まず、御家庭内の給水設備の凍結・破損事故が約100件、町管理施設の末端給水管の破損が5件発生いたしております。この3日間での推定漏水量は約1,000トン、また、時間最大漏水量は約20トンという状況でございました。

これは、猛烈な寒波が到来し広域な断水被害が発生した一昨年——令和3年1月、これに比べ、か

なり少ない被害の状況でございます。被害件数の比較では約8分の1、漏水量では約7分の1、時間最大漏水量では約20分の1という状況でございました。

このたびの寒波による被害が比較的少なかった要因といたしましては、気温の差もちろんございますが、町民の皆様方の真摯な御対応によるところが大きいと感じております。それは、寒波の到来前から有線放送や広報車で町民の皆様方に呼び掛けを行いましたところ、事前の凍結防止対策の実施や不幸にも凍結し破裂が発生してしまった後の迅速な止水や修繕の対応。また、町の給水管や御近所の家漏水通報など、さまざまな場面で内容で、被害の防止や被害の抑制に御協力いただいた事でございます。このような皆様方の御協力により、断水や減圧といった大きな被害の発生を回避することができましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

今後、水道利用者の皆様方とともに、安定した給水が継続できるよう努めてまいります。

次に、2点目の現在の水源地で取水量は十分確保可能なのか。水源地の増設計画はどのようなのかという御質問でございます。

現在、矢掛町上水道には7か所の水源地がございます。星田川水系では、東川面地区。これは、浄水場の周囲でございますが3か所。小田川水系には、小田地区の観音橋上流左岸に1か所、浅海地区の田鶴橋上流左岸に1か所、江良地区の轟橋下流右岸側に1か所の計3か所。美山川水系では、小林地区の東郷橋上流左岸側に1か所の合計7か所でございます。

議員も御承知のとおり、これらの水源地は、全て深さが10メートル程度の浅井戸という種別の水源となっております。この浅井戸は、岩盤の上にある比較的地表に近い不圧地下水を利用するため、設置に係る費用が比較的安価で、工事期間も短期間で済むといった経済的に有利な反面、周囲の環境に水量が左右されるという特性がございます。

これは、天候により取水可能量が大きく変化するという事でございます。夏の日照りや干ばつが続いたり、冬の降水量が少ない時期には十分な取水量が確保できなくなるといった状況が発生いたします。こうした状況は、昨今の異常な気象事情も相まって、この数年で特に顕著な状況となっております。

こうした状況を改善し、将来にわたり安定した浄水の供給を継続させるため、本年度、さまざまな手法を調査、検討してまいりました。この調査結果を基に、新たな水源地を開発するための事業の実施を計画し、更に詳細な調査を行うためのボーリング調査や揚水試験など必要な経費を令和5年度当初予算に計上したところでございます。

次に、3点目の御質問、スマートメーターの導入についてでございます。水道スマートメーターは、無線通信機能を搭載したメーターで、一定間隔で測定した使用水量を水道事業者の料金システムに送信し、データを反映させることができるというものでございます。

スマートメーター導入による利点といたしましては、まず、検針員によるメーター検針作業が不要となること。また、メーターの示す数値の見間違い、誤検針がなくなること。そして、測定データの利活用ができること。例えば、宅内漏水の早期発見が可能となる。また、時間ごとの水量が把握できることで正確な配水管の管路計算が可能となること。更には、水道使用量の見える化により、各御家庭での効果的な節水が可能となることなどがございます。また、付加価値といたしまして、水道の使用状況が把握できることで高齢者の見守りに役立つことができるなど、さまざまな効果が挙げられます。

しかしながら、水道スマートメーター導入にはコストという課題もございます。

現在、矢掛町上水道で購入している水道メーターの単価は、一番小さい13ミリのメーターで、2,310

円でございます。同じサイズのスマートメーターの単価は現在2万円程度と想定されます。

仮に、この金額でスマートメーターを導入するとしますと、メーターの購入経費だけで、毎年約1,500万円もの費用の増加となります。また、そこに通信ネットワークシステムの構築費用が加算され、削減される検針委託費用を差し引いても多額の費用増になるものと思われまます。さらに、無線通信に關しましては、インターネット同様、セキュリティーの問題があるなどの課題もございませす。

このため、現時点での全町的な導入については困難であると考えますが、今後、技術革新や普及率の向上に伴う市場原理より、近い時期にスマートメーター導入の費用対効果が見込まれる時が必ず来ると考えており、情報収集や検討を積極的に続けてまいります。

なお、現在、検針が非常に困難な場所、検針業務に多大な労苦が発生している箇所があり、こうした一部の箇所については、できるだけ早い時期にスマートメーターなどデジタル技術を活用した低コストで安全・容易な検針手法が導入できるよう検討を行っております。

水道事業は、皆様方からお預かりした水道料金のみ収入により事業を運営しており、矢掛町の水道料金は、消費税率の改定を除き平成5年1月以来30年の間、料金の改定を行わず、健全に事業の運営を続けてくることができました。

昨今では、さまざまな物があらゆるところで値上がりをし、水道事業にとっても厳しい経営を迫られる状況となっております。

しかしながら、今後も長期的な運営計画に基づき、適正な規模の設備投資や無駄な経費をできる限り抑制する中で、安定した経営の継続を実現し、現在の料金水準を維持し、できるだけ安価に皆様方に安心して上水道を御使用いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。担当課より回答いただきました。

1点目の水道被害が少なかったのは、町民の水道凍結破損防止の意識向上というふうなこともありまして、担当課の早期の対応があったことと理解しています。今後も寒波が到来しそうな時には適切な対応や広報活動をお願いいたします。

2点目の水源地の増設については、令和5年度当初予算に計上というふうにありましたが、水源候補地をボーリングして、地質検査とか揚水試験が適正でなかった場合には、また、更に別の場所をボーリングして必ず増設するというふうなことで、町民に安定供給できる水道確保に努めていただきたいというふうに思っております。

3点目のスマートメーター導入については、一気にゴールを目指すのではなく、段階的な導入が現実的であると思ひます。漏水管理や節水行動支援でトータルコスト削減のため、コストアップを抑えながら進めるのが良く、導入の検討を始めても良い時期だというふうに考えております。

また、回答の中の最後に、町民の方が最も気に掛けている水道料金のことの説明がありました。

無駄な経費を抑えて現在の料金体制を可能な限り維持していくというふうに努めるというふうな回答だったので、少し安心しました。これは町民の方が本当に最も気に掛けていることで、当面は現在の料金体制を維持していくというふうな回答だったので安心しました。

これによって、水道料金の質問は終わります。

次に、マイナンバーカードの発行現状等の普及促進についての質問を行います。

昨日ですが、政府は7日に健康保険証を廃止してマイナ保険証に統一し、マイナンバーカードを持たない人には資格確認書で保険を受けてもらうとしたマイナンバー法の改正を昨日、閣議決定をされました。これによって、マイナンバーカードも順次進んでいくだろうというふうには考えております。

マイナンバーカードについては、町行政も庁舎内で申請受付や登録手続きなど、総合サポート窓口を設置して普及促進に努めています。

現状では、マイナンバーカードの発行は義務ではなく任意です。任意である以上、どうしても発行するスピードが加速しないのは、まあ仕方がないところであります。

発行手続きを取っていない方の中には、絶対に取らないという決めている方もいる一方で、必要性を感じてから発行しようと思ってる人も多くいると思います。

政府はマイナンバーカード促進のため、キャッシュレス決済の紐付けや健康保険証の紐付け、公金受取口座登録を行うことにより2万ポイントを付与するなど、さまざまなキャンペーンを本年2月まで実施してきました。

マイナンバーカードを持たない方の考えでは、通知カードで間に合っている、個人情報漏洩のリスクがあるとか、身分証明書として運転免許証などがあれば十分というふうな考えがあるのだと思っております。運転免許証を持たない方はパスポートが身分証明書として有効でしたが、2020年の2月以降に発行されたパスポートは、住所記載欄が削除され、住所確認書類としては無効となりました。

そのような中で冒頭にも言いましたが、政府は2024年秋に今の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードとの一体化を目指すというふうな方針で昨日閣議決定されましたし、2024年の末には運転免許証とも統合するという方針で進んでいます。今後の可能性としては、マイナンバーカードを持つリスクから、持たないリスクへと変わっていくのではないかなというふうに考えております。

このような状態の中で、全国及び県下のマイナンバーカードの普及率は、令和4年12月末現在ですが全国は57.1パーセント。矢掛町は51.7パーセントでした。

そこで、本町のマイナンバーカード普及促進に関して目標交付枚数と現在までの申請件数、交付枚数、交付率、それと、交付件数に対する分析。年齢とか年代、性別などの分析があるのか、ないのか。あれば教えていただきたいと思えますし、それと、庁舎内でのサポート実績の効果。それと、マイナンバーカード発行率向上を図る、更なる普及促進計画があるのか、ないのか。本町の見解をお尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 5番田中議員のマイナンバーカードの発行状況と普及促進についての御質問について、自治体DX ―― デジタルトランスフォーメーションですね。それから、デジタル推進の担当でもございます総務防災課からお答えさせていただきます。

先ほど議員からもいろいろ御説明いただきましたのでちょっと触れますと、国並びに本町が推進するマイナンバーカードの普及について御質問いただいて、本当に感謝申し上げます。

マイナンバーカードは御承知のとおり、お話もございました健康保険証や運転免許証などに活用され、将来的には行政手続などに不可欠なカードとして、国が全国民に普及を目指しているものでございます。

本町といたしましても、普及率向上のためには何が必要かといういろいろな計画を持ってやっておりました。役場ロビーに申請サポートの窓口開設をいたしましたし、スマートフォンですね、スマホ教室と併せて各公民館を巡回いたしましたし、また、町内の大手スーパーさんの入口でも臨時の窓口を開設させていただきました。さらに、山田郵便局を除く町内郵便局でも申請サポート窓口を開設していただくなど、

可能な限り幅広く申請が可能な状況を作ってまいりました。

御質問の1点目です。本町の目標交付枚数と現在の申請件数、交付枚数、交付率についてでございますが、まず交付枚数ですね。目標ですけれども、これは岡山県の平均交付率を目指しておりました。2月末現在で現状申し上げますと、県の平均交付率は64.0パーセント。本町の交付率は64.5パーセント、8,830枚程交付させていただいております。平均より少し上回っている状況ですね。そして、申請件数につきましては、2月末現在では、本町は70.5パーセント。県平均が69.5パーセントですので、1パーセント県平均より上回っている状況です。当初の目標には達しているという状況になっています。

ちょっと比較しますと、昨年5月末の段階では35パーセント程度で、県下ワースト2位。県下でも26番目の申請率でしたけれども、2月末現在の時点では70.5パーセントで全国平均が69.8パーセント。先ほど申しあげました県の平均もそれぞれ上回っております。27市町村中、現在は14番目まで交付申請が進んだことになっております。これもひとえに町民の皆様の御理解と御協力のお陰によるものと心から感謝し、お礼申し上げたいと存じます。

それから、2点目の交付件数に対する分析といたしましては、本町の場合、60歳代と70歳代の方の交付率が70パーセントを超えております。高くございます。また、80歳代の方も58パーセントと比較的高いのではないかと存じております。翻って、20歳代と30歳代の方が50パーセント程度と伸び悩んでおります。90歳代以上の方は27パーセント台というところでございます。

3点目の庁舎内でのサポート実績と効果については、御承知のとおり、現在、委託業者に1階ロビーでサポート窓口をしていただいております。12月19日から、データがちょっと古いんですが1月末までで405件のカード申請、695件のマイナポイントの紐付けなど、合わせて1,000人以上の方に御利用いただいております。特に、2月末の最後の1週間ではですね、500人近くの方が一斉に来られまして、カード申請に来庁されまして、窓口が大変混雑し御迷惑をお掛けいたしました次第でございます。

また、これに至るまでにも、夏の地区けんしんですとか、さまざまなイベントなどでも申請サポートを進めさせていただきました。200名以上の方にも申請していただき、土日でも臨時のサポート窓口を開設させていただいて600名以上の方にカード申請していただいております。いわゆるワースト2位から交付が伸びたということが、その伸び率が比較的高かったということになります。

それから、4点目の発行率向上を図る更なる普及促進計画につきましては、御承知のとおりマイナポイントの申請が5月末で切れるということになっておりますので、今後のマイナポイントによる普及促進はちょっと効果が薄くなるかと存じます。したがって、マイナンバーカード自体の重要性、利便性、必要性ですね、このPRを強く行うことによって、継続的に申請率や交付率の向上に努めてまいりたいと存じています。

以上です。簡単ですが回答とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） 回答いただきました。現在70.5パーセントというふうな率で進んでいるというふうなことで、これは比較的高いというふうには思っております。全国でも高いところは、80パーセントいっている所は、今のところまだないのかなというふうなことで思っておりますが、できるだけ一人でも多くの方に作っていただくというふうなことを目指していただきたいと思います。

そういうふうな中で普及促進のため、これからも、今現在、庁舎1階の所でサポートサービスをやっていますが、庁舎内で登録していたものをこれからも継続していくのかどうか。また、その手続き支援の

ために各地区公民館等への出張計画はあるのか、ないのか。そういうふうな計画してるのかどうか、お尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 庁舎内での登録支援は継続していく計画があるのか、それから各地区公民館などへ出張は計画しているかどうかとの御内容の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、登録支援の継続につきましては、今月末まで、3月末までは現在のような委託業者4名の方で、それからうちの町民課の窓口も含めて支援をさせていただいておりますが、4月以降これが4人追加でいけるかどうかというのはちょっと難しいかもしれませんが、引き続いて町民課の窓口職員とそれから我々も含めて申請支援は継続してまいりたいという所存でございます。

それからまた、各地区公民館等へ出張の計画については、カード申請を希望する方が一定数まとまっていただけでしたら、従前の出前講座のような形式で出張させていただいて、現地にてお手伝いをさせていただきたいということは考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。回答いただきました。

マイナンバーカードにしてもそういうふうな登録をするのにも、やはり慣れない人というふうなのは、なかなか自分ではできないというふうなことがあると思いますので、今後とも支援とかサポートとかはしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それともう一点ですが、コンビニ等で取得できる証明書。マイナンバーカードでコンビニ等で取得できる証明書は各市町村によって違いますが、本町はどのような証明書がマイナンバーカードによって、コンビニ等で取得できるのか。他の市町村によったら、戸籍謄本とか抄本とかが取得できるというふうなことも聞いておりますし、本町はそれなどの対応について、いつ頃を検討しているのか、回答していただきたいというふうに思います。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） はい。再々質問でいただきました、現在のマイナンバーカードを利用しての発行できる書類の内容ですとか、今後の方針についての御回答をさせていただきたいと存じます。

本町でのマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで取得できる証明書は、現時点では住民票と印鑑証明書、それからコロナワクチンの予防接種証明書の現在3種類のみでございます。

確かに、議員おっしゃるように、戸籍謄本や抄本などがマイナンバーカードを使ってコンビニで取れるのがベストなんでしょうけれども、今現在はまだそこまで辿り着いておりませんが、将来的には、今申しました戸籍のほかに、それから各種の納税証明書、全ての書類が本当ならば、こういうマイナンバーカードを使って取得できるように進めて、国の方針もありますので、本町としてもできるだけ早めに取り掛かれるように努めてまいりたいと存じております。

以上で回答とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（花川大志君） 田中君。

○5番（田中輝夫君） はい。回答いただきました。マイナンバーカードについては、刻々ともう変化しております。先ほども言いましたように、2024年秋頃には健康保険証や運転免許証ともう一体化する

方向で進んでいますし、今年の5月11日以降ですかね、スマホへマイナンバーカードの機能が搭載するというふうなことも言われていますし、そういうふうなものも出始めています。

町行政としても町民の利便性向上のため、マイナンバー関連に関しては、町民に情報提供しながら進めていただきたいということを述べて、本日の質問を全て終わります。

○議長（花川大志君） 続きます、9番川上淳司君、お願いします。川上君。

○9番（川上淳司君） 失礼します。議席9番の川上淳司でございます。通告により質問させていただきます。

まず、私の質問は矢掛高校の存続についてですが、矢掛高校が無くなることを考えてみていただきたいと思います。町内の経済損失は大きく、人口流出は矢掛高校がある時に比べ10パーセントも大きくなると言われています。

このような状況を少しでも食い止めるため、矢掛高校が来年度から全国募集が始まる前に、矢掛町民に訴える必要が十分あるので、皆さんに知っていただきたいがための質問をさせていただきます。

まず、令和4年12月16日に高校の再編整備基準の見直しが行われました。以前の基準と違い、基準の適用における配慮が出てまいりまして、同一市町に県立高等学校が1校となっている場合は令和10年まで再編整備基準を保留されるということになっています。基準でいいますと、第1学年の生徒数が100人を下回る状況が令和5年度以降2年続いた場合には再編整備計画の対象とするという部分と、二つ目としまして、第1学年の生徒数が80人を下回る状況が令和5年度以降2年続いた場合には翌年度の生徒募集を停止するというふうなことが基準になっておりました。

しかし、この状況が伸びたということは少し安心できる課題ではありますが、この状況に安心することなく、矢掛町として今後どのような対策を打っていくのかを問います。

○議長（花川大志君） 教育長。

○教育長（山部英之君） 9番川上議員の御質問、矢掛高校の存続について、教育課からお答えいたします。

御質問にありましてとおり、令和4年12月16日、岡山県が県立高等学校における再編整備基準の運用方針を発表しました。内容は、従来県が掲げていた県立高等学校の再編整備基準について、2023年度——令和5年度以降、第一学年の生徒数が2年連続で100名を下回った場合には、再編整備の対象とする。もう一点、第一学年の生徒数が2年連続で80名を下回った場合は、翌年度の生徒募集を停止するというものでした。この項目について、同一市町に1校のみとなっている県立高等学校については、令和10年度までは適用を保留するとのものでした。

これによれば、本町に唯一の県立高校である矢掛高等学校については、県の再編基準の適用保留の対象校となり、令和10年度までは再編整備の対象とはならないとの考え方になるものと承知をしています。

ただし、直近の矢掛高校の入学者数については、定員120名に対し、令和2年度が106名、令和3年度が119名、令和4年度が94名となっております。ちなみに、令和5年度の志願者数は94名という状況でございます。

いずれにしても、町内を含め地域一帯で少子化により進学者数自体が減少していることもあり、依然楽観はできない状況が続いていることに変わりありません。もとより、本町としては、町内唯一の高校である矢掛高校の一層の発展を企図して、矢掛高校魅力化事業での財政支援のほか、町内教育機関による矢掛教育会議や矢掛高校同窓会矢掛町役場支部の設立等、さまざまな支援策に取り組んでいると

ころです。これらは、矢掛高校の一層の発展、生徒たちのますますの活躍が、そのまま矢掛町の賑わいや発展にも大きく貢献するものであるとの認識によるものでございます。これらは、県の方針変更で、再編整備の問題が先送りになったとしても、何ら変わるものではありません。引き続き、町としてできる限りの支援策を展開していかねばならないと考えております。

その中では、町からは、既存の矢掛高校魅力化事業による財政支援が主になると思いますし、そのほかにも、先ほども申し上げた矢掛教育会議をはじめ、町や地域、小・中学校等と矢掛高校をつなぐさまざまな枠組みが、この数年で徐々に出来上がりつつあります。これらを通じて、それぞれの立場から矢掛高校と連携、協働して盛り立てていくことが必要と考えております。

来年度からは、矢掛教育会議の開催日数、回数も増やし、小中高の更なる連携も強化していく計画でございます。矢掛高校からも、やかげ学やボランティア活動などで、生徒たちがどんどん地域に出てきてくれています。部活動や生徒会を通じた小中高相互の連携等も計画されています。

彼らを積極的に受け入れて、盛り立てて、より充実した活動としてもらうことで、それがそのまま地域の活力となります。今後も、矢掛高校の生徒たちをしっかりと盛り立てて、一層の活躍の場を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） はい。教育長のお考えがよくわかりました。ありがとうございます。

とりあえず今の状況でわかるんですけど、会議、会議で、要するに物事は進むものではないと思っておりますし、矢掛高校の魅力化をどのように町民にアピールしていくか。そういうところが一番大事なと思っておりますので、町民にいろいろアピールする上で、学力の向上が一番に出てくると思っておりますので、昨年、教育課にお邪魔させていただいて、地域おこし協力隊をお願いできないかというふうなことで、教育課長にお話をさせていただきました。やっただいてると思っておりますが、その進行状況について教えていただきたいのと、矢掛町として受入体制の確立がこれからは一番大事になってくると思っておりますので、その部分につきまして、どのようにお考えになっているか、再度お伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 川上議員の再質問でございます。学習支援として地域おこしの活用と進行状況ということでございます。地域おこしの所管は企画財政課でございますが、教育課からお答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊ということでございますが、地域おこし協力隊の活動内容というものが、まず、地域コミュニティの維持活動、地域資源の開発、それから地域間の交流、そして地域の魅力の再発見など多様にあたります。そして、ここが重要ですけども、住民票を移動して生活の拠点を移さなければならぬということも条件の一つとなっております。

議員の再質問の中にあります学習の向上、いわゆる学習を高めるということですが、この学習支援ということで申し上げれば、日々の学習の中でわからないところがあればわかるように手助けをすると、また、日常の行動においても見守るということも含まれるというふうに考えております。現在、私どもが各小学校・中学校に配置している教育支援員が、それに該当いたします。

では実際に、高校生に対する学習支援というものがどういうことを言うのか。まず、議員がおっしゃ

ったように、受験対策なのか。それとも、日々の勉強についての学習支援なのか。はたまた、いわゆる自主学習における見守りを含めた支援なのか。矢掛高校と話はいたしましたけど、具体的に詰めたところまでは、まだいってはいけません。

私ども、正直なところ、現状ではイメージが分かり難いというのが本音でございます。

学習支援ということが地域の活力や矢掛高校の存続にどう影響するのか。その辺りの見極めが必要だというふうに思っております。学習支援のみならず、行政としてどう支援を行っていくのか。これは関係者共々協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） 教育課のお考えはよくわかりました。

基本的にどういうふうなことってというのは、多分それぞれの皆さんのイメージが違っておまして、学習支援がどうなるかっていうのは難しい部分だと思っておりますが、実習スペースを設けていただいて、その中に支援員が入っていて、サポートをするっていうふうなイメージで考えられてるんじゃないかなと私どもは理解しておまして、というも町内には民間の塾がいっぱいありますので、その塾を圧迫するようなことは、行政としてやってはならないことだと思っておりますので、その部分については理解をするつもりではありますが、やっぱり本当に高校が無くなるってというのは怖いことですので、ぜひひとつその前に、町長にひとつお伺いしたいのがあります。

それです質問の前に、役場内に先ほど教育長からもおっしゃいましたが、矢掛高校同窓会を設立していただきまして、まことにありがとうございます。

再々質問になりますけど、矢掛高校が行おうとしています、高校の全国募集についてお伺いいたします。県外からの生徒に対しての交通費負担、それから、寮の設置、協力家庭の募集、自学自習スペースの設置等考えていくべき課題はたくさんあると思っておりますが、町のほうでどのようにお考えになっているか。町長の御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 失礼いたします。先ほどの川上議員の質問にお答えさせていただきます。

あらゆる手段をですね、講じていかなければいけないと強い危機感を抱いております。あらゆる手段といいますから、もう何でもということになりますが、行政としてできることを考えてまいりますので、先ほど御質問があった点につきましても検討していくということでもあります。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 川上君。

○9番（川上淳司君） はい。町長のお考え、ありがとうございます。本当にあの力強いお考えを示していただいたと思っております。

本当に矢掛高校が無くなると、どういうふうな皆さんに負担が来るのかというのも、これからどんどん考えていただかなければ駄目だと思っておりますし、今後、矢掛高校は厳しい状況に晒されていくと思います。少子化も待たなしで追い打ちを掛けていますし、現在の状況を維持しつつ、町民の皆さんの御協力をいただき、魅力ある高校として残っていくような努力を皆さんでしていきたいと思っております。

以上で、お願いと合わせて御協力をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで 15 分程度休憩を取りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、10 時 45 分まで休憩します。休憩。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。それでは、2 番 昼田政義君、お願いします。昼田君。

○2 番（昼田政義君） 議席 2 番、昼田政義でございます。通告書に準じて質問させていただきます。

1 つ目、町長と語る地域座談会の中で出ました、ふれあいバスの有効活用と福祉タクシー券配付事業について。2 つ目、防災訓練の実施サポートと避難所の緊急備蓄品とドローンの活用について、お伺いいたします。

まず、1 つ目。町長と語る座談会の中で出ました、ふれあいバスの有効活用。ふれあいバスの有効活用については、今現在、ふれあいバスを運行されていますが、町民から使い勝手が悪いとの意見が多く聞かれます。目的として、地域住民の交通手段の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資することが目的とすることになってはいますが、利用状況を見れば目的を果たしていない状況です。

昨年のアンケート調査でいろんな意見が出ていると思われませんが、町民の意見を考慮した運行時間、コース、回数等、町民にいつ頃までに提示できるか、お伺いします。

2 つ目、福祉タクシーの配付事業に関して、障害者及び 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属するものにあつて下肢不自由・養護・その他身体の状況により単独で行動することが困難かつ家庭等の援助による行動が困難である等の利用条件があります。また、1 か月当たり 600 円の利用券を 4 枚を交付するとなっております。

今回の座談会に出た町民の声を聞き入れ、利用基準の改定する予定がありますか。また、今後の利用促進の広報、普及対策など、どのようなお考えか。

以上 2 点について、執行部の御意見をお伺いします。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 2 番 昼田議員の御質問、ふれあいバスの有効活用と福祉タクシー券配付事業について、福祉介護課からお答えいたします。

まず、1 点目の御質問、ふれあいバスの有効活用についてでございます。昨年末、企画財政課において、地域公共交通に関するアンケート調査を実施し、現在集計の途中でございます。65 歳以上の高齢者の方には 4,418 件送付し、約 8 割の方から御回答をいただいています。また、18 歳以上 64 歳以下の方からは 1,000 人の方を抽出し、アンケート用紙を送付し、約 3 割の方から御回答をいただいております。多くの方からさまざまな御意見をいただきました。

来年度実施する地域公共交通計画の策定委員会で、皆様方の御意見や委員の方々の御意見の中で、地域福祉バスのあり方や新たな公共交通施策の導入も含めて検討していきたいと考えております。さまざまな御意見をいただいておりますので、1 年ぐらいの検討期間が必要となります。皆様方に方向性を示せるのは、来年度末になると思われま。

次に、2 点目の御質問、福祉タクシー券配付事業についてでございますが、この事業は、町内に住所

を有する障がい者及び65歳以上の高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、外出支援として申請によりタクシー利用券の交付を行っているものです。支給要件につきましては、先ほど昼田議員の言われたとおりでございます。

町民の皆様から多くの御要望や実態を鑑み、来年度から、このタクシー助成の対象者を見直し、交通弱者に対する支援を拡大することとし、令和5年度の一般会計予算に盛り込み、この議会へ提出させていただいております。変更内容につきましては、対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに加え、三障害——身体、知的、精神の重度障害者を対象とします。また、高齢者においては、75歳以上の方で運転免許証を所持していない人を新たに加え、65歳以上の高齢者のみの世帯で下肢不自由者に対する助成も引き続き行います。

助成内容は、先程の対象者へ、障がいのある方へは600円のタクシー券を月4枚交付します。高齢の方へは、住民税非課税者へは600円のタクシー券を月4枚、課税者へはタクシー券を月2枚交付することとし、申請があった時点にまとめて交付いたします。また、タクシー券について、1回の乗車に1枚の使用に限っていたものを制限を無くし、何枚でも使用できるようにします。これにより、利用しやすいものとなると思われます。

変更時期は、令和5年4月1日からとし、必要な方に多く御利用していただけるよう、広報紙、ホームページ、矢掛放送等でしっかりと広報し周知を図っていきたくと思います。

○議長（花川大志君） 昼田君。

○2番（昼田政義君） 今、回答いただきましたけど、フリーランスについて、公共交通計画の策定委員会で1年ぐらい検討期間は必要と言われてはいますが、メンバーについて決まっていますか。私はできれば、障害者団体、自治会、社協、老人会、民生委員の方々を入れて検討していただければ良いと思いますけど、御見解のほうよろしく願います。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 昼田議員の再質問に対しまして、地域公共交通計画並びにその策定委員会を所管しております企画財政課からお答えいたします。

令和5年度に計画を策定するための会議、委員会の委員については、今の時点では決まっておらず、まだお示しできるものはございません。ただし、委員構成につきましては、幅広い分野からの人選を想定しておりますので、議員の貴重な御助言、御提言として承らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（花川大志君） 昼田君。

○2番（昼田政義君） 今、回答いただきましたけど、町民にとってね、より良い方法を検討していただいて、ふれあいバスの有効活用できるように願います。福祉タクシーについては、新たに75歳以上の運転免許証を所持していない人、新たに加えていただきありがとうございます。しっかり広報をしていただいて、有効活用できるように願います。

それでは続きまして、2点目についてお伺いいたします。防災訓練のサポートと避難所の近況、備蓄品とドローンの活用についてお伺いします。

まず1つ目、防災訓練のサポートでございますけど、防災意識を高める観点から昨年9月の議会でお願ひしてきました。防災訓練に際してのマニュアルを作成していただき、ありがとうございます。

これらを参考にしてですね、各町内会に沿ったマニュアルを作ってもらい、実際に避難訓練をしてい

ただければいいと思いますけど、しかし、実際のマニュアルを作成し避難訓練を実施するのはなかなか難しいと思います。町が避難訓練の推進をするために、総務防災課はどのような施策をお持ちですか。お伺いします。マイナンバーカードを取得するように、町からの指導、手助けをしていただければマニュアル作成、避難訓練の実施が有効な手段だと思います。

2 目、避難所の緊急備蓄品の保管場所及び備蓄の状況をお聞かせください。

3 目、最近報道されてます災害時のドローンを使って災害状況を把握する手段が有効とされています。ドローン事業計画をされているか。

以上3点について、執行部にお願いします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 2 番昼田議員の御質問、避難訓練実施に伴うサポート、それから避難所の備蓄品、ドローンの活用の3点につきまして、総務防災課からお答えいたします。

まず、昨年9月議会の一般質問で自主防災組織のマニュアル作成の御提案をいただき、今年度中にマニュアルを作成させていただきまして運営に活用していただくべく、現在全ての自主防災組織に今、お届けしている最中でございます。

1 点目の御質問、各地区で避難訓練を実施する際に、行政として指導・手助けが有効ではないかという御質問ですが、御承知のとおり組織していただいております自主防災組織は、共助の役割を担っていただくものでございます。有事に備えて、日頃から防災意識の向上や訓練の実施など取り組んでいただいております。町内でもそれぞれの自主防災組織で研修や訓練を実施していただいておりますことに、ここで改めて心から感謝を申し上げます。

御質問では、行政として指導・手助けをとの御提案なんですけども、具体的にどこまでの御支援ができるかということになろうかと存じます。

現在、町でも自主防災組織の活動補助金がございます、上限30万円で8割の補助という制度がございます。これには、訓練や講習会などのソフト事業にも対応いたしております、既に御利用いただいている組織も幾つかございます。当課といたしましては、この制度を有効に御利用いただきたいと考えております。そこで、研修会や図上訓練、避難訓練などで企画運営。こういったところを手伝っていただけるNPO法人などがございます。なので、御相談いただければこういった法人さんを御紹介させていただきたいなというふうに考えております。

自主防災組織の活動は、それぞれの地域の特性に沿った災害の想定や、活動の手法も異なるものと存じておりますので、日頃から想定される災害について話し合いをされる、あるいは地図を見るなど危険な場所を確認しあう、そして実際に歩いてみるなど、このたび作製しましたマニュアルを御覧いただきながら、地域の皆様で取り組んでいただけたらと存じております。

2 点目の御質問です。避難所の緊急備蓄品の保管場所及び備蓄の状況について、お答えを申し上げます。

町内の7小学校の体育館とB&G海洋センターアリーナの横にあります備蓄倉庫の計8か所に、毛布30枚、ペットボトルの水が500ミリリットルですけど240本、アルファ化米ですが、これでおにぎりが簡単に作れるものがあるんですけども、このおにぎりが150個、クラッカーなど280食、感染症対策のマスク6,000枚や消毒液20リットル、間仕切りが10セット、発電機2台、蓄電池が41台、スポットクーラーが1台、バルーン投光器2機などを配備させていただいております。

また、昨年出来ました中川南避難所には、毛布が30枚、ペットボトルの水が500ミリリットルが120本、アルファ化米の今度は五目ごはんなど種類があるんですが400食、クラッカーなど190食、マスク6,000枚、消毒液6リットル、間仕切り4セットなどを配備させていただいております。さらに、町内20か所がございます指定された一時避難所というのがございまして、こちらにも、毛布が10枚、ペットボトルの水が500ミリリットルを24本、アルファ化米の24食分などを配備させていただいております。

なお、食品や水につきましては、賞味期限を当課で一括して管理させていただいております。期限切れが近づいてまいりますと、古い物は地域で防災訓練などしていただいた時に古い備蓄米を食べていただくなど御利用させていただいて、補充のため新規購入して適宜調整をさせていただいております。

もちろんですけども、各御家庭におかれましても3日間分の非常食や飲料水などを備蓄していただきますよう、引き続きその点はよろしくお願い申し上げます。

3点目の御質問、ドローンの利用計画につきましては、御提案いただきましたとおり、ドローンによる災害状況の情報収集などは非常に有効と存じております。その有効性につきましては十分承知しておりますので、現在その研究を進めているところでございます。国のほうも全国の消防本部にドローンを配備し、ここでは井原地区消防組合ですけども、災害対応などで活用できるよう通知もなされているところでございます。

本町としてはですね、高価なドローン本体を購入して、さらに職員が複数名、20万円以上掛かるらしいんですけども講習を受け、オペレーターを育成するのが良いか、あるいはドローンを専門で扱う企業さんなどと防災協定を結ぶのが良いか、費用対効果、実現性も含めて、研究を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 昼田君。

○2番（昼田政義君） 今、回答いただきました。再質問として、3点目、ドローンの利用計画について。ドローンの利用計画ですが、井原地区消防組合に問い合わせを行いましたけど、ドローンについては利用計画を検討中という回答がありました。それで町長にお伺いしますけど、どういうふうに思われるか、よろしく願いします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 昼田議員の再質問にお答えいたします。先ほど総務防災課長が申し上げましたとおり、ドローンの有効性を十分認識させていただいております。

どうしてもその性格上ですね。これは井原地区消防組合との連携を図りながら導入研究をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、これからずっと続けて、そうした研究を続けていきたいというふうに思いますし、こちらからもいろんな提案をさせていただければというふうに思っています。消防組合に対してですね。

それと、先ほどからのこの防災の観点からの御質問であったと思います。この後の石井議員の質問にもございますが、平成30年のですね、災害でやはり特に被害が大きかったのが御地元の中川地区ではないかと思います。地域の皆様の思い、そして町民の皆様のですね、思いをしっかりと受けとめて、今後の防災対策に生かしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○議長（花川大志君） 昼田君。

○2番（昼田政義君） いま、回答いただきまして、ドローンについては前向きに検討していただくよ

うによろしく願いいたします。今後もね、防災意識を高める活動を推進していただき、町民の安心安全を守っていただくようによろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 続きますので、8番石井信行君、お願いします。石井君。

○8番（石井信行君） 議席番号8番、日本共産党の石井信行でございます。

質問に先立って、ロシアによるウクライナ侵略。これを直ちにやめてウクライナからの即時無条件撤退を求めた国連憲章、国連総会決議に141か国の人とともに賛成をし、合わせて岸田政権による大軍拡増税に断固反対して、戦争は許さないの意思表示をして、質問に入ります。

まず、1問目。先ほど町長からもありました、同僚議員からも質問が出ています、西日本災害について。昨年10月31日の中川地区での町長を囲む懇談会の席で、被害を受けられた方から、命の危険にさらされながら町内会の人々を守ったことが、こもごも語られました。あの時、避難誘導に従って避難したところ、濁流の中へ突っ込んでしまった。縁石に乗り上げて車が止まり、車を捨てて逃げ帰ったから濁流に飲まれず命を守れたが、なぜあのような指示が出されたのか。対策本部を通じての指示命令系統はどうなっていたのか。検証してもらいたいという切実な要望がありました。

町長をはじめ、ここにおられる町の行政機関の方々には、実際に生の声でお聞きになられたと思います。

これは、中川地区の中央橋付近での出来事でしたが、中村橋付近でも、それからB&Gへ向かう直線道路でも、道一つ間違えば命に関わるような同じような状況が生まれておりました。

2018年の7月7日の朝方には、中川本堀地内でも、胸まで浸かりながら家に帰られた方々がおられますし、それから大渡地区では自分の家が潰されそうになりながら、山崩れで潰されそうになりながら、その家の中でじっと「助けて」って声を出して叫び続けておられた方もおられる。次の日の朝、息子さんが屋根を破ってお母さんを助けられたということもありました。それから、浅海地区の高柳では、土石流から集落を守ろうと重機の間で土のうを持って走り回りながら、集落到流れ込む土砂を必死で防いでおられた、そういう話も伺いました。そのあと、役場の職員の方々の救援や復旧活動に、昼夜を分かたずほとんど寝ずの状態で働かれたりということも聞いております。

そこで、西日本豪雨災害の検証について、3点お尋ねします。災害対策本部はいつ設置されたのか。その参加者と議事録はありますか。

2点目は、今ここに矢掛町情報配信メールの記録があるんですが、7月6日の22時41分に特別警報が出て、それから間があって、7月7日の朝2時12分に大雨による町民への注意喚起情報は流れています。この間はずっと空白になっています。この時期に3か所の川が溢水決壊したのではないかと私は考えていますが、いろんな人の話を総合してもその時期に集中していますし、実際に役場に、「今水が上がって来よう。何とかしてくれ」という電話があったのを聞かれた方がおられると思います。2点目のお尋ねは、避難勧告・避難指示はいつ出されたのか。

3つ目、防災計画の中に位置付けるべき西日本豪雨災害の教訓は一体何なのかということで、私は災害対策本部が矢掛町全体の災害状況をネット情報や警察や消防組織からの情報、あるいは各避難所からの情報、それから各たん水防除施設からの情報、自主防災組織や自治会などからの情報を元にして、一時避難所を含めた各避難所、登録された防災システムあるいは設置された防災システムを通じて住民に知らせるという双方向の情報共有。この共有網を確立していくことではないかと私は思っていますが、町としてはどのように捉えておられますか、お尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 8番石井議員の御質問、西日本豪雨災害の検証について、総務防災課からお答えさせていただきます。

1点目の御質問、災害対策本部は、いつ設置され、参加者など議事録はあるかという御質問です。災害対策本部の設置は、平成30年7月6日金曜日午後8時設置をいたしました。町長、副町長、教育長の三役と各課長級のメンバーが参集して行いました。当時、一言一句を記した議事録は残っておりませんが、その時対処した記録がずっと箇条書きで残っています。また、7月8日日曜日午前8時半から災害対策本部会議を開催いたしました。町長が本部長で、以下各所属長、井原消防署矢掛出張署長らと会議をし、情報共有を図りました。その後も、会議は定期的で開催させていただいて、被害状況の確認と復旧に向けた対策など実施をさせていただき情報共有も図らせていただいております。

2点目の御質問、避難指示は出されたかについては、災害対策本部設置後、同じく7月6日金曜日の午後10時に避難準備・高齢者等避難開始を発令させていただいて、同時に避難所を7か所開設をさせていただきました。そして、午後10時50分に避難勧告を発令をさせていただきました。これは避難を促す内容です。

その後、先ほど議員もおっしゃいましたように、深夜の夜の中、暗闇です。情報が非常に断片的で、浸水などの被害状況の把握が難しく、ただ有線放送やメールなどで、とにかく垂直避難をお願いをさせていただきました。浸水の深さや流水速度など状況が不明確のまま、全員避難を促す避難指示を出すのは非常に危険だと判断した次第であります。

今いる場所から移動し避難する、いわゆる水平避難は危険が伴うことから、今いる場所の2階へ、上の階へ避難するような垂直避難を促した次第でございます。当時、非常に我々も怖かったのを覚えております。

そして3点目の御質問、西日本豪雨災害の教訓につきましてですが、過去の本町の水害においても、大正時代から小田川の堤防の築堤以来、初めて堤防が決壊する水害の恐怖を経験したのではないかと存じています。その恐怖、大変だったと思います。改めて災害に対して、住民の皆さんも普段からハザードマップの確認や自主防災組織などでの活動に参加されるなど、自助・共助につきまして議論し、災害に対応できる地域づくりの重要性を再認識していただいているのではないかと存じております。

行政といたしましても、公助を状況に応じて的確に判断し、推進していく重要性があると存じております。

あの災害後、中川南避難所の新設ですとか、矢掛放送による河川カメラの設置、小田を始め内水被害があった場所への排水ポンプの新增設、小田川の水門改修、戸別受信機の配布、上下水道施設の強靱化、小学校体育館や海洋センターへの備蓄倉庫の設置、B&G財団助成による防災倉庫の設置や自主防災組織の結成・活動、その補助、そして防災士の育成、そして防災士の会の結成、それから内閣府の実証事業として避難所情報収集システムQ-AMP Iというのがございます。こちらの実証研究。今年度は同じく内閣府から全国で5か所選ばれるうちの一つに矢掛町が指定を受けまして、3日間にわたる避難生活の支援リーダーサポーター研修モデル事業を開催するなど、ハードソフト多岐にわたって対策を進めてまいりました。このほかにも、国による小田川付替え工事や、岡山地方気象台との本庁とのホットラインの開設、岡山県による小田川の立木伐採やしゅんせつ土砂の搬出やリエゾンの派遣など、その教訓を生かし、災害に強い国づくりが進められています。

もちろん、住民皆様におかれましても防災意識が高まっておられ、ハザードマップを改めて御覧いただいたり、气象台やウェザーニュースのような民間の気象情報チャンネルから情報を入手されたり、経験を生かされていると存じます。

議員がおっしゃるように、本町としても情報収集の手段の多重化と、迅速的確に住民皆様へ情報提供できるよう、体制整備を進めてまいる所存です。

今後は、自治体DX ―― いわゆる自治体デジタルトランスフォーメーションというのを推進する中でも、防災体制や先ほどおっしゃった情報を共有するシステムなどを充実していく必要があると考えております。それについて研究をさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。御回答いただきましたが、教訓として情報を共有する。それは、もう物理的に限界があると思うんですが、それぞれがやっぱり情報を共有し合って、まず自分たちの命を守る町民の命をどう守るかということに尽きると思うんですけど。

例えば、たん水防除施設で水に浸かりながらこのポンプを動かしてる人っていうのは、結構自分たちの命懸けなんですよ。そういう状態の所、これと対策本部とつながっているかどうか。あるいは一時避難所を含めた各避難所で災害対策本部からの情報提供ができるようになってきているかどうか。これは、テレビを通じてでもいいんですが、矢掛放送のテロップの部分でもいいと思っているんですが、あるいはスマホの災害ホットラインですか。そういうものを通じてでもいいんですが、受け取ることができるようになってきているのか。避難していない人も含めて、対策本部からの情報を得られるような形になりつつあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 石井議員の再質問、2点あったと思います。たん水防除で浸水しながらの情報が入ってたかということが1つ目。それから、避難所との情報ですね、スマートフォンとかを配信できるか。この2点だったと思うんですけども。

たん水防除施設、あそこは福万だったと思うんですけども、浸水があったということは情報が入っていました。我々としてもですね、皆さんの命が一番大事ですので、あの状況では、確か、もう避難を、もうそのまますぐ避難をしていただくように指示をしたような記憶がございます。

ですから、もう、どうかですね、管理されてる方の命が一番です。もちろん住民の人も大事ですけども、やっぱり危ない時は逃げていただくのが、やっぱり大前提だと思ってました。

それから、2点目の避難所の情報がスマートフォンなどでやり取りができるようになるか。実は、それに向けて今、進めておりまして、先ほど申し上げましたQ-AMP Iもその一つの手段です。それから、今アメリカの会社のスターリンクっていう会社が人工衛星を飛ばしてまして、そこをアンテナを結ぶとかですね、そういった無線通信でやり取りができる、なんと、そういうシステムがございます。実は、そういったところも私自身は研究をしています。先ほど申しました、多重化です。情報は一つの手段によらず、たくさん多重、何層にあるものに越したことはないと思っておりますので、そういったことに注意と言いますか、力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） さまざまな形で研究をしながら、情報共有に向けて追求しておられるということ伺いました。

再々質問になりますが、私はこの真備の人たちと一緒にあって、災害を本当に考えようということであるんな所へずっと歩いて回っているんですが、そこで真備町の川辺の3メートルぐらいの高さまで浸かっているんですが、水害の記憶は子どもから孫へ、3代すると消えるというふうに言われているということ聞いたということでした。

それで、東北地方のあの貞観地震の記録として、テレビでも、この石碑がかなり山の奥へ津波がずっと上がって行ってここまで来たんですよという印が、千三、四百年前の石碑が残っている。ということテレビでも見ましたが、川辺の方もそういうことをおっしゃられて、ぜひ何らかの形で子孫に、ここまで水が来たということをお伝えたいんだということをおっしゃられました。

私もあの川辺小学校へ務めたことがあって、建物の上の方に、土壁にずっと印がついているのを先輩方から、「ここまで水が、47年水害では来たんだよ」ということを伺いましたが、もう今、形もありません。何らかの形で残そうということで、いま、動いておられるということです。

ここまで水が来たんだということは何らかの形で自分たちの自戒を込めて忘れないようにしようという、石碑などを作ってはどうか。それから、中川公民館の高月憲二郎館長が中心になって作られた写真集がありますが、やっぱりこういう記録。こういう大変な災害があったんだ、それをみんなで乗り越えたんだという記録のようなものが、ぜひ作っておくべきでは、もう5年経って遅いんですけど、その記録の石碑と記録紙を作っていただけじゃないか、検討をお願いいただけませんか。お尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 石井議員の再々質問の石碑、それから写真集を作ったらどうかということですが、現時点では当課では、今その作成はちょっと検討しておりません。

ただ、情報を収集して、それから整理をして、我々職員はちゃんとこれを引き継いでいかないといけないと思っておりますし、それから先ほど真備で、3代したらですね、水害の記憶がなくなると。ぜひこれを3代と言わず4代5代と語り継いでいただきたい。それが、我々が自助・共助の部分でお願いしたい。ここ一点ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。語り継ぐのは限界があって、記憶も限界があります。ぜひ、石あるいは紙で残すということを、ぜひ、検討をお願いして、次の質問に移ります。

かわまちづくり事業について、4点お尋ねします。このかわまちづくり事業は、1点目、亀島キャンプ場との重複があります。どうしても必要なものだと私は思えないんですが、街づくり全体の中にどのように位置付けられているのかというのが、1点目。2点目、いつどこで計画され決定されたのか。3つ目、町民の福祉向上にどのように役立つのか。4点目、地元説明会はいつどこでするのか。この点をお尋ねします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 8番石井議員から、かわまちづくりについて、4点御質問をいただきました。建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問、街づくり全体の位置付けでございますが、矢掛町の最上位計画であります第6

次矢掛町振興計画へ位置付けられており、具体的な取組として“かわまちづくり計画による小田川嵐山付近河川敷へのオートキャンプ場等の整備”と明記されております。また、矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、観光資源の活用・観光機能の強化の取組として、同様に明記がされております。

2 点目の御質問ですが、計画策定にあたり河川管理者である岡山県とともに漁協関係者や地元住民代表など 12 人の委員さんで構成された“矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり協議会”を設置いたしまして、委員の皆様様の御意見を反映しながら、3 回の協議会を経て計画作成を行い、令和 4 年 6 月にかわまちづくり計画の登録申請を行いました。そして、令和 4 年 8 月 9 日付けで国土交通省水管理・国土保全局により、登録がされております。

令和 4 年 9 月の協議会で計画登録の報告を行い、今後のかわまちづくり計画の実施や運営等につきましても、協議会で検討や報告を実施しながら進めていくことを確認させていただいたところでございます。

3 つ目の御質問です。かわまちづくりは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成し、河川空間を生かして賑わいを創出する取組でございます。この取組により、矢掛町の持つ資源を活用し、地域活性化や観光振興に寄与するものと考えております。

4 つ目の御質問、地元説明会の開催につきましては、令和 5 年度に詳細設計を発注予定でございまして、内容等につきまして適切な時期に開催させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8 番（石井信行君） 答弁いただきました。再質問ですが、先ほども答弁にありましたように、全員協議会の場で報告するのは何回か聞きましたが、このかわまちづくりは、いつの議会で決定されたのか、お答えください。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 本年度、令和 4 年度も 6 月の補正で予算決定をいただいております。それと全員協議会でも報告をさせていただいております。この計画そのものが議決の案件というふうなものではございません。予算の承認、それから計画の報告をもってですね、皆様とともに進めておる計画でございます。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8 番（石井信行君） この補正とかで出されたのは、計画設計調査委託というふうな形で実際に全体のこのかわまちづくりの全体計画の年次ごとの計画とか、そういうものも一切ありませんが、今年度の当初予算には 1 億 7,000 万円の予算計上がなされています。この中にも年次計画もありませんし、どこまで予算が膨らむのかも全くわからない内容です。

予算書を見ると測量設計委託料 4,910 万円、プロモーション委託料 313 万円、ルートマップ作成委託料 300 万円、デジタルツールシステム構築委託料 8,350 万円、それから施設設備工事費が 1,000 万円、土地購入費 1,400 万円などとなっていますが、これらの全体計画をきちんと議会に示すべきではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） まず、計画そのものの位置付けでございますけれども、最初の御質問にもいただきましたように、最上位計画であります第6次矢掛町振興計画。ここにはっきりと位置付けがございますので、このことを再度御確認いただければと思います。

そして、全体の予算につきましても、先ほど申し上げました、あくまでも概算、それから今後の計画ということで、令和4年6月15日に開催されました全員協議会のほうで御報告をさせていただいておりますので、再度御確認をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） 先ほどの質問でも聞いたように、全員協議会の場合は決定の場ではありませんから、報告は聞きましたが、それで予算の内容についても、測量とか設計の段階でした。全体の計画については、予算がどれぐらいかかるのかということについては全く聞いておりませんし、それについては大変問題があるということを指摘しておきます。

3つ目の質問に移ります。毎戸遺跡について、2点お尋ねします。毎戸遺跡の埋蔵地の所有者とそれから地域の協力を得るために遺跡の埋蔵地——毎戸町内会、この両方に土地の管理補助とか協力金を出してお礼の気持ちを表すべきではないかというのが一点。それから、毎戸遺跡の発掘調査は最終的な目標をどのように設定しておられるのか。お尋ねします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 8番石井議員の毎戸遺跡の保存の今後についてに関連して、2つの御質問であろうかと思っております。教育課からお答えいたします。

まず1点目、駅家——駅の家と書きまして“うまや”遺跡の埋蔵地所有者と地域の協力を得るために、遺跡の埋蔵地所有者と毎戸町内会に、土地の管理費補助と協力報償費を出すべきではないかという御質問でございます。毎戸遺跡は現在、そのほとんどが私有地でございます。現在は田畑、空地、宅地、そして井原鉄道の敷地となっております。

土地につきましては、現状のまま御利用いただくことは今後も可能であり、町内に400か所ほどある遺跡につきましても、土地の管理費はお支払いしていない状況でありますので、毎戸遺跡につきましても、土地の管理費をお支払いすることは考えてはおりません。また、協力報償費ということですが、この毎戸遺跡の発掘調査の実施につきましては、地元からの要望でもあり、お互いの信頼と協力関係の下実施させていただいていると私も考えておりますので、協力報償費につきましても支払いは考えておりません。

ただし、町内会に対しましては、現地調査の際に公会堂をお借りしております。その使用料については町内会長さんと相談して、僅かではありますがお支払いをしているという状況でございます。

次に、2点目の発掘調査は、年次計画を含め、最終的な目標をどのように設定しているのかという御質問でございます。毎戸遺跡は、岡山県史にも記載されるような重要遺跡であるにも関わらず、現在、指定文化財ではございません。これにつきまして、どなたにでも分かる価値基準として、岡山県指定史跡の指定を目指して、調査をすることとしております。

年次計画は、令和4年度に現地調査を行い、令和5年度に発掘調査報告書を作成する予定でございます。しかしながら、昨年の議会の全員協議会でも御報告しましたとおり、昨年の調査で、全国的にもめずらしい古代の建築部材が出土し、その詳細を探るため、現地での継続調査を望む声が町内外、そし

て、研究者など多くの方から教育委員会に寄せられております。そこで、現地調査を令和5年度も継続し、令和6年度に発掘調査報告書を作成し、岡山県指定史跡へ申請をしていきたいと考えております。

また、指定後の遺跡の保存と活用につきましては、現在、遺跡の存する土地は個人所有であり、地権者の方をはじめ、地元の皆様の御意見を伺うことを前提に街づくりに貢献できるように、前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。この毎戸遺跡は、駅家の跡ではないかというふうにほぼ言われていますが、奈良とそれから太宰府を結ぶ軍用道路の一部であるという、この古い、江戸時代よりもっと古い、古山陽道の確定ができないと、この駅家ということは確定できないのではないかというふうに学術的には言われておまして、これを確定することは歴史的にはもうかなり大きな意義があるのではないかと私も思っていますが、この古い山陽道を確定して、駅家なんだということを今後確定していただく必要があるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 8番石井議員の再質問にお答えをいたします。議員がおっしゃるとおり、山陽道に関して確定させることは重要でございます。現在、発掘調査の指導委員会、これが岡山大学、熊本大学、それから岡山県の古代吉備文化財センター、それから県教委の文化財担当、あと文化財保護委員長もいらっしゃいますけれども、5人による調査指導委員会でもその話が出ました。

その時はですね、国道を掘れと言われました。実際、国道を掘るとなると大変難しゅうございます。調整等がございますので、とりあえず屋形がある角というか、端というか、そこを確定させようということで今回の調査を始めたところでございます。

そうしたところ、先ほども話しましたように、建築部材が出てきて大騒ぎしたというのが正直なところなのでございますが、その点につきましては先生方からも、その山陽道という点についても調査できるような方向はないかということで、今後の保存活用も含めまして、来月4月に奈良の文化財のほうの専門機関に担当者を向かわせて、その辺りを指導助言をいただきたいというふうに、いま、計画している状況でございます。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） はい。大学の研究者を含めて研究が進んでいるということで先が楽しみなんです。が、ゆくゆくはあそこを町有地にするなどして歴史学習の場にする。あるいは、観光のポイントにもするというふうなことも十分考えられますし、全国的にも、もし、それが駅家であるということが確定できれば大変な貴重な資料ですので、その点を含めて、あそこに空き地があつて、それからこの空き地を利用していいよっていう方もおられますから、この私有地の問題はちょっと複雑ですけど、ぜひ先々こういう出てきたものもそこに展示して、地元の人が見る、町内の人が見る、全国からも来る。今もそれは続いていて、畑を持って人はもう畑は踏み放題で、それから埋め戻された土が固くて管理機がカタンカタン踊ってから何もできなくて困ったというような話を伺いましたので、そこらを含めて財政的には大変だと思うんですけど、町内の有数のその歴史、方向として、ぜひ保存を検討していただきたいということをお願いして次の質問に移ります。

最後の質問です。予算関係になりますが、国保税の据置きは貫かれているかということで、既にもう予算説明のところで、町長のほうから据え置くというふうな話がありましたが、それを知っている以前に書いていますので、これをまた一応、問います。

それから2つ目に、まち作りにとって欠かせない農業に特化した部門を作る必要があるんじゃないかと考えますが、機構改革の考えはあるか、お尋ねします。それは、町民課と税務関係を分けたというのをヒントに、こういうふうにしていただけるのなら職員の方も仕事がしやすくなるんじゃないか。農業についても考えてもらえないかというところで、このお尋ねをします。

以上2点、お答えください。

○議長（花川大志君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 8番石井議員の御質問で、既に町長が答えているということでございますが、改めて国保税につきましては、いくつか課題もございますので、私のほうからも答弁させていただきます。

令和5年度の当初予算につきましては、現時点で国保税の税率は据え置くということにしております。ただ、国民健康保険税につきましては現在いくつかの課題がございますので、令和5年度の予算の説明の中で申し上げましたが、保険税に係るところで申し上げますと、町の支払準備基金から4,000万円の繰入を予定しています。この部分が、実際保険税の不足分となっておりますので、今後、保険税率の見直しを検討しなければならない要因となっております。

なお、支払準備基金からの繰入が必要な理由ですが、これは主に歳出の国民健康保険事業納付金が約500万円の増加となっていることと、歳入では被保険者数の減少があつて保険税が約2,000万円減少していることなどがございます。

なぜ被保険者が減少しているのかといいますと、団塊の世代が、いま、後期高齢者医療制度のほうへの移行が進んでおりまして、それと相まって逆に、退職年齢の引上げもありまして、新規の加入者が減少していることで被保険者も減少しているということもありまして、マイナス要因がいくつか絡んでおります。

また、国民健康保険の事業納付金につきましてはですね、今後更に増加することが見込まれています。これは、現在の国民健康保険事業納付金は、国保税を財源として矢掛町が岡山県に納付をして、それを医療給付に充てるという仕組みになってはいますが、矢掛町は、いま、3,000万円程度は国の激変緩和措置を受けています。この事業納付金が少なくなっている傾向がありますが、今後これが無くなるということが想定されますので、そういった複数の要因から、合計ですね、令和5年度だけで、合計4,000万円の繰入金と併せまして7,000万円程度不足するという状況があります。

こういった状況にありますので、これから先、負担の増加については検討はしていかなければいけないような状況がございますが、今後は国や県の方針など情報収集しながらもできる限り税率の見直しを回避できるように努めてまいります。

今、保険者としては、保健事業など医療費の適正化に向けて、一層努力を積み重ねること、被保険者の皆様には日頃の健康管理、健康意識を高めること、かかりつけ医を持っていただいたり、かかりつけ医への早期受診によって重症化を予防していくことなど、できる限り努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 先ほどの石井議員の御質問の2点ですね。国民健康保険のこと、それから機構改革のこと、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

国保のほうですけれども、先ほど健康子育て課長がお答えさせていただきました。今後の見通しとしても苦しいやりくり続いていくことになっていきますが、できる限り税率の見直しを回避できるように努めてまいります。そしてまた、矢掛町におきましては、申し上げましたとおり、今年度、国民健康保険税の税率は据置きとさせていただきます。

それと、機構改革についてでございます。矢掛町にはですね、現在庁舎の中に産業観光課農林振興係というのがございます。これは小規模とはいえ、農業に特化した部門であります。

これに、このほど新設した矢掛町農業振興対策基金ですね、これを基にさまざまな農業生産者支援政策を考えております。ですので、まずこの農林振興係のですね、ブラッシュアップを図ることが大切だというふうに考えております。それに、JAやそれから県の農業普及指導センターですね、ここの一層の連携を図ること。そして、矢掛町の農業を積極的にPRしていくということで町民の皆様の御期待に沿えるように努めてまいります。

はい、以上が回答でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○8番（石井信行君） お答えいただきましたが、この中山間地も、実際に町長、くまなく歩いて見られておわかりだと思いますが、後継者作りとか、それから耕地の維持管理、あるいは周辺の草刈りとか用水路や道路の草刈りなどのこの維持管理というのは、耕作面積の大小に関わらず、今住んでいる人、今動ける人の肩に全て掛かっています。この人たちが今、動けなくなりつつあります。もうお手上げ、施設入ったら終わり、後はもう荒廃あるのみという。

この状況は大変危機的でありまして、このいま、矢掛の歴史を見ても、この商店街をやっぱり支えてきたのは地域のこの兼業農家を含めた農家の方々ではないかと、私、今もそう思っています。この近隣の人々を支えられたこの宿場町。そして、栄えてきたこの矢掛の町を、いま、住んでる人が住み続けられるようにするには、やっぱり農業の再生が欠かせないと思いますので、この農地の集約化。大型化だけではなくて、3反未満の人はもう補償の対象もありませんから、この中小零細の方を対象にした営農集団できる部門がぜひ欲しいものだというふうに考えておりますので、ぜひ検討いただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。少し早いですが、午後の本会議運営に鑑み、この際、昼食などのため、午後1時まで休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、7番小塚郁夫君、お願いします。小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は石畳風景観舗装の整備について、2点目は、無電柱化について、執行部の考えをお伺いします。

道の駅の開業に合わせ、無電柱化や重要伝統的建造物群保存地区の指定、都市再生整備事業による商

店街の景観整備等、行政の一貫したハード整備や商店街の住民や町民の皆様の御理解や御努力により、コロナ禍にあっても本町へ訪れる観光客は増加の傾向にあります。

また、昨年度は3年ぶりの大名行列の実施、本年度は西町イベント広場の完成やかわまちづくり計画など、ますます賑わい創出に御努力されている山岡町長や職員の皆様に感謝申し上げます。

着々と進んでいる整備の中にあつて、1点目は、石畳風景観舗装の整備について。現在、東西は山縣内科付近から東に向かって脇本陣付近及び道の駅周辺、また、南北は町家交流館から矢掛病院までの石畳風景観舗装が実施され、本町に訪れる方や町民の皆様に非常に好評です。

しかし、商店街全体を鑑みると、やはり、西町・東町の未整備区間が目につき、道の駅を中心とした整備になっているため、矢掛駅からの来訪者に分かりにくいとの御指摘も受けている。

井原線は、今後とも本町にとって重要な交通機関であるとともに、観光の拠点であると言える。そこで、西町・東町地区については、都市再生整備事業で実施と聞いているが、現状での整備計画及び矢掛病院から矢掛駅のロータリー一部を含む箇所を石畳風景観舗装で整理すべきと思いますが、事業実施について執行部の御見解をお伺いします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 7番小塚議員からの石畳風景観舗装の整備について、建設課よりお答えさせていただきます。

先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、商店街の石畳風景観舗装につきましては、令和2年度に無電柱化後の舗装復旧として、山縣内科付近から脇本陣付近及び道の駅の開業に合わせて駅周辺を整備し、その後、令和3年度から令和4年度に掛けて、町家交流館から病院前までの整備を実施いたしました。

今後の計画としては令和5年度に西町イベント広場及び東町ふれあい広場の整備に併せて、町道本陣通り線の石畳風景観舗装を行う予定としております。

御提言にありました矢掛病院から矢掛駅ロータリー一部を含む箇所の整備につきましては、現在整備計画等はございません。

しかしながら、小塚議員からもありましたように、井原線を利用され、矢掛に来られる方から同様の御意見があることは承知しております。担当課といたしましては、景観整備からの観点は当然の事ながら、舗装の劣化状況等整備の必要性、また、財源確保のための事業化等に関して検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 担当課長からの答弁で、景観整備や劣化状況の必要性で検討すると回答がありました。石畳風景観舗装を実施すると、観光客の井原鉄道利用促進にもつながるし、案内標識がなくても本陣や脇本陣にスムーズに行ける。ぜひ、矢掛病院から矢掛駅ロータリー一部の石畳風景観舗装に実施していただきたい。また、町長のお考えをお伺いします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 小塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、建設課長が答弁させていただきましたが、令和5年度は都市再生計画整備事業の最終年度になります。小塚議員も御存じのようにですね、この事業は令和元年より山野前町長の時に立ち上げられ

た商店街を中心とした整備事業でございます。私としましては、まずこの引き継いだ事業を完結させていただきたいと存じます。矢掛の地元議員さんの街づくりに対する積極的な提言であると、しっかり受け止め、矢掛駅までの石畳風景観舗装ですね、これにつきましては、多方面からその必要性和効果について、職員と一緒に検討してまいります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 町長から前向きな御回答いただき、検討が計画になるよう、石畳風景観舗装にされ、更に本町の幸福度が上がることを期待し、次の2点目の質問に入ります。

西町・東町の無電柱化について、道の駅から商店街中心部の無電柱化は令和3年2月に完了していますが、その後、西町・東町の商店街の無電柱化工事も実施すると当時聞いています。いろいろな問題もあると思いますが、いつ頃から工事計画を予定するのか、執行部の御見解をお伺いします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 7番議員、小塚議員からの2つ目の御質問、無電柱化西町・東町について、建設課よりお答えさせていただきます。

本町では、平成30年度に国土交通省が全国11か所の地区で実施した官民連携無電柱化支援事業に中国地方で唯一選定され、平成30年度から令和2年度までの3年間で本陣から脇本陣付近及びビジターセンターから道の駅までの510メートルの区間について、総額約4億円を費やし、実施をいたしました。11地区の中でも本町の事業は延長も一番長く、また、電線管理者の方も多し中の成功事例として関係各所から高い評価をいただいております。これも、事業に御理解、御協力を賜りました地域住民の皆様、関係各位、そして、事業を実施していただきました電線管理者各社の皆様の御尽力の賜物でございます。この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。

さて、御質問にあります西町及び東町の無電柱化でございますが、官民連携無電柱化支援事業の当初計画は西町から東町までの約970メートルを事業区域として選定されておりましたが、3年間の限られた事業期間の中で実行可能な範囲で最も効果的な区間として、現在の区間を施工しております。

つまり、御質問にありました、残りの区間につきましても計画そのものがなくなったわけではございません。昭和50年代後半から街並み景観向上や防災の観点から地域住民の皆様から御要望や御期待を受け、ようやく一部が実現した事業でございます。残りの区間につきましても、引き続き事業化に向け、検討を進めてまいります。今回の官民連携無電柱化支援事業のように同様に進めていくことは現状では困難な状況であるのが実情でございます。

まずは、財源的に実現可能で、また、本町の特性にマッチした事業に対応できるよう、電線管理者の皆様とともに国の動向を注視しながら、残りの区間につきましても無電柱化に向け粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 小塚君。

○7番（小塚郁夫君） 御回答ありがとうございます。事業計画や財政確保など難しい課題もあると思いますが、賑わいの街づくりが更に向上し、観光客が増えるよう期待して、私の質問を終わります。

○議長（花川大志君） 続きまして、1番土井俊彦君、お願いします。土井君。

○1番（土井俊彦君） 議席1番、土井でございます。通告に従い、質問事項、アフターコロナを見据

えた町民の多様な学びと教養を深める文化振興への展望。そして、やかげ文化センターを基軸とした取組の運営について、教育委員会としての方針及び見解をお聞きしたく、早速始めさせていただきます。

まず、本質問を具体的に御理解いただくため、コロナ禍の一連の経過を述べさせていただきます。2020年——令和2年1月30日にWHO世界保健機関に命名された新型コロナウイルス感染症は、世界規模の流行となり、これに準じて矢掛町も同2年2月28日付で感染まん延防止のため、町内各所公共施設でのさまざまな行事を原則中止し、不要不急の外出自粛を我々町民に対して通達しました。以降、岡山県は同年5月に県下全域に緊急事態措置を公表し、社会の閉塞感は増大の一途をたどりました。

その結果残念ながら、本町で開催される予定だったコンサートほか生涯教育や文化講座など、多様な学びと教養を深める集いの場はにわかに不要不急の外出の対象の様相を呈し、町民はその機会を逸し、停滞を余儀なくされたわけです。

そして、数時にわたるワクチン接種等による重篤化と感染まん延の抑制によって各種対策の緩和が進み、本年5月には感染症法でいう2類から5類に引き下げられます。

そのような中、我がまちの文化教育行政に目を向けますと、第6次矢掛町振興計画では、文化施設を活用して優れた芸術文化を提供する機会を増やすと共に、文化活動を担う人作りを促進する旨明記されており、やかげ文化センターは、正にその中核とも言える施設であるにも関わらず、前段申し上げました社会環境へと変化し、我がまちの芸術、文化、そして生涯教育、総じて見る・聞く・学ぶといった機会は、長期にわたり逸失したと町民は感じております。

そこで、次の事柄につけて、執行部、また、担当部署にお聞きします。1点目は、コロナ禍の前と後では文化センターにおける各種イベント、催し事の取り運びはどのような差異があり、どんな影響が見られたか。2点目、ウィズコロナからアフターコロナへの過渡期の今、昨年から徐々に文化芸術の生涯教育に係る催しが再開し始めてはいるが、文化を担う人作りを強力に推進し、コロナ禍以前の水準に戻すには、企画運営面に関し、一貫してこれに当たる組織が必要と考えられます。その組織が、有意義に業務を推進するために民間の力を入れ、官民協働による文化センターを活用したコンサートやイベントのほか、さまざまな催しの提供を町民が主体となって企画をし、もって歴史薫る文化のまちを誇れる素地かん養を推し進めるべきかと考えますが、担当部署の方針、指針、見解はいかなるものか。

この数年間、担当部署の職員の皆様、諸々の取組、運営、多大な御苦労があったものと推察します。その辺りも踏まえ、今後の運営についての所見をお聞きしたく、以上2点について、執行部の答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 1番土井議員のアフターコロナを見据えた文化振興について、それに関して教育課からお答えいたします。

まず、1点目のコロナ禍の前後では、文化センターの各種イベント・催しはどのような差異や影響があるかという点についてでございます。

まず、差異——違いということですが、文化センター自主事業、つまり、文化センターが企画し運営するイベント数とその入場者数の観点から御説明いたします。コロナ前の令和元年度は、規模の大小はありますが、クラシックコンサートなど5つの事業を実施いたしました。その入場者数の合計は2,100人。その数年前も、毎年約5つから6つの事業を実施していた状況です。コロナ禍の令和2年度は、コンサートが延期か中止となり実施しておりません。令和3年度は、緊急事態宣言により2

か月程度の閉館を余儀なくされましたが、感染対策を行い、NHK公開録音、演歌、バイオリンコンサート、やかげ音楽祭の4つの事業を実施し、その入場者数は計1,817人。令和4年度は、お笑い、ファミリーコンサート、やかげ音楽祭の3つの事業、入場者数は計1,255人でありました。

特に、令和3年度から来場者に対して、アンケートを実施し、満足度の把握、今後のイベントのジャンル希望をお聞きし、参考としているところでもあります。

次に、影響という点につきましては、コロナにより確かにイベント数は減少しています。しかし、その中でも安心して来場いただけるよう、国・県のガイドラインに基づき、検温・消毒はもちろんのこと、入場者の氏名の把握、人数制限を行いながら実施しているところでございます。

特に、町内の音楽団体の発表の場がなくなり、音楽振興を復活させたいという声が上がったことによりまして、令和3年度から“〜つどい・奏で・つながろう〜”をコンセプトに町内音楽団体によるやかげ音楽祭の開催にいたりました。また、文化センター自主事業とは別に、各町民団体の方々が、自ら企画・広報・運営まで全て行い、講演会やコンサート、定期演奏会等を実施され、町民の方々に楽しんでいただくという動きも少しずつ増えてきている状況であります。

続いて、2点目のアフターコロナの過渡期に文化を担う人づくりとして、文化センターイベント企画運営に関わる組織が必要で、その組織は民間の力を入れ、官民協働の下、町民が主体となって企画した文化センターイベントを提供すべきという点についてお答えします。

まず、文化センターイベント企画運営に民間の力を入れるというのは、専門性やノウハウにより、今よりも幅広いジャンルの催しや、質の高いコンサート等を提供することが可能となり、海外・県外からもやかげ文化センターファンを増やすことにもつながると考えています。

その専門性やノウハウは、企画や交渉はもちろんのこと、広報活動を特に現在はSNSにより全国から足を運んでこられる状況でございます。さらに、チケット販売に至りましては、コロナで指定席の催しがほとんどの中、ネットでの予約・電子決済、そして、コンビニやスマホのチケット発行、更にはスマホによるアンケート実施やニーズの把握、今後のイベント情報のメール配信等を行うなどの運営が必要となってきます。そのような観点から教育課では、やかげ文化センター運営委員会などで、自主イベント企画運営の仕方についての御意見を伺いながら、進めてまいりたいと考えています。

次に、文化を担う人づくりの観点から申し上げますと、広く多くの方々が文化芸術に触れ、興味を持っていただくことが肝要であると考えています。そういう中で、子どもたちの文化芸術に触れる機会としまして、令和5年度は美術館において、町内小学4年生を対象とし、個々の鑑賞力を育成する対話型鑑賞会を実施する予定にしております。これは、作品を鑑賞する際に子どもたちの自由な発想・感じ方を対話で引き出し、美術に慣れ親しむきっかけづくりとして行ってまいります。さらには、小学校への芸術家派遣事業や、おかやまやかげ本陣文学賞の継続により、より多くの子どもたちに文化芸術に親しむ機会を設けてまいります。

また、イベントに関して申し上げますと、合併70周年記念の一環として、これは所管が総務防災課となりますが、来年度当初、町民団体が主体となって実施する記念事業の募集が行われる予定と聞いております。さまざまな団体の企画と実行力により、文化センターにおいても多様なイベントが開催され、その力が今後の矢掛町の文化を担う人づくりにもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 土井君。

○1番（土井俊彦君） 教育課長から御答弁をいただきましたが、ここ数年のコロナ禍にあつて、衛生管理、人数制限などなど感染予防対策を講じ、文化センターを運営してこられた経緯をお聞きし、一町民として評価したいと思います。ただし、運営などの御苦勞と同じだけこの数年間は町民も見る、聞く、学びの機会を失ってきたわけです。

これらの復旧は文化振興を推進する上で大変重要だと考えています。その上で、御答弁にあったアンケート調査ですが、今後のイベントのジャンル希望などを参考としていくとのことですが、具体的にどのような御意見があったのでしょうか。前段申し上げた、民間の力を入れ、官民協働の実現はこういったところにあると思いますので、出来る範囲で御答弁をお願いします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） それでは、土井議員の再質問、アンケートについて、教育課からお答えをいたします。

令和3年度、4年度で実施しましたアンケートは有料の自主イベントで、演歌、バイオリンコンサート、お笑い、ファミリーコンサートの4公演でありました。

まず、満足度ですが、5段階評価で4点以上の方は、平均91パーセントとなっております。

少し御意見を紹介いたしますと、演歌では天童よしみさんでしたが、「天童さんの歌声に大変元気と勇気もらい、頑張らなければと思える気になった」「生バンドがすばらしかった」と。バイオリンコンサート——これは河井郁子さんですが、「和楽器と洋楽器のコラボがすばらしかった」「親しみやすい選曲で、生音に感激し心が癒されました」お笑いでは、「矢掛町出身の芸人さん、テレビでよく見る芸人さんを間近で見れてうれしかった」「こういう機会がないと見ることができないので、またお願いします」それから、ファミリーコンサートでは、「小さな子どもも飽きないように工夫してあった」「親としては心が軽くなり、日頃の子育ての疲れが和らぐ一時でした」などでございます。

次に、希望ジャンルにつきましては、イベント来場者によって希望が異なる傾向がございました。まず、演歌来場者が希望されるのは、演歌・歌謡曲・ポップスなどの歌のコンサートやお笑いが多く、それから、バイオリンコンサートの来場者は、クラシック。それから、お笑い来場者は、お笑い・ものまね・歌のコンサート。ファミリーコンサートの来場者は、ミュージカルやファミリーコンサートというものを希望されているということでございます。傾向としましては、どのイベント来場者も歌を中心としたコンサートの希望が多い状況でございました。

いずれにしても、やかげ文化センターホールで、あらゆる年代の方々にさまざまなジャンルの内容を鑑賞していただくことが、町民皆さんの活力につながると考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 土井君。

○1番（土井俊彦君） アンケートの内容の一端を聞いて思うことは、我々町民にとって文化センターは文字どおり、文化・芸術を見て、聞いてもらう場所であるということです。

しかし、ここ数年、利用者数はコロナ禍を要因として大幅に減少したと承知しています。調べましたら、文化センターが開設された平成11年には3万8,340人の利用があり、年間で最多では4万6,438人を記録しておりました。それが直近の令和3年度では1万1,340人、その前年の令和2年度では8,140人と文化センター開設以降最低の数値となっております。

文化振興は、利用人数という尺度で測れることはできませんが、少なくともここで行われたであろう

さまざまな催しに町民が触れることができなかつたという事実が如実に表れていることだと考えます。

これを以前のように、我々町民が文化・芸術に親しむべく、文化センターへ足を運ぶ状態に戻すには、企画、運営に大変な時間と労力を傾注しなければならないと推察します。提案いたしました民間の活力を入れ、官民協働をもって、この施設を文化の殿堂として活用していただくようお願いをして、私の質問を終わります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 続きまして、6番原田秀史君、お願いします。原田君。

○6番（原田秀史君） 議席6番の原田でございます。通告に従いまして、買物弱者についてと町道運動公園線についての2項目を質問いたします。

まず、買物弱者について、質問をいたします。経済産業省では、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々を買物弱者と位置付け、このことに関する調査を行っており、平成27年度の調査では、全国で約700万人と推計され、前回調査——これ、平成22年度と比較しますと約100万人増加しており、農村、山間部のような過疎地域に加え、今後は都市部などでも顕在化することが予測されるとあります。

こうした買物弱者問題が発生する要因としては、高齢者の増加による自動車等の運転が不可能な人の増加、核家族化による高齢者の独居世帯の増加、地域コミュニティの弱体化による支え合い機能の低下、モータリゼーションの進展により郊外型店舗の進出による小規模店舗の減少、人口減少による小売店の廃業などが挙げられています。

こうした買物弱者問題の具体的な対策といたしましては、移動手段の提供により目的地に移動しやすくする環境の整備、宅配・買物代行など家まで商品を届けるシステムの構築、移動販売などにより近くに買物場を作る、コミュニティを形成するなどと言われています。

農林水産省では、買物弱者の現状分析の一環として、平成23年度から食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査を行っております。

令和3年度の調査結果では、回答がありました1,212市町村のうち、買物弱者に対して対策を必要としている市町村の割合は86.4パーセントで、行政による対策が実施されているのは74.3パーセントとあり、人口規模の小さい市町村ほど対策が必要と感じている割合が高いとあります。

このように、全国の多くの市町村では買物弱者に対しての対策を必要とし、行政による何らかの対策が実施されています。

本町においては、昭和50年代にはまだ各地区に徒歩又は自転車で行ける範囲にありました個人商店も、平成になるとほとんどの商店が廃業し、現在では町内でも数件しかありません。また最近でも、中心市街地にありましたスーパーのうち1店舗を廃業し、1店舗は町内の他地区へ移転し、特に移動手段が容易でない高齢者の方の多くは不便を感じられています。町内で一番の人口密集地である矢掛の市街地でもこうした状況があります。

現在、町内には矢掛・川面・中川・小田地区にそれぞれ1店舗の計4店舗がありますが、いずれも郊外型スーパーの形態をとっており、自動車等を使用しなければならず、移動手段が容易でない高齢者の方に取り生活に必要な食料品や生活用品の入手が困難となり、日常生活を営む上で支障を来されているのではないかと思います。

町内には、令和2年10月現在、高齢者のみの世帯が1,910世帯あり、その中で買物弱者に該当される

方々は多くおられ、今後も高齢化の進展により増加傾向になるのは確実ではないかと思われま

そうした中、町内の買物弱者に該当される方の多くは宅配サービスや移動販売車の利用や地域福祉バス、タクシーを利用し、商店やスーパーに行き、買物をされているのが現状ではないかと思いますが、こうした買物弱者と言われる方々の現状をどの程度把握し、現状をどのように分析しているのか。また、行政として今後どのような対策が必要であると考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 6番原田議員の御質問、買物弱者について、福祉介護課からお答えいたします。

買物弱者の現状把握と分析についてですが、昨年末に、来年度、第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、福祉介護課において、65歳以上の町民の方を対象に高齢者の介護予防・日常生活に関するアンケートを実施しており、その中で買物に対する実態を調査しております。

町内にお住いの65歳以上の高齢者で要介護認定者を除いた4,418の方に調査票を送付し、3,744人の方から回答をいただいております。回収率は84.7パーセントでございます。多くの方から御意見をいただき現在集計の途中でございます。これにより現状の把握ができるものと思っております。

次に、行政として今後どのような対策が必要かということですが、まずはアンケート調査により実態を把握し、その状況に応じた対応を考えたいと思っております。その中で、現在、買物支援としては、地域福祉バス、福祉タクシー助成事業で対応しております。また、介護保険制度の中で、申請により、要介護者にはヘルパー派遣、要支援者には介護予防訪問ボランティアによる買物支援がござい

ます。そのほか、民間による宅配や移動販売もござい

先ほど、2番昼田議員の御質問にもありましたが、福祉タクシー事業について、来年度から対象者を拡大するよう事務を進めています。運転免許証を所持していない75歳以上の方にタクシー券を交付するよう改正しておりますので、交通弱者の方の足になるものと思っております。多くの方に利用していただけるよう、広報、ホームページ、矢掛放送等でしっかりと周知を図ってまいります。

買物弱者の問題は、福祉施策のみならず公共交通や商店など幅広い分野が関わってまいります。今後ますます高齢化が進む中で、行政の施策はもとより地域の力もお借りしながら、高齢者が安心して生活できる体制を整備していきたいと考えていますので、よろしくお願

○議長（花川大志君） 原田君。

○6番（原田秀史君） ありがとうございます。買物弱者の現状把握と分析については、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するために実施したアンケート結果を元に状況の把握を行い、状況に応じた対応を取る。また、現在の対策としては、地域福祉バスや福祉タクシーでの対応との答弁でした。

第7期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定のために行われた平成29年1月のアンケート調査の中で、自宅での生活を続けていくために利用したいサービスの質問に対し、特にないを除いた回答のうち、安否確認19.7パーセント、災害時の避難18.6パーセントに続き、買物の支援が3番目18.5パーセントという結果がありましたが、その対策ともいえる基本目標には具体的には掲げられていませんでした。

さらに、第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の高齢者の生活に関するアンケートには、アンケート調査にはこうした項目はなく、当然、基本目標も前回と同じ内容でした。

先ほどの答弁にありましたアンケート調査には、私も65歳以上の町民でありますので回答いたしましたが、その質問内容については、買物先、利用する交通手段、移動販売等利用したいサービスなど、買物弱者対策を念頭に置いた質問が何項目かありましたが、行政が対応可能であると思われる対策の大きな柱である移動手段提供による目的地へ移動しやすくする環境の整備、また、移動販売などにより近くに買物場を作る対策につながる調査項目は少なかつたように思います。

このことは、アンケート調査が買物弱者対策に特化したものではなく、高齢者福祉の充実と介護保険制度の円滑な実施に向けた矢掛町高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定するもので、先ほどの答弁にありました今回のアンケート調査により、買物弱者の実態を把握し、対応することには限界があるのではないかと思います。

買物弱者対策の検討においては、地域の現状把握が非常に重要になります。地域の現状に即した対策を実施するためには、買物に困っている人々がどこに、どのくらい居て、どういった理由で買物に困り、何を求めているかを明確にしなければなりません。

そこで、こうした地域の現状を把握し、対策を構築するためには、まず住民の買物の実態やニーズについて、より具体的なアンケートを行う中で、買物困窮者マップを作成し、地域の実態を分析することが必要ではないかと思いますが、見解をお聞きます。

また、現在行っている対策としては、地域福祉バスや福祉タクシー事業での支援とありましたが、福祉バスについては、第8期、先ほどの計画では利用率が低いことを課題とし、利便性を考慮するという方向性を掲げてありました。

地域福祉バスの各々の運行ルートを見てみますと、終点は老人センターに設定し、その中で多くのルートは病院等の公共施設や矢掛商店街へのアクセスがあります。また、矢掛小田線につきましても、小田駅や中川、川面地区にあります商業施設や矢掛商店街へのアクセスが可能となっています。

近隣の市町の状況を見ますと、例えば浅口市では、旧鴨方町、旧金光町、旧寄島町にそれぞれ2路線あり、いずれの路線もスーパー等の商業施設にアクセスが可能となっています。

本町では、郊外型のスーパー等の商業施設の多くがまちの西部にあり、ルート選定は容易ではないと思いますが、こうした近隣の運行状況も参考にし、買物弱者にも対応できるルート・時間設定を考えることが必要ではないかと思いますが、この件について執行部の答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 6番原田議員の再質問に福祉介護課からお答えします。

地域福祉バスは、福祉施策として、交通弱者の交通の便の確保対策として実施する事業です。地域福祉バスについて、これ以上の利便性向上は民間事業者への圧迫につながるため、困難であります。今後は、公共交通の充実での対応になります。先ほどいただきました買物困難者マップやルート選定等の御提案を参考に、企画財政課と協力しながら、公共交通施策について検討してまいりたいと思います。

○議長（花川大志君） 原田君。

○6番（原田秀史君） ありがとうございます。買物マップを作成し現況を把握することについては、今後の検討課題。また、地域福祉バスは福祉施策として、交通弱者の交通の便の確保対策であり、これ以上の利便性の向上は民間事業者の圧迫になり、地域福祉バスの買物弱者に対する活用は困難なため、今後は公共交通の枠の中で対応するという答弁でした。

この買物弱者問題については、先ほども申しましたが、第8期矢掛町高齢者保健計画・介護保険事業

計画や第3次矢掛町地域福祉計画にも具体的な課題、また、その課題に対しての方向性に関する記述は当然なく、現時点では行政による支援は必要なく、実態の把握を実施するほど喫緊の行政課題ではないと捉えられているように思われます。

先ほども申しましたが、矢掛市街地では令和3年6月に中心部にありましたスーパーが郊外に移転し、今まで利用されていたスーパー周辺の高齢者及び町内他地区から地域福祉バスを利用し、買物をされていた方々のその後の状況、また現在、矢掛市街地を含め、町内一円を民間の移動販売車が巡回販売を行っていますが、今後人口が減少し、高齢化が進展する地域等を中心に採算性の低下から行政の支援がないと事業の継続が困難になることが予測されます。

こうした状況を考えますと、決して現状は楽観視できるものではないと思います。

先ほど課長が言われましたように、買物弱者問題は福祉施策のみならず公共交通や商店等、幅広い分野が関わる問題だと私も思います。こうしたことを踏まえ、現在、各課で実施されている施策の副次的な効果によるものではなく、この問題を行政の重要課題と捉え、積極的な対応が必要ではないかと思えます。

今後、買物弱者対策を推進するためには、経済産業省の買物弱者応援マニュアルの中で買物弱者を把握する方法として買物弱者マップの作成が推奨されていることから、町内の地区別に買物弱者の現状を的確に把握し、冒頭申し上げました、目的地に移動しやすくする環境の整備、家まで商品を届けるシステムの構築、近くに買物場を作る、コミュニティを形成するなど、具体的な対策を講じることにより、買物弱者と言われる方を減らし、各々の地域で安心して生活できる街づくりを推進するための新たな一歩として、まず早急に買物弱者マップを作成することを提言といたしまして、この質問は終わります。

次に、町道運動公園線について、質問をいたします。この路線の当初計画では、国の交付金事業である地方創生道整備推進交付金事業を活用し、平成30年度から令和3年度までの4年間で、総事業費3億8,000万円の事業として平成30年度に事業着手する中で、事業年度を令和4年度まで延長し、現在に至っています。

工事の進捗状況としましては、起点側——これ東町ですが、の町道市街地外周東線との接続及び和田川に架かる橋梁工事。また、終点側の町道堀線付近の改良工事も完了し、事業費ベースで令和4年5月末現在で68.3パーセントであります。中間地点の工事が一部用地買収が遅れているため未完成の状態で事業年度終了が本年度になりますので、事業完了予定のこの期に、このことについて以下の質問をいたします。

1点目といたしまして、この事業は国の交付金事業を活用し、平成30年度に事業着手する中で、事業年度を延長した経緯がありますが、来年度以降の交付金事業として事業の継続は可能になるのか。

2点目といたしまして、課長を先頭に建設課の担当者の職員には未買収地の用地交渉に大変努力されていると思いますが、現時点では残念ながら取得できてないようにお聞きしております。担当課としては今後も粘り強く買収交渉を進めていかれる中で、いつまでもというわけにはまいりません。やはり、最終的な交渉期限を考える必要があると思いますが、見解をお聞きします。

3点目といたしまして、この道路は災害時の避難場所である総合運動公園への矢掛市街地からの避難経路、また、総合運動公園から町外の来園者を矢掛市街地へ誘導するアクセス道路としての機能もあり、早期の完成が待たれています。そうした中、中間地点の用地買収ができなくなった場合、線形の変更などを含めた今後の対応についてお聞きします。

4 点目といたしまして、現設計では橋梁部以外は街頭灯・防犯灯を問わず、照明施設の設置は計画にないようですが、総合運動公園は先ほど申しましたが、避難場所にされています。矢掛市街地からの避難経路としての位置付けは大きいものがあります。災害は昼間や月夜に限定して起こることはありません。暗闇の中での避難も想定し、この道路の供用開始までには照明施設の設置が必要ではないかと思いますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、6番原田議員から、町道運動公園線について、4点御質問をいただきましたので建設課からお答えさせていただきます。

まず、1点目の交付金事業としての継続についてでございますが、現在、地域再生計画の事業完了期間を令和4年度から令和6年度まで延伸させる変更手続き中でございます。令和4年度末に認定される見込みでございます。引き続き、地方創生道整備推進交付金事業として事業継続の予定でございます。

2点目の未買収地についての御質問でございますが、この件につきましては、これまでも議会や委員会で同様の御質問を幾度か頂戴しております。町民の皆様、また、町議会議員の皆様にご不安や御心配をお掛けしておりますことをこの場をお借りして、心よりお詫び申し上げます。

交渉の内容については性質上、詳細は控えたいと存じますが、これまでも弁護士をはじめ、さまざまな方にも御相談させていただくなどあらゆる方法で交渉を継続しておりますが、現在のところ、権利者の方に御同意いただけていない状況でございます。先ほどの御質問で答弁させていただきましたとおり、事業期間が延長される見込みでございます。引き続き、建設課の最重要課題として位置付け、用地取得に向けて粘り強く権利者の方と交渉させていただきたいと考えております。

3点目の御質問、用地買収ができなかった場合の対応についてでございますが、令和4年度末に事業期間が延期される見込みでございます。現状では、現計画が早期に完成できるよう職員一丸となって努力してまいります。

しかしながら、これまでの用地の交渉経緯を踏まえますと、今後も樂觀できる状況ではないと判断しており、現計画の達成を最優先にすることに変更はございませんが、交渉が長期に渡る可能性を考慮し、工事完了区間の供用を開始するための修正設計に関する経費を令和5年度当初予算に計上させていただいております。

4点目の照明施設の設置につきましては、道路照明については必須の設備ではないことなどから、現状では橋梁部を含め、設置の計画はございません。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 原田君。

○6番（原田秀史君） ありがとうございます。用地交渉が長期化することも考慮し、線形——ルートですね、修正設計を令和5年度に計画しているという答弁でありましたが、この修正案に係る用地については、見通しが立っての計画なのか。また、この修正案の実行はいつ決断するのか、お聞きします。

また、照明施設の設置は必須の設備ではないことから、現状では設置の計画はないとの答弁でしたが、この事業の中では必須ではないが、今後については、その他の事業により設置の可能性はあるのか。それとも、この道路自体に照明設備は必要ではないということなのかお聞きします。

以上、2点について答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 原田議員から、町道運動公園線について、再質問いただきましたので建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の再質問であります、修正案の用地の見通し及び修正案の実行時期についてでございますが、先ほどの答弁でもお答えいたしましたように、現計画の達成が最優先であることに変更はございません。修正案ありきではなく、最優先課題は現在交渉させていただいております用地の取得であると考えております。また、今回の修正案も大幅な変更を考えたものではなく、交渉が長引くようであれば、道路の供用を一部でも開始するための対応を考えるものでございます。そのために今後、検討してまいりますので必要な用地及び実施時期、いずれにおきましても未定でございます。

2点目の再質問、照明施設の設置につきましては、供用開始後の状況により、地域住民の皆様や交通安全対策協議会、警察などと協議し、必要に応じて道路照明施設設置基準などを基に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 原田君。

○6番（原田秀史君） ありがとうございます。修正案は計画しているが、修正案ありきではなく、あくまで現計画での工事完成を目指している。また、照明設備については、地域住民を含めた関係機関との協議により、道路照明施設設置基準などを基に検討するという答弁でした。

用地取得に関しては、課の最優先課題として取り組むと強調され、早期取得に向け並々ならぬ決意で取り組む姿勢はうかがえました。

この道路は、総合運動公園への西方面からの進入道路でもあり、冒頭申し上げましたが、総合運動公園の町外利用者を矢掛市街地へ誘導。それに加え、災害時の避難場所としての運動公園への避難経路としての大きな機能が見込まれますので、国の交付金事業として延長される見込みの最終の令和6年度までには現計画若しくは修正案での工事を完成させ、1日でも早い供用開始を図っていただくとともに、照明設備に関しましては、この道路は先ほど申しましたが、災害時の避難経路としての位置付け、また周辺の居住環境などを考慮していただきまして、設置へ向けての適切な検討をお願いいたしまして、この質問を含め、私の二つの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで10分程度休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、14時10分まで休憩いたします。休憩。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続けます。それでは、12番浅野 毅君をお願いします。浅野君。

○12番（浅野 毅君） それでは、12番議員の浅野でございます。本日は2つの質問をさせていただきます。1つは農村RMOについてということと、2番目が重伝建地区の維持発展のための具体策ということで2問させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、農村RMOってもうちょっと聞き慣れない、私自身、言葉でしたんで、ちょっと簡単に

辞書で調べてみました。そうしますと、RMOは Region, それからMは Management, それからOは Organization というようなことで書いてありました。つまり、リージョンって地域とか地方とかいう意味ですね。そういうことで、地域で一つの組織を作ってそれぞれの地域の発展に寄与するというような意味だろうと解釈しております。

前段はさておきまして、令和2年の3月の食料・農業・農村基本計画が閣議で決定されておきまして、基本方針の主なものは、産業政策と地域政策を車の両輪といたしまして、自給率の向上、これは今、カロリーベース日本38パーセントだと思いますが自給率の向上しましょうということと食料安全保障の確立を図るというものでございます。特に、農村の振興や国民運動の展開を通じた国民合意の形成を目指している。これは、まだややこしいですが、みんなで国民全員で先ほど申し上げた4つの政策を推進しましょうねという国の願いだろうと思います。

また、令和6年——令和5年度ですね、今年度の通常国会に提出予定の食料・農業・農村基本法の改正案が検討されております。これは何年ぶりかはちょっとあれですけど、ずっと新しい、先ほど申し上げました産業政策と地域政策等々を加味した法律に発展させていこうという意味だと思います。

その中で地域を守り、発展させていく一つの施策が農村RMOと思います。

農村RMOのイメージは農業団体と町内会、社会福祉協議会、自治会、婦人会、PTA、各種団体等あらゆる団体で協議会をつくるということでございます。その協議会——これは運営組織なんですけど、それに国が支援をする事業であります。令和5年度の予算の概算要求が137億7,700万円。これは農山村振興交付金ですが、その中のいくらかちょっとわかりませんが、RMOのほうにかなり予算を組んでおるようでございます。

目標といたしまして、令和8年度までに100地区の地域運営組織を想定しておきまして、一地区最大が1,000万の助成をします。これも3年間で、令和8年度までということでございます。

当町として農村RMOについて、今後どうされるのか、見解を問います。

以上です。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 12番浅野議員の農村RMO——農村型地域運営組織についての御質問について、産業観光課からお答えします。

この取組の背景ですが、農林業センサスの平成17年とその10年後の平成27年について、岡山県内の調査結果を比較すると、人口減少により中山間地域で10戸未満の農業集落が増加しております。集落の戸数が10戸を下回ると、水路などの保全や祭りやイベントが難しくなり、住民同士の支え合いの力が弱まると言われています。

令和5年度の農林水産省の関係予算の重点事項の中で、8番目に記載されておりますが、農山漁村の活性化の中にごございますが、デジタル技術により地域資源を活用した農山漁村の課題解決の項目の中に、農山漁村振興交付金として、当初予算で91億円が計上されております。さらにその中で、農村RMOの形成とともにデジタル技術の導入・定着化を推進するものとされており、なお、令和4年度から農林水産省の組織づくりの支援が始まっています。

また、農林水産省は、農村RMOモデル形成支援として、地域協議会が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に掛かる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着化を推進する取組に対して、定額で上限1,000万円を最大3年間の支援というふうなされて

います。

また、農林水産省のホームページによりますと、通常地域運営組織については、通常のRMOと呼んでおり、RMOが農地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行うなどの場合に、農村型地域運営組織——農村RMOと呼んでいるようです。なお、RMOは、先ほど議員御指摘のとおり、エリア・地域を表す Region、運営する組織ということで Management Organization の略称でございます。

次に、農村RMOにおける協議会のイメージですが、集落営農組織などの農業団体と町内会や社会福祉協議会といった地域団体など、多様な団体で構成されるものとされています。全国にはいろいろなケースがあるとお聞きしております。

また、農村RMOは、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援の3つの活動を中心として手掛けることとなりますが、さらに、地域課題はさまざまであり、農村RMOの取組形態は多種多様で今後も先進的な取組事例が紹介されることと思います。

また、農水省主催で、農村RMO推進研究会が開催されており、3月2日に第2回目の推進研究会のWEBセミナーでありまして、そちらに私を含め職員が参加させていただきました。なお、全国ではこのセミナーに約500の方がアクセスされたとお聞きしております。冒頭令和5年度の関連施策・予算説明がこのセミナーの中で関係の省庁からあり、その後、農地保全のための事例分析の発表がありました。

なお、農村RMOには、さまざまな支援策、仕組みがあります。具体例の一つと申しまして、特定非営利活動法人 みんなの集落研究所がございますが、こちらの研究所は岡山県に拠点を置き、県内の人口減少や少子高齢化等の課題を持つ中山間地域や集落を支援されている中間支援組織であります。この中間支援組織は、行政と地域の間立ち、ネットワークづくりやコーディネート、政策提案、資金面での相談などを通じて、地域のさまざまな活動を支援しておられ、農村RMOの伴走者——いわゆる一緒に走るといふ立場の立ち位置で期待をされておられます。

また、2月28日の農業委員会の総会後の協議会においても、農業委員さんのほうから農村RMOについてのテーマも取り上げられました。今後、農業委員会では、中国四国農政局にお越しいたき、更に研修をされ理解を深められる予定であります。

産業観光課といたしましては、農村RMOにつきましては、地域課題解決のために非常に有効な制度、事業と認識しており、今後も情報収集、研究をしてまいりたいと思います。また、矢掛町内の各地域の方が、課題解決のために、主体的に協議会等の設立を検討され、農村RMO事業を活用される場合には、そのニーズに対して、中間支援組織等先ほどのみんなの集落研究所などもあります関係機関とともに連携・協力し、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） いろいろと詳しく説明していただきました。私が一般質問通告を出した後に、2つほど先ほどお話をされました Web 会議があったということとそれから農業委員会での話とかということで、非常に前に進んでおりまして、もうこれ以上、私申し上げることはないんですが、ただ、一つ申し上げたいのは、これは今までは農水省は多分、担い手という言葉を使って、農業をやる人、勤める人、いろんなことのような方針だったような気がしますが、今後は少子化もあるし、高齢化もあるし、みんな

なで地域を守ろうというような趣旨だろうと思います、この法律自身も。そういうことで、全員で一つ盛り上げていきたいなと思っております。

以上です。

2番目にいきます。2番目は、重伝建地区の維持発展のための具体策についてということでございます。令和2年の12月、重伝建に選定されました。数件、修理が行われておるところでございます。

それから、無電柱化、道の駅等で相乗効果がありまして、矢掛町・矢掛が全国的に注目を現在ではされております。

今後は、重伝建のまちにふさわしい街づくりが一層求められると思います。現状では、伝建地区及び周辺地区の景観を維持するために、修理基準や修景基準又は修理修景家屋の選定基準等も一般にはなかなか知られていないように思います。そこで、町外からの転入者の皆さん並びに町内の皆さんにも分かりやすくするために、今申し上げたようなマニュアルを作ったらどうかという質問でございます。見解を問います。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） それでは、12番浅野議員の重伝建地区の維持発展のための具体策について、教育課からお答えいたします。

矢掛宿の町並みが令和2年12月に重要伝統的建造物群保存地区に選定をされ、本格的に伝建制度の運用が開始されているところであります。伝建制度は保存地区を定め、文化財を点ではなく面で捉えるもので、史跡や名勝とも違いまして、そこに住まいをされる方、商いをされる方など関係する方が多く、特に住まいをされる方にとりましては生活に密着しており、制度運用にきめ細やかな対応が必要なことは言うまでもないことでございます。

その中で、制度を分かりやすく理解していただくためのマニュアルを作成してはとの御提案ですが、教育課としてもその必要性を感じており、既に制度の内容を取りまとめた簡易版のマニュアルを作成し、問い合わせのあった転入者の方、それから現状変更、補助制度の利用を考えられている方、そして御来館いただいた方々には既にお渡しをしているところでございます。

また、情報発信として“伝建通信しらかべ”というものを隔月で発行し、伝建制度の周知や魅力発信に努めております。

いずれにしても、伝建制度を取り入れて良かったと保存地区にお住まいの方だけでなく、町民の皆様にも思っただけのように、これからも努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○12番（浅野 毅君） いろいろ説明していただきまして、マニュアルが作成されておるということでございますが、私自身の不勉強か知りませんが見たこともないし、ぜひ皆さんに分かるように広報のほうを。そうしないと意味がないですね。というのは、まちの皆さんもそうだし、皆さんがこういうもんだということを、重伝建のまちだということを理解していただかないと、今後良いことにはならないといえますか。ぜひね、そういうことを。“しらかべ”やって2か月に1回出しておられるのは聞いてます。だから、それはもうそれで立派なもんですが、それプラスいろんな、例えば町中の看板とかいろいろありますわね。まちを綺麗にするとかいろんな方法がありますが。いろんなことを、この細かにひとつ再版と言いますか、これに付け加えてやっていただければということと、いま、倉敷の伝建地区を守

る会というところでマニュアル作っておりますんで、またそういうものも参考にされてやられたらどうかとは思いますので、ぜひ、そのへんをよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（花川大志君） 続きますして、4番岸野榮治君お願いします。岸野君。

○4番（岸野榮治君） 議席4番岸野榮治です。通告により質問をします。

令和5年産米の作付けは輸入依存穀物の増産と農地の畑作化利用が国の取組の方針であります。

飼料穀物への転換は、計画的に取り組む必要があります。その中で、飼料用米生産の取組では、国のほうの単価改定等を踏まえ、計画的に専用多収品種への転換導入が必要となります。

そこで、一般品種——主食用の米であります。この取組では、次の要件を受け入れることが必要になります。1つ、標準単価10アール当たり現在8万円支給されております単価がですね、毎年5,000円ずつ下がります。2つ目、水田活用直接支払交付金は、1.7ミリふるい上の米を交付金対象数量となります。3つ目、5年に一度は最低1か月以上田に水を張り、そういったことで田としての活用を実施すること。これらの要件の実施は、大変厳しい内容となっております。その上、一般品種での取組では、収納金額は毎年確実に減収することになります。

そこで、専用品種に計画的に取り組む必要があります。しかし、専用品種の栽培方法に慣れていないため、作業その他が不安である。そして、どんな多収専用品種があるのか。一般品種との栽培方法はどんな点が違うのか。栽培用の多収品種種子はどこに注文して手に入れるのか。また、出来た飼料米は、販売方法は、玄米か粳の状態か。また、販売先はどんな所があり、金額的に1キロ当たり何円になるか等の課題があります。

飼料米専用品種生産の取組には、事前に営農計画書に記入して、矢掛町農業再生協議会に提出する必要があります。

飼料米専用品種の取組について、担当課の考え方を問います。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 4番岸野議員の御質問、飼料米専用品種の取組についての第1点目の御質問について、国の経営所得安定対策事業のことになりますので、産業観光課からお答えします。

まず、主食用米である一般品種での取組での減額については、岸野議員御指摘のとおりで、令和6年産から令和8年産に掛けてのことでありまして、令和5年産につきましては現状維持でございます。また、一般品種以外の多収品種に何を推奨するかは種子の確保の見込みも含めまして、岡山県全体の問題となります。

なお、飼料用米を生産された時に交付される交付金は、標準単価10アール当たり8万円が維持されるのは多収品種ですが、国が示す品種と県が申請し国が認定する特認品種があります。また、各多収品種の現地試験の成績も少ないため、岡山県、JA等の関係機関からの情報収集と情報共有に努めたいと思っています。なお、“中生新千本”であれば標準単価10アール当たり8万円が維持されます。

また、参考情報でございますが、笠岡市の北川飼料米生産組合では品種を“みなちから”に絞られたとのお話をお聞きしております。

なお、岡山県井笠農業普及指導センターから、多収品種は一般品種よりも施肥——肥料をたくさんする必要はあるという情報をいただいております。肥料代の増加と米の増収程度、交付金額等を考慮しながら導入を判断する必要があるとの助言をいただいております。

以上のことをふまえて、産業観光課としましては、国、県の考え方にに基づき、今後の動向を注視しながら、岡山県の指導をいただきながら、JA、農業者、関係機関等で構成される矢掛町農業再生協議会の方針に沿って情報提供をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 岸野君。

○4番（岸野榮治君） 担当課長より説明ありました。飼料米専用品種の確保が必要の高まりで厳しくなる事が農水省より報告されています。矢掛町農業再生協議会において、JA、農業者——すなわち生産者、普及指導センター等と話し合いを行い、適切な指導により、飼料米専用品種への転換をスムーズに取り進める事を要望して、次の質問に移ります。

2番目の質問です。令和5年度より矢掛町の基幹産業である農業の振興を図るため、矢掛町農業振興対策基金の農業者への支援が始まります。担い手農家、販売農家の育成、荒廃農地対策、優良農地の確保、農産物の増産対策、田畑の有効活用や効率化、農家収入の増加等に大きく寄与するものと考えられます。

農業振興対策基金の運用、矢掛町長の取組、考え方を問います。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山岡 敦君） 4番岸野議員の第2点目の農業振興対策基金の運用についての御質問について、お答えいたします。

最初に、農業は矢掛町の基幹産業であり、最も重要なものと位置付けております。

農業振興対策基金につきましては、昨年6月の土田議員の一般質問での御提案により、情報収集、研究をはじめました。その後、昨年9月と12月の議会において、農業関係の課題について岸野議員の御提案をはじめとして複数の議員の方から一般質問で取り上げていただいております。

岸野議員御指摘のとおり、矢掛町の農業者の皆様への支援の一助となればとその思いで、農業振興対策基金を設置させていただきました。令和5年度から農業振興対策基金の運用を開始するにあたりまして、矢掛町の農業の現状把握に努めてまいりました。

まず、今年度10月から11月に各地区自治協議会の主催で開催されました各地区地域座談会がございましたが、御出席いただきました自治会、公民館をはじめ関係者の皆様から、さまざまな地域課題について御意見をいただき、懇談をさせていただきました。その中で、町内7地区全てにおいて、農業についてのテーマが取り上げられました。また、特に農作物の鳥獣被害への対策。この支援について、全ての地区から強い要望がありました。さらに、耕作者の高齢化に伴う担い手不足、農地の荒廃及び農産物の価格の低迷等さまざまな課題についてお話を伺い、農業の厳しい実態をお聞きしました。

また、昨年12月12日には、矢掛町農業委員会から、農地等利用最適化推進施策に関する意見をいただきました。そして、今年1月10日に、その内容につきまして、農業委員の皆様から御説明並びに事業・制度の御提言もいただきました。

また、産業観光課を中心に、情報収集に努めており、特に、農業委員会主催により、町内7地区で開催された、実質化された人・農地プランの実行に向けた話し合いにおいても、自治会、町内会、耕作者、土地改良区、用水組合等関係者の方々からさまざまな御意見が出されたとの報告を受けております。

このようなプロセスを経て、矢掛町の農業の現状及び課題分析を進め、近隣市町をはじめ、県内の農業振興対策の事業の研究及び矢掛町における制度設計について検討を進めてまいりました。

そして、令和5年度当初予算において、矢掛町独自の補助事業として3つの事業を創設し、農業振興対策基金を財源として、総額750万円を上程することといたしました。

まず、1つ目の事業といたしましては、矢掛町内全域で一番要望が多く出されました、有害鳥獣進入防止柵整備事業でございます。町補助率2分の1、補助金上限20万円を予定しております。

また、2つ目の事業といたしまして、岡山県農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地を借り受けた矢掛町内の農業者に対して矢掛町独自の農地流動化助成金を交付したいと考えております。交付単価につきましては、契約期間によって段階的に区分しておりますが、新規の借受けに対しましては、再度借受けをされる場合の2倍とし、さらに、ほ場整備以外の耕作条件不利な土地につきましては、10アール当たり1.5倍の加算を考えております。具体的には、農地中間管理機構を通じて、新規に10年以上の借受けの場合は、10アール当たり4万円、農業経営基盤強化促進法により新規に利用権を設定される場合は、3年以上6年未満の場合は10アール当たり2,000円、6年以上10年未満の場合は10アール当たり5,000円、10年以上の場合は10アール当たり20,000円と考えております。

そして、3つ目の事業として、農業共済の収入保険の加入に対する助成事業として、矢掛町の農業者に対して保険料の2分の1の補助金を交付したいと考えております。

以上が、農業振興対策基金を使った町の独自事業となります。

さらに、農業振興対策基金を財源として、岡山県の2つの補助事業に対して、矢掛町独自の補助金の上乗せを計上しております。

まず1つ目は、矢掛町の認定農業者・認定新規就農者が農振農用地の荒廃農地の再生・活用のため、新規に利用権設定や農地中間管理事業を利用する場合、補助金が交付される岡山県荒廃農地再生・活用事業について、岡山県の補助率は4分の1以内ですが、町補助率4分の1で、10アール当たり上限5万円で、内訳は県費2万5,000円、町費2万5,000円と考えております。

また2つ目は、岡山県の補助事業、鳥獣の被害に強い地域支援事業に取り組む矢掛町の農業者に対して岡山県の補助率は2分の1以内ですが、町補助率4分の1を上乗せしたいと考えております。事業に取り組まれる農家の皆様の実質の負担率が軽減されるようにとの思いからでございます。

先ほど申し上げましたこの合計で5つの事業に対しまして総額807万5,000円を、矢掛町農業対策振興基金を財源として、令和5年度当初予算として上程させていただいております。

なお、今後の農業振興対策基金の運用につきましても、現状把握に努め、農業者の皆様の御意見をお伺いしながら、そしてまた、ニーズを捉えて適切に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 岸野君。

○4番（岸野榮治君） 町長には農業振興対策基金の運用でお話をいただきました。

農業振興対策としてですね、農地流動化助成、有害鳥獣の侵入防止整備補助金、農業共済収入保険補助金事業、これは矢掛町独自の取組として予算を上程していただき、まことに感謝に堪えない。我々農業者、要望して早速の対応ということで感謝しております。

まちの基幹産業であろう農業に継続して支援をお願いし、農家を元気にしていただく。この我々農業者の希望がですね、ここに予算化されたということで、ありがとうございます。これらが継続して支援が行われるということを要望して、質問を終わります。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明9日の木曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明9日木曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

ここで皆様にお知らせいたします。昨日7日に井原市議会原田敬久議員が逝去されました。本町議会議員は、井原市議会議員共々井原地区清掃施設組合議会を構成しており、原田議員は、正にその議会の同僚でありました。また、山岡町長はこの組合の副管理者でもあります。よって、ここに謹んでお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表すものであります。

本日は、長時間お疲れさまでした。これにて散会といたします。散会。

午後 2時45分 散会

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和5年3月9日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前 9時43分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 土 井 俊 彦 | 出          | 2        | 昼 田 政 義 | 出          |
| 3        | 福 田 京 子 | 出          | 4        | 岸 野 榮 治 | 出          |
| 5        | 田 中 輝 夫 | 出          | 6        | 原 田 秀 史 | 出          |
| 7        | 小 塚 郁 夫 | 出          | 8        | 石 井 信 行 | 出          |
| 9        | 川 上 淳 司 | 出          | 10       | 花 川 大 志 | 出          |
| 11       | 土 田 正 雄 | 出          | 12       | 浅 野 毅   | 出          |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|                       |           |                   |         |
|-----------------------|-----------|-------------------|---------|
| 町 長                   | 山 岡 敦     | 副 町 長             | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長                 | 山 部 英 之   | 総 合 政 策 監         | 安 部 正 和 |
| 総 務 防 災 課 長           | 堀 賢 一     | 企 画 財 政 課 長       | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長               | 妹 尾 茂 樹   | 健 康 子 育 て 課 長     | 小 川 公 一 |
| 福 祉 介 護 課 長           | 稲 田 由 紀 子 | 産 業 観 光 課 長       | 妹 尾 一 正 |
| 上 下 水 道 課 長           | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長           | 藤 原 徳 忠 |
| 病 院 事 務 長             | 坪 田 芳 隆   | 会 計 管 理 者         | 稲 田 欽 也 |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 小 出 優 子   | 矢 掛 寮 長           | 西 山 弘 之 |
| 総 務 防 災 課 長 代 理       | 立 川 人 士   | 企 画 財 政 課 長 代 理   | 河 上 昌 弘 |
| 企 画 財 政 課 財 政 係 長     | 石 井 亮 太 郎 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 | 守 屋 裕 文 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第3号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 4 号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
- 議案第 9 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 10号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22号 矢掛町合併70周年記念事業基金条例制定について
- 日程第2 議案第 23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第3 議案第 24号 権利の放棄について
- 日程第4 議案第 25号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 26号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 27号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 28号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 29号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 30号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 31号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第 32号 令和5年度矢掛町一般会計予算について

- 議案第 33 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 36 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 37 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 38 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 39 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。8日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、建設課長より公務出張のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（花川大志君） ここで、日程第1に入る前に、町長から、令和5年3月7日付けで令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会における議案第38号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算についての訂正の許可を矢掛町議会会議規則第20条第1項の規定により求められております。つきましては、ここで訂正の理由の説明及び内容の説明求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 失礼いたします。議事日程に入る前にお時間いただきまして、大変ありがとうございます。議長申されましたとおり、議案第38号におきまして数値に誤りがございましたので、まことに申し訳ありませんが、お手許に配付の議案の正誤表によりまして、訂正いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議案第38号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算でございますが、その28ページ。これ、最後のページになりますが、その表の中で、支出表でございますが、その真ん中辺りに目配水設備費で委託料の説明の欄の3段目に水源開発の金額が1,000万となっておりますが、正しくは5,000万でございます。訂正いただきますよう、よろしく願いをいたします。なお、訂正箇所はこの部分だけで、ほかの数字には影響はございません。まことに申し訳ありませんでした。よろしく願いをいたします。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。

議案第38号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算についての字句の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号、令和5年度矢掛町水道事業会計予算についての字句の訂正を許可することに決しました。

~~~~~

- 日程第1 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第4号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について  
議案第5号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について  
議案第6号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
議案第7号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第8号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について  
議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
議案第10号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 1 1 号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 3 号 矢掛町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 4 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 5 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 6 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 7 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 8 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 9 号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第 2 0 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 1 号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 2 号 矢掛町合併 7 0 周年記念事業基金条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第 1, 議案第 2 号から議案第 22 号までを一括議題といたします。

これらの議案は既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号から議案第 22 号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号、矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 3 号、矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 4 号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、議案第 5 号、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、議案第 6 号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第 7 号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 8 号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について、議案第 9 号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第 10 号、矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、議案第 11 号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 13 号、矢掛町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第 14 号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第 22 号、矢掛町

合併 70 周年記念事業基金条例制定について、以上 14 議案は、総務文教常任委員会へ、また、議案第 15 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 17 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 18 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 19 号、矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について、議案第 20 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 21 号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上の 7 議案を産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 2 議案第 23 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（花川大志君） 日程第 2、議案第 23 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 23 号につきましては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 3 議案第 24 号 権利の放棄について

**○議長（花川大志君）** 日程第 3、議案第 24 号、権利の放棄についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 24 号につきましては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、権利の放棄については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 4 議案第 25 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について

議案第 26 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 27 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

- 議案第 28 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 29 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 30 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 31 号 令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（花川大志君） 日程第 4，議案第 25 号から議案第 31 号までを一括議題といたします。

これも既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 25 号から議案第 31 号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号、令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について、議案第 26 号、令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 27 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 28 号、令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 29 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 30 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 31 号、令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 7 議案は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

- 日程第 5 議案第 32 号 令和 5 年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第 33 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 36 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第 37 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第 38 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第 39 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（花川大志君）** 日程第 5，議案第 32 号から議案第 41 号までを一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号から議案第 41 号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号、令和 5 年度矢掛町一般会計予算について、議案第 33 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第 34 号、令和 5

年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第 35 号、令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 36 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第 37 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第 38 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第 39 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第 40 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 41 号、令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について、以上の 10 議案は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

○議長（花川大志君） 本日予定しておりました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は 20 日の月曜日、午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、20 日の月曜日、午前 9 時 30 分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が、次の日程で開催されます。まず、明 10 日の金曜日の午前 9 時 30 分から総務文教常任委員会が、午後 1 時 30 分から産業福祉常任委員会が、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が、週明け 13 日月曜日は午後 1 時 30 分から、14 日の火曜日と 15 日の水曜日は午前 9 時 30 分から、いずれも全員協議会室で、さらに 16 日の木曜日は午前 9 時 30 分から場所を変え 3 階大会議室で開催されますので、関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午前 9 時 43 分 散会

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 令和5年3月20日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (閉会) 午前10時52分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総 合 政 策 監	安 部 正 和
総 務 防 災 課 長	堀 賢 一	企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	妹 尾 茂 樹	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士
企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘	企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎
選 挙 管 理 委 員 会 書 記	守 屋 裕 文		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定

について

- 議案第 3 号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定
について
- 議案第 6 号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定
について
- 議案第 9 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について
- 議案第 10 号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 11 号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税
の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第 12 号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第 13 号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第 14 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 議案第 19 号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定につ
いて
- 議案第 20 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例制定について
- 議案第 21 号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 2 号 矢掛町合併 7 0 周年記念事業基金条例制定について
議案第 2 3 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第 2 4 号 権利の放棄について
議案第 2 5 号 令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 2 6 号 令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
議案第 2 7 号 令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）につい
て
議案第 2 8 号 令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3
号）について
議案第 2 9 号 令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）につい
て
議案第 3 0 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい
て
議案第 3 1 号 令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
議案第 3 2 号 令和 5 年度矢掛町一般会計予算について
議案第 3 3 号 令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第 3 4 号 令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第 3 5 号 令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 3 6 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第 3 7 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第 3 8 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第 3 9 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第 4 0 号 令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第 4 1 号 令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

日程第 2 発議第 1 号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

日程第 3 発議第 2 号 矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

日程第 4 議案第 4 2 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。今月9日の本会議以降、議会・執行部共々、連日の各常任委員会における付託案件の審査、まことに御苦労さまでした。いずれの委員会でも活発な質疑応答を経て、本日の最終日、本会議へその審査結果が送られてまいりました。なお、最終的な採決へは、更に慎重かつ賢明な御判断をいただきたくお願いするものであります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第2号 矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 議案第5号 矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 議案第6号 矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第7号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について
- 議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

- 準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 矢掛町合併70周年記念事業基金条例制定について
- 議案第23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 令和4年度矢掛町一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第26号 令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第31号 令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 令和5年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第33号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第34号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 令和5年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第36号 令和5年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第37号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第38号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第39号 令和5年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第40号 令和5年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第41号 令和5年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長（花川大志君） 日程第1，議案第2号から議案第41号までを一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る9日の本会議において審査をお願いした案件で，各委員会での審査も終了し，それぞれ

れの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員長、浅野 毅君、お願いいたします。浅野君。

〇12番（浅野 毅君） それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る3月9日本会議において付託を受けました議案第2号から14号までの条例制定についての13議案及び議案第22号の条例制定について1議案、計14議案の条例制定について、10日総務文教常任委員会を開催し、全委員参加のもと副町長、教育長ほか関係職員から説明を聴取しながら審査を行いました。

質疑の詳細については会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第2号、矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、「今回の改正では全ての世帯に渡らない状況である。残り3割の救済措置はあるのか」、「周知方法はどうか」の質疑応答がありましたが、内容そのものに異議を唱えるものはなく全会一致で了としました。

次に、議案第3号、矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では新しく出来る予定の課についての名称、場所、人員等の質疑応答があり、全会一致で了といたしました。

次に、議案第4号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についての審査では、「行政不服及び情報公開・個人情報審査会の委員について、矢掛町から町議会が区別されることになる」とあるが、新規に条例を制定するのか、管理簿について、セキュリティーについて等質疑応答がありました。令和5年4月から改正法の規定が全国共通ルールとなり、矢掛町にも適用されることとなり条例を制定することであり、内容そのものに異議を唱えるものはなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第5号、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定についての審査では、特段の質疑はなく、全会一致で了としました。

次に、議案第6号、矢掛町個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての審査では、特段の質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第7号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査でも特に質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第8号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についての審査では、特段の意見はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第9号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての審査では、「管理職にあった職員が課長職を失うことになり配慮が必要なのではないか」、「定年延長に伴い給与が3割減となる場合、職業安定所による給与の補填はないか」、「早期退職制度はあるのか」等質疑がありましたが、執行部の丁寧な応答があり、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第10号、矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についての審査では、「緊急呼び出し対応とはどういう体制下か」、「平日と休日に違いがあるのか」、「年末年始は加算はあるか」、「管理職手当との兼ね合いは」、「冬場の手当は適正か」等々質疑応答があり、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第11号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例一部を改正する条例制定についての審査では、特段の質疑はなく全会一致で了といたしました。

次に、議案第 12 号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では、料金改定にあたっては事前通告をしっかりとるようとの意見がありましたが、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 13 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 14 号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特段の意見もなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 22 号、矢掛町合併 70 周年記念事業基金条例制定についての審査では、「70 周年の記念となる事業としてすばらしい事業実施を願いたい」、「記念誌に災害の記録も盛り込んでほしい」、「記念事業はどういった内容になるのか」等の質疑応答があったが、全会一致で了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（花川大志君） 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

○6番（原田秀史君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 9 日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 議案の審査のため、3 月 10 日全委員出席のもと、関係職員から説明を聴取する中、審査を行いました。

詳細につきましては会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第 15 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、町内にはこの条例に該当する施設はないことを前提とし、既存の保育園・認定こども園の安全計画についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 16 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 17 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、施設の安全計画作成及び運用についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 18 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 19 号、矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 20 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 21 号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特段の質疑はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査の概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

○5番（田中輝夫君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る3月9日の本会議において予算決算常任委員会に付託を受けました、過疎計画変更案件、権利の放棄案件及び令和4年度矢掛町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算並びに企業会計補正予算、そして令和5年度一般会計当初予算及び各特別会計並びに企業会計予算案件について、今月13日から16日の4日間にわたり、付託案件審査のため予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長、総合政策監のほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、特段の質疑はなく、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第24号、権利の放棄については、債務者の死亡年状況等を認知した時期について質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第25号、令和4年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について、保健衛生費繰出金の水道事業会計出資金が減額の理由、地方贈与税の森林環境贈与税が増額の理由、河川維持費の立木等刈払委託料が減額の理由、ふるさと納税事業費の財源内訳、農業振興費・早期経営確立支援事業補助金が減額の理由、農林水産費・新型コロナ対策農業費で農業資材等物価高騰対策事業補助金が減額の理由と年間農業収入額の区分ごとの内訳、消防費・団員出動報酬の減額補正理由、有害鳥獣防護柵設置事業補助の減額理由と分析の有無、地域おこし協力隊活動負担金とサテライトオフィス等誘致事業補助金の減額理由などについて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第26号、令和4年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第27号、令和4年度矢掛町病院事業会計補正予算(第3号)について、議案第28号、令和4年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)について、議案第29号、令和4年度矢掛町水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第30号、令和4年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第31号、令和4年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)については、特段の質疑はなく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第32号、令和5年度矢掛町一般会計予算について、当初予算については審査の概要を所管課ごとに報告いたします。

総務防災課所管については、情報システム標準化・共通化対応業務の概要、デジタル技能職員の育成又は雇用、防災拠点人材育成事業に防災士資格取得事業と自主防災組織活動支援事業とのセットでの関連予算付け、広報紙等の全戸配布の概要、各地区消防団の二部制の検討、自主防災組織活動支援補助事業の対象と申請方法等について質疑応答がありました。これは、全会一致です。

企画財政課所管については、ふるさと納税事業の寄附額・返礼品額の制限枠など経費の予算編成、一般財源の町税見込み額、地方交付税・町債は増、国庫・県支出は減との想定の中での財源バランス、基金の積立てと取崩し状況、町債増の要因、ふるさと納税返礼品の町内産の推奨割合、地域おこし協力隊

の減額理由と地域おこし協力隊支援補助金の内容、地域おこし協力隊の現在の応募状況など質疑応答がありました。これは、賛成多数です。

町民課所管については、LED防犯灯更新補助金交付事業の対象となる防犯灯、公会堂・集会所の修繕費補助で防護柵・フェンス等対象の可否、防犯灯と街路灯の区分け、防犯灯へのサージカット——雷防護アダプタの付設、エコタウン事業の概要、ゴミ減量化対策予算の処理容器想定数及び申請方法などについて、質疑応答がありました。これは、全会一致です。

健康子育て課所管については、予防接種事業の中で定期予防接種の高齢者予防接種・成人用肺炎球菌費用と任意予防接種助成で成人肺炎球菌ワクチン接種の詳細内容、緊急風しん抗体検査事業の対象者、子育て支援センター事業と出産・子育て包括支援事業の概要、児童手当支給事業の減額理由、予防接種事業の使用料と賃借料の詳細、ヤングケアラー実態把握調査委託料の資金使途、子育て支援センター事業の公民館への出張内容、中川保育園の複合遊具の再使用可能時期、ひとり親家庭等医療費給付事業の対象者数、児童福祉施設事業の保育園・認定こども保育園の入園者数と各園入園者の割り振りなどについて、質疑応答がありました。これは、全会一致です。

福祉介護課所管については、新規事業の障害者計画等策定調査事業費の概要、地域福祉バスの利用状況と利便性向上の取組と改善、重層的支援体制整備事業移行準備事業の概要、相談窓口となる課の対応などについて、質疑応答がありました。これは、賛成多数です。

矢掛寮については、入所者定数の限度枠と運営費の概要、嘱託医との契約と対応、入所者の不都合な事象の有無、入所者の高齢化による生活状況、スタッフの労働時間の現況などについての質疑応答がありました。これは、全会一致です。

建設課所管については、支障木伐採委託料の伐採箇所、空家等実態調査事業で高齢者のみの家屋も併せて調査することの可否、管理できない空き家への通告実施の有無、かわまちづくり事業の委託料と施設整備工事費の内容、民間賃貸住宅等建設補助事業は現況需要バランスを考慮しての実施か、多面的機能支払交付金制度の概要と申請要件、道路改良起債事業の内容に対して予算額の妥当性、浸水対策事業の内容などについて、質疑応答がありました。これは、賛成多数です。

教育課所管については、部活動の地域移行について民間指導者への委託料と対応並びに文化部の部活動への検討、指導者の資格取得、お楽しみ給食食材補助事業の概要、矢掛高校魅力化事業の地域コーディネーターの活動内容、教育支援員配置事業の概要と支援員の選考方法、小田球場トイレ等改修工事とその後の管理・清掃、茶臼山・吉備真備公園管理委託料、毎戸遺跡発掘調査の遺跡物・文化財の保存方法と保管場所、町指定文化財の常夜灯への補助金交付と事業全体の規模、矢掛の偉人マンガ制作事業の概要等について質疑応答がありました。これは、全会一致です。

産業観光課所管については、農地流動化助成事業で利用権設定の時期とほ場整備済と未整備の田の取扱い、農地中間管理機構の活用する場合の期間、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業の受益戸数と受益面積の詳細及び補助対象の緩和検討の是非、賑わいのまちやかげ宿創出施設指定管理事業の内訳、DMO運営支援事業・まちづくり地域創生事業・山陽道やかげ宿賑わい創出事業のDMO関連経費、まちづくり地域創生事業の協議会の成果、商品開発等支援事業の概略、駐車場有効利用システム運用事業で利用状況と料金設定などについて質疑応答がありました。これは、賛成多数です。

上下水道課所管、議会事務局所管予算については、特段の質疑はありませんでした。賛成多数です。各所管予算を慎重に審査した結果、議案第32号、令和5年度矢掛町一般会計予算については賛成多数で

原案を了といたしました。

議案第 33 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、単年度収支黒字への見込みと展望及び健全経営のために必要な基金の状況、医療費抑制の取組、特定健康診断の受診率目標、国民健康保険の被対象者数と未収分の回収、国保の税率据え置きでの運営などについて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 34 号、令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、事業計画策定事業の委託料と概要、アンケート調査の記載事項の配慮、介護予防訪問ボランティア事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業、認知症総合支援事業の概要と一部減額予算となった理由などについて質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し原案を了といたしました。

議案第 35 号、令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、高齢者医療費が増加傾向の中での運営、後期高齢者医療広域連合納付金などについて質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 36 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について、収益的収支で医業収益が約 760 万円増額予算編成となっている要因、医療収支の収支比率の見込み額、事業費用全体で 1,070 万円増加している理由、新型コロナウイルスが 2 類から 5 類に移行することで感染予防対策及び診療体制の外郭、年間患者数の算出根拠、コロナ収束傾向にある中で患者数の動向等について、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 37 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、施設運営事業外収益で消費税及び地方消費税還付金として 800 万円計上されている理由及び収入予算の概要、薬品費・委託料・賃借料が増額となっている根拠、食材費高騰の折に給食費が微増となっているが適切な対応の可否など質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 38 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について、配水設備費の水源開発費 5,000 万円計上で掘削調査の場所及び取水する地下水の適正性確保、石綿セメント管更新の進捗状況、予定貸借対照表から試算で流動比率が 40 ポイント減少の対応、旅費増額の要因及びポンプ場の更新計画などについて、質疑応答がありました。審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第 39 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について、営業外収益で他会計からの負担金が減額となっている要因、流動比率の減少要因と予算編成に対する執行部の見解、諸経費高騰による下水道料金への影響、ストックマネジメント計画などについて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 40 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 41 号、令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算について、特段の質疑なく、全会一致で賛成し原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番石井君。

○8番（石井信行君） 議案第32号、令和5年度矢掛町一般会計予算についての反対討論を2点で行います。

まず、1点目は、かわまちづくり事業についてです。嵐山の麓にオートキャンプ場を作る事業ですが、高妻山に亀島キャンプ場という整備された大変立派なキャンプ場があります。なぜ重複して作らなければならないのか。その必要性に疑問を感じます。

次に懸念される部分は、出来上がった後のことです。1つ目に、清音の河川敷キャンプ場や総社の川辺の学校などを見ている、大水が出るたびにその姿が変わってしまい、復旧に大きな費用が掛かっております。

それから、事業全体の予算額は5億を大幅に超えるものとなっていますが、令和5年度分だけで1億7,000万円を超えています。その中に測量設計委託料4,910万円が入っています。昨年の6月の議会の補正予算には、周辺地調査・基本構想策定委託料550万円。内容もよくわからないと大問題になりましたDXアプリ導入調査検討等業務委託料4,800万。備品購入費に300万円。計5,650万円が計上され、可決されています。

今回のデジタルツールシステム構築委託料は、全国への発信や全国からの受入れをしやすいためのデジタルシステムという説明でした。ボートの防災アプリ5,000万円。これはかなりの額ですし、江戸の時代の町並みを仮想空間で体験できるカメラ、これらも一切使い物にならないまま、どこかへ消えてしまいました。今度のデジタルツールシステムが、8,350万円も掛けてどうなるのか大変疑問です。

それから、オートキャンプ場には、ボート・自転車・そのほかの遊具を含めて乗り物が貸し出すような構想のようですが、そのための人員や格納施設の維持管理にどれだけの費用が今後掛かっていくのか。持ち出さなければならないのか、疑問です。

最後に、何よりも地元住民への説明会が一切開かれていないということが最大の問題です。住民の協力なくして賑わいのまちづくりなど到底できないと思います。これが、反対の理由の1点目です。

2点目、DMO予算について。DMOには、指定管理料864万円、運営補助金962万8,000円、合計1,826万8,000円が予算措置されております。その上に、DMOを中心とした協議会に対する補助。街づくり地域創生事業4,600万円、矢掛DMOが実施する道の駅、矢掛ビジターセンター問屋などを活用した誘客促進や賑わい創出による街の活性化のための事業に対する補助、山陽道やかげ宿賑わい創出事業3,560万円。合計すると9,986万8,000円になります。これは、既に3年目を迎えています。

DMO、矢掛宿、矢掛屋、それとDMOを中心とした協議会がこん然として、どこで、何に、どう使われているのか、非常に分かり難くなっております。これらの予算を使って、町外から人を集めて来訪者が増えることは歓迎すべきことだと思いますが、商店街は、町内在住で、いつでも訪れることのできる人、常連のお客さんによって支えられていると私は考えています。

この1億円近い予算が地元きちんと落ち、町財政に返ってきているのか。経済的波及効果はどうなっているのか、その言及も検証も全くありません。

以上の2点をもって、議案第32号、令和5年度一般会計予算への反対討論とします。

なお、コロナ禍による病院会計や国保会計、大変な状況になっていること。災害対策が求められている治水の緊急性などを考えると、今住んでる人が住み続けられる状況こそを重視すべきではないかとい

うことを述べて、反対討論といたします。

なお、議案第23号も、かわまちづくりの地域指定に関する条項ですので、ここで23号の反対討論はこの討論と重複するようになるので、併せて反対討論とします。

以上です。

○議長（花川大志君） そのほか、討論はありませんか。5番田中君。

○5番（田中輝夫君） 賛成の立場で討論させていただきます。

かわまちづくりにつきましては、昨年からも実施されております。国土交通省、岡山県と一体となつてやっている事業でありまして、既に国土交通省のホームページにも矢掛のかわまちづくりというふうなことで、載っています。

そのかわまちづくりにつきましても、矢掛町賑わいの街づくり。賑わわせていこうというふうなことで事業は始めているものでありまして、今回への当初予算も、その事業を行うに当たっては予算付けが必要というふうなことで予算化されている額だというふうに思っております。

それと、第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてですが、議員も知って言われていると当然思っていますし、その計画に記載されていなければ過疎対策事業費が対象とならないというふうなことなので、その一部変更です。

DMOにしましても、かわまちづくりにしましても、矢掛を発展させていく、賑わわせていくというふうな事業だというふうに考えておりますので、賛成の立場で述べさせていただきます。

○議長（花川大志君） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

先ほど議案第23号、議案第32号については、討論がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった議案第2号から議案第22号までの条例の一部改正・制定・廃止それぞれの案件21件、議案第24号、権利の放棄案件1件、議案第25号から議案第31号までの補正予算案件7件、議案第33号から議案第41号までの当初予算案件9件については、委員長報告はこれを可とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、矢掛町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第3号、矢掛町課設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、議案第5号、矢掛町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、議案第6号、矢掛町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第7号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について、議案第9号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第10号、矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町立社会体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、

議案第 14 号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第 15 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 17 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 18 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 19 号、矢掛町出産育児一時資金貸付条例を廃止する条例制定について、議案第 20 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 21 号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 22 号、矢掛町合併 70 周年記念事業基金条例制定について、議案第 24 号、権利の放棄について、議案第 25 号、令和 4 年度矢掛町一般会計補正予算(第 7 号)について、議案第 26 号、令和 4 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について、議案第 27 号、令和 4 年度矢掛町病院事業会計補正予算(第 3 号)について、議案第 28 号、令和 4 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 3 号)について、議案第 29 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計補正予算(第 3 号)について、議案第 30 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について、議案第 31 号、令和 4 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算(第 2 号)について、議案第 33 号、令和 5 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第 34 号、令和 5 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第 35 号、令和 5 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 36 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第 37 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第 38 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第 39 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第 40 号、令和 5 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 41 号、令和 5 年度矢掛町各財産区特別会計予算についてについては、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第 23 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 23 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長(花川大志雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 23 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決決定しました。

引き続き、討論のあった議案の採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 32 号、令和 5 年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長(花川大志雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 32 号、令和 5 年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定しました。

お諮りいたします。ただいま、浅野 毅君ほかの皆さんから、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定についての発議案が提出されま

した。また、町長より、令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)についての補正予算案1件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。10時25分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、浅野 毅君ほかの皆さんから提出された発議第1号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び発議第2号、矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定についての2議案と町長より提出された、議案第42号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)についての計3議案を日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 発議第1号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第2、発議第1号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議第1号、矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第3 発議第2号 矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○議長（花川大志君） 日程第3，発議第2号，矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第39条第2項の規定により，省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第2号は原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，発議第2号，矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例制定については原案のとおり可決決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第42号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第4，議案第42号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは，議案第42号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。今回の補正額は8,100万円の増額で，補正後の予算総額は90億3,100万円となります。

内容といたしましては，新型コロナウイルスワクチンの接種に係るもので，令和5年3月31日までとされていまして特例臨時接種の期間が，令和6年3月31日まで1年間延長されたことに伴うものでございます。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 町長からの提案理由の説明が終わりました。次に，詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは，議案第42号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について，御説明申し上げます。

今回の補正は，8,100万円を増額するもので，内容は新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので，特例臨時接種の期間が1年間延長されたことに伴うものでございます。

接種は，5月から8月に掛けては，医療従事者や高齢者，基礎疾患のある人を対象に行い，9月から12月に掛けては，追加接種可能な全年齢の人を対象に行います。接種の方法は，医療機関による個別接種で，接種の予約はこれまでと同じく町のコールセンターで受け付ける予定でございます。

説明は事項別明細書で行いますので，予算書8ページ，9ページをお開きください。

まず，歳出でございます。4款衛生費，新型コロナウイルス感染症対策費に8,100万円を追加してお

ります。

まず、健康被害調査会委員報酬に8万4,000円、個別接種促進医療機関報償費200万円の他、事務経費として消耗品費69万5,000円、通信運搬費169万2,000円を計上いたしております。次に、委託料でございますが、新型コロナワクチン接種委託料4,143万1,000円はワクチン接種に係る業務委託料でございます。次に、コールセンター業務等委託料2,911万4,000円、国保連支払事務委託料540万円、医師等派遣委託料15万5,000円、最後に電算処理委託料42万9,000円でございます。

財源につきましては、一枚戻っていただき、6ページ、7ページ、歳入のページを御覧ください。国庫支出金でございますが、1項国庫負担金4,143万1,000円はワクチン接種に係る費用、2項国庫補助金3,956万9,000円はその他の費用の財源として計上させていただいております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長からの提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第42号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決決定されました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期及び日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、第1回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年第1回矢掛町議会第1回定例会につきましては、15日間の会期ではありましたが、上程いたしました条例改正、補正予算案、新年度予算案など、また、追加議案も含め計42議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

新年度につきましては、人口減少対策、子育て支援の充実、高齢者向け施策、さらには、農業支援など町民の皆様のニーズに基づいた施策を進め、住民福祉の維持・向上に充分配慮してまいります。そして4月からは、今議会で御決定いただきました新年度当初予算を計画的・効果的に執行し、時代の流れに柔軟に対応しながら、矢掛町の更なる活性化と発展に向けて鋭意努力してまいります。

最後になりましたが、これからは日増しに暖かさが増します。本格的な春の訪れを感じられる季節になってまいります。

議員の皆様におかれましては、令和5年度もさまざまな分野で御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後11時から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、大変お疲れ様でした。閉会。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員

令和5年第2回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和5年4月28日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前 9時51分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	妹 尾 茂 樹
税 務 課 長	妹 尾 一 正	健康子育て課長	小 川 公 一
福祉介護課長	稲 田 由紀子	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介護老人保健施設事務長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総務防災課長代理	立 川 人 士
企画財政課長代理	河 上 昌 弘	企画財政課財政係長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

日程第5 議案第45号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。明日からはいわゆるゴールデンウィークとなり、町民の皆さんも、閉塞感のあった社会状況から少しずつ解放感を求めてさまざまな催し等外出されるかと思われませんが、油断することなく引き続き管理衛生に留意しつつ、無事5月8日を迎えていただきたいと願うものであります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本臨時会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。また、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番昼田政義君と、3番福田京子君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

ここで、町長からの御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第2回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびは、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、国の制度に基づき、その実情を踏まえた生活支援を行うための子育て世帯生活支援特別給付金の給付を迅速に行うべく、急遽、臨時会を招集させていただいたものでございます。

本日御審議いただきます案件は、給付金に関する補正予算について1件、専決処分の承認を求めることについて2件の計3件でございます。

どうか、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

きます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの挨拶が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

**○議長（花川大志君）** 日程第4、議案第43号及び議案第44号の専決処分承認案件2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 日程第4、それでは、議案第43号及び議案第44号の専決処分の承認を求めることについて2件、一括して提案理由を御説明申し上げます。

両議案とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、この議会に報告し承認を求めますのでございます。

なお、両議案は、先の3月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と、関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず、議案第43号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方税法等の改正に基づきまして、森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税のグリーン化特例の期限延長等に係る規定の整備、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地に対する特例の期間延長等でございます。

次に、議案第44号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定でございますが、地方税法等の改正に基づきまして、課税限度額及び軽減判定所得の見直しでございます。

以上が、条例改正に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、議案の説明を求めます。税務課長。

**○税務課長（妹尾一正君）** それでは、議案第43号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございます。内容につきましては、資料により説明をさせていただきますので、資料番号1を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、資料1ページの(1)森林環境税の導入に伴う改正でございますが、令和6年度からの森林環境税の導入に伴いまして、納税通知書及び徴収方法等に関する規定の整備を講ずるものでございます。

施行につきましては、令和6年1月1日から施行となります。

次に、(2)軽自動車税と書いてある項目でございますが、軽自動車税のグリーン化特例の期限延長等でございます。内容につきましては2つございまして、そのうちの一つですが、電動キックボードのうち

原動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さは1.9メートル、幅は0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下のものが特定小型原動機付自転車に区別されます。この特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものでございます。

こちらの施行につきましては、令和5年7月1日から施行となります。

次に、2つ目でございますが、電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置につきましては、グリーン化特例の期限を3年間延長し、令和8年度までとするものでございます。

こちらの施行につきましては、令和5年4月1日から施行となります。

次に、(3)平成30年7月豪雨災害に係る被災住宅用地に対する特例の期間延長でございます。平成30年7月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合、引き続き住宅用地とみなす特例について、特例期限を令和6年度までに延長するものでございます。

施行につきましては、令和5年4月1日から施行となります。

資料を一枚おめくりください。

次に、議案第44号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

矢掛町国民健康保険税の改正項目は、次の2項目でございます。まず、1点目でございますが、課税限度額の引上げでございます。課税限度額につきまして、経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左の欄が令和4年度、右側の欄が令和5年度の内容でございます。

課税限度額につきましては、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ22万円とするものでございます。国民健康保険医療費分、介護納付金分は据置きでございます。

次に、軽減判定所得の引上げでございます。低所得者の保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左の欄が令和4年度、右の欄が令和5年度の内容でございます。

軽減判定所得につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ29万円に、2割軽減のその部分の金額を1万5,000円引き上げ53万5,000円とするものでございます。

施行につきましては、令和5年4月1日から施行となり、令和5年度の国民健康保険税から適用となります。

内容の説明につきましては、以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの議案の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第43号及び議案第44号は、原案のとおり承認す

ることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第 5 議案第 45 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（花川大志君） 日程第 5、議案第 45 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 45 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は 900 万円の増額で、補正後の予算総額は 90 億 4,000 万円となります。

内容といたしましては、3 月 28 日に国において予備費の使用が閣議決定されました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、少しでも早く予算化し、対象となる世帯の方にお届けできるよう、本臨時議会に上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細な内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 45 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は 900 万円を増額するもので、内容は食料等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもので、県事業の対象となる低所得の 1 人親世帯を除く住民税非課税の子育て世帯を対象に、児童 1 人当たり 5 万円を支給するものです。

申請が不要である令和 4 年度の給付金を受給した世帯については、できるだけ 5 月中の支給を行うこととし、それ以外の直近に収入が減少した世帯等については、申請を受け付けた後、可能な限り速やかに支給するものでございます。

説明は、事項別明細書で行いますので、8 ページ 9 ページをお開きください。まず、歳出でございます。3 款民生費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費に 870 万円を追加しております。まず、職員手当等として時間外勤務手当を 12 万円、需用費として消耗品費と印刷製本費合わせて 1 万 3,000 円、役務費として通信運搬費と手数料合わせて 6 万 7,000 円、使用料及び賃借料として電算使用料 200 万円を計上いたしております。

これら事務費については、県事業分、つまり、ひとり親世帯分の郵便料等も含まれております。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親以外の低所得世帯分を 130 人分 650 万円を計上いたしております。

最後に、予備費 30 万円で調整し、歳出総額 900 万円となります。

歳入につきましては、一枚戻っていただき、6 ページ、7 ページを御覧ください。上の国庫補助金では、給付金分として 650 万円を、事務費分として 216 万円を計上いたしております。その下、県補助金では、先ほど歳出の部分で申し上げました、県事業分の財源として 4 万円を計上させていただいております。最後に、前年度繰越金 30 万円で調整いたしております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長等から詳細な内容の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 45 号は、原案のとおり決することに、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって令和 5 年第 2 回矢掛町議会第 1 回臨時会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これをもって令和 5 年第 2 回矢掛町議会第 1 回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山岡町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和 5 年第 2 回矢掛町議会第 1 回臨時会につきましては、専決処分の 2 件並びに一般会計補正予算 1 件の計 3 件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただきました。ま

ことにありがとうございました。

一般会計の補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けている皆様の負担軽減となるように速やかな事業実施を行います。

議員の皆様には今後とも、それぞれのお立場で、御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れ様でございました。閉会。  
午前9時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員